



第9期ほほえみプラン21

(第9期焼津市高齢者保健福祉計画)

(第8期焼津市介護保険事業計画)

【計画期間】令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

令和3年(2021年)3月

焼津市



第9期ほほえみプラン2 1の策定にあたって



わが国の少子超高齢化は加速度的に、かつさまざまな問題を伴って進展しています。国は、団塊の世代がすべて75歳を迎える令和7年、さらには団塊ジュニア世代のすべてが65歳に達する令和22年を見据え、地域共生社会の構築を目指し、これまでの取り組みを一層強化しています。

本市においても超高齢社会への対応は喫緊の課題であり、この度、令和22年を見据えた第9期ほほえみプラン2 1（第9期焼津市高齢者保健福祉計画、第8期焼津市介護保険事業計画）を策定しました。

第9期ほほえみプラン2 1においては、高齢者が住み慣れた地域で、より長く安心して健やかに暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムをさらに推進するとともに、高齢者福祉サービス、介護サービスの充実、及び介護保険事業の安定した運営を図ることとしています。

本年は、焼津市が昭和26年3月1日に市制施行してから、70周年を迎える節目の年に当たります。多くの先人の方々が築き上げてきた焼津市の歴史の重みを再認識し、次世代に繋いでいくため、この節目の年を本市の新たなスタートの年と位置付け将来にわたり活力あるまちであり続けられるよう、全力で取り組んでまいります。

計画の推進にあたりましては、行政はもとより、保健、医療、福祉の関係者、さらには市民の皆様との連携・協働が不可欠です。今後とも本市の高齢者施策に対し、ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、第9期ほほえみプラン2 1の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会委員及び関係者の皆様、並びにアンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

焼津市長 中野弘道

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 介護保険制度を巡る法改正.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定方法.....	4
6 日常生活圏域の設定.....	6
第2章 高齢者を巡る状況	9
1 高齢者の人口推移と将来推計.....	9
2 高齢者世帯の状況.....	10
3 健康寿命.....	11
4 介護保険サービスの状況.....	12
5 アンケート調査結果から見た高齢者にとっての課題.....	16
第3章 計画の基本理念と施策体系	35
1 基本理念.....	35
2 施策体系.....	37
第4章 介護予防・健康づくりの推進	43
1 介護予防の推進.....	43
2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施.....	47
第5章 生きがいを持ち社会参加できるまちづくりの推進	51
1 生涯学習・生きがいづくり.....	51
2 高齢者の社会貢献の推進.....	56

第6章 安全・安心のまちづくり推進	59
1 高齢者が住みやすいまちづくり.....	59
2 住宅対策の確保.....	60
3 安全安心対策の推進.....	62
4 災害や感染症等の発生に備えた体制整備の支援.....	64
第7章 高齢者の生活支援の推進	67
1 自立した生活の支援を目的としたサービス.....	67
2 高齢者の在宅生活支援.....	70
3 家族介護者への支援.....	72
4 高齢者の住環境支援.....	74
5 生活支援・介護予防の基盤整備.....	75
第8章 高齢者を支える事業・ネットワークの充実	79
1 在宅医療・介護の連携推進.....	79
2 認知症施策の推進.....	82
3 権利擁護事業の充実.....	88
4 地域包括ケアシステムを支える体制整備.....	90
第9章 介護サービス基盤整備の推進	95
1 居宅サービス.....	98
2 地域密着型サービス.....	103
3 施設サービス.....	106
4 介護人材の確保・育成.....	107
第10章 介護保険事業の円滑な運営	109
1 介護保険サービスの円滑な提供.....	109
2 介護保険サービスの質的向上.....	110
3 相談・苦情処理体制の強化.....	111
4 介護給付の適正化.....	112

第 11 章 介護保険事業費の見込み	119
1 第 8 期介護保険事業に要する事業費	119
2 介護保険の財源	125
3 保険料基準額の算出	126
4 第 1 号被保険者の介護保険料	127
第 12 章 計画の推進体制と進行管理	129
1 計画の推進体制	129
2 計画の達成状況の点検及び評価	131
資料編	133
1 焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要領	133
2 焼津市介護保険運営協議会規則	135
3 委員名簿	137
4 用語解説	138

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では社会の人口減少が進む中、少子超高齢社会が加速度的に進行しています。令和7年（2025年）には団塊の世代がすべて75歳を迎え、全国の高齢化率は30%に達する見込みです。さらに団塊ジュニア世代のすべてが65歳に達する令和22年（2040年）頃には全国の高齢者人口がピークを迎え、高齢化率も35%に到達することが予測されており、それに伴うさまざまな問題が一層深刻化する懸念があります。

本市における高齢化は国に先んじて進行しており、令和5年（2023年）には高齢化率が30%を超える見込みです。そのため、これまでの取り組みを一層強化して健康づくり等に努め、市民の健康寿命を延伸させることが重要となります。また、地域共生社会の構築を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに推進していく必要があります。

「第9期ほほえみプラン21（第9期焼津市高齢者保健福祉計画・第8期焼津市介護保険事業計画）」は、前期計画で構築・整備を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させると共に、地域共生社会の構築に向け、令和22年（2040年）までの中長期的視点に立った持続可能な高齢者保健福祉計画、及び介護保険事業計画を策定するものです。

2 介護保険制度を巡る法改正

前期計画の策定に際しては、主として地域包括ケアシステムを強化するための法改正が行われました。今回は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正に伴い、介護保険法や老人福祉法、その他関連法が改正され、令和3年（2021年）4月より順次施行されます。改正の趣旨は、「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する

観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」となっています。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

ほほえみプラン21は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しています。

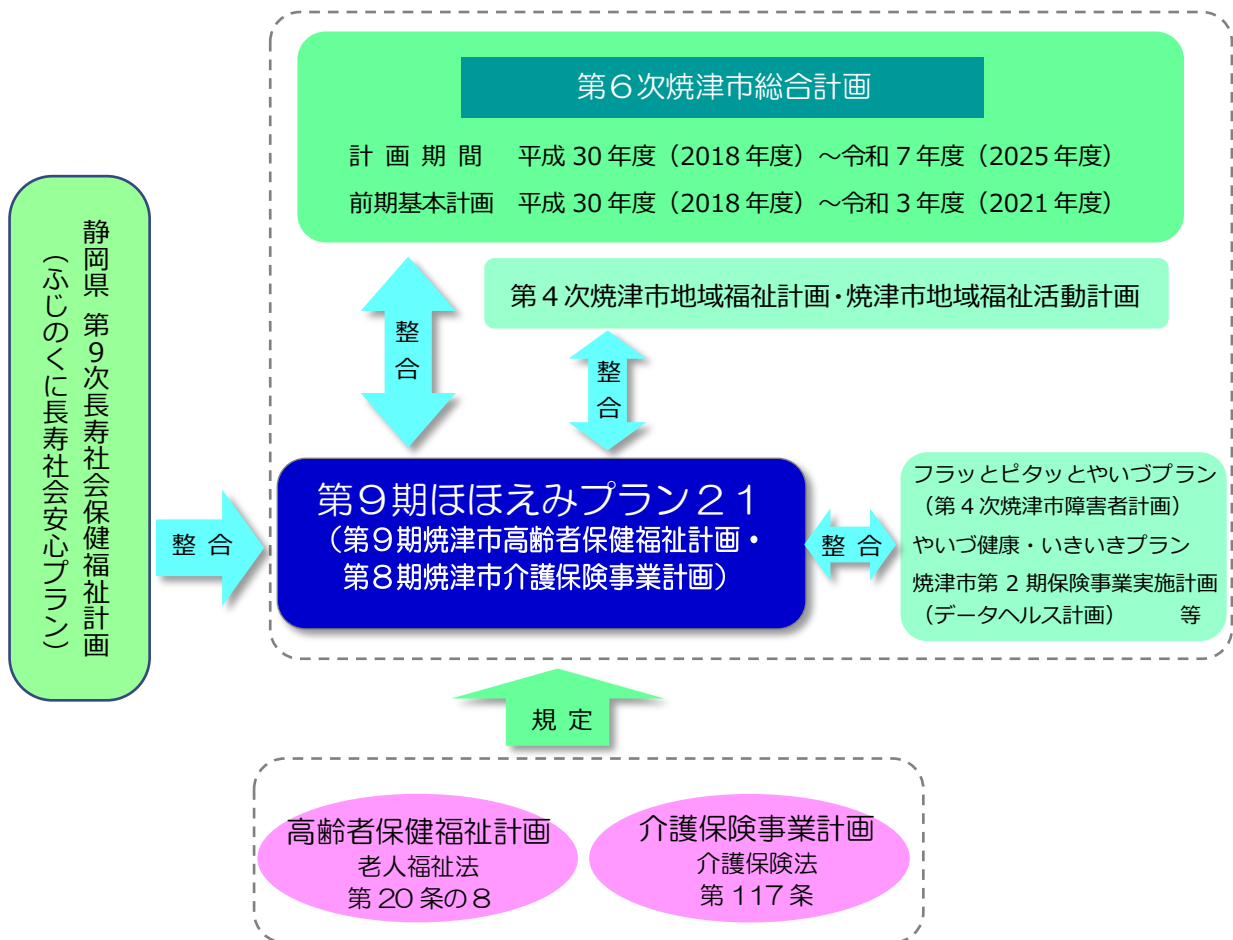
高齢者保健福祉計画は、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するために必要な施策を総合的に掲げる計画として、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定される計画で、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保を目的に策定されます。一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づいて策定される計画で、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定めること等を目的としています。

以上の点を踏まえ、本市では、高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策を総合的・体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定することとしています。

(2) 他の計画との関係

第9期ほほえみプラン21は、本市の基本計画である「第6次焼津市総合計画」や「フラッとピタッとやいづプラン（第4次焼津市障害者計画）」等、関連計画との整合を図り、計画を効果的・効率的に、かつ、本市の他の施策と一体的に推進できるように策定しました。また、第9期ほほえみプラン21と並行して策定が進められた県の「第9次長寿社会保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）」や本市の「第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等についても、適宜その策定状況を把握し、調整を図りながら取りまとめています。

計画の位置づけ



4 計画の期間

第9期ほほえみプラン21の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間です。しかしながら、今後、少子超高齢社会は加速度的に進行することが確実となっています。そのため、現段階から将来の少子超高齢社会の状況に備えた対策を講じていく必要があります。そこで、第9期ほほえみプラン21は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となり全国の高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとして策定しています。

また、第9期ほほえみプラン21は、法制度の改正や社会情勢の変化といった状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

5 計画の策定方法

(1) 協議会における審議

第9期ほほえみプラン21は、学識経験者や保健・医療・介護・福祉関係者、介護保険の被保険者などから構成される「焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会」と「焼津市介護保険運営協議会」(兼務)の審議の下に策定しました。審議の経過と概要は次のとおりです。

協議会審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回	令和2年(2020年) 5月29日	・令和元年度(2019年度)実績への評価 ・第9期ほほえみプラン21の策定計画について
第2回	8月28日	・第9期ほほえみプラン21の策定と基本的な考え方について
第3回	10月30日	・第9期ほほえみプラン21の基本方針と施策体系について ・介護サービス基盤の整備方針について
第4回	12月17日	・第9期ほほえみプラン21の素案について
第5回	令和3年(2021年) 1月29日	・第9期ほほえみプラン21案について ・パブリックコメントについて

(2) アンケート調査

第9期ほほえみプラン21の策定にあたり、地域の課題や高齢者を取り巻く状況・顕在的・潜在的なニーズ等の把握、及び介護保険制度の中での介護を行う家族等の支援をするために必要なサービスや介護サービスのあり方等を把握し、施策の方向性や目標等を定める基礎資料とするために、次のアンケート調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、令和2年(2020年)1月に無作為に抽出した市内在住の要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」といいます。)対象者、及びその他の65歳以上の方を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答者数、回答率は以下のとおりです。

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査回答状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	700 通	589 通	84.1%
事業対象者	100 通	94 通	94.0%
要支援認定者	300 通	261 通	87.0%
合計	1,100 通	944 通	85.8%

②在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」は、令和2年（2020年）1月に無作為に抽出した市内在住の要介護認定者を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答者数、回答率は以下のとおりです。

在宅介護実態調査回答状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
要介護認定者	690 通	537 通	77.8%

③介護保険事業に関するアンケート（介護支援専門員）

「介護保険事業に関するアンケート（介護支援専門員）」は、令和2年（2020年）2月～3月に市内に勤める介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答者数、回答率は以下のとおりです。

介護保険事業に関するアンケート回答状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
介護支援専門員	100 通	88 通	88.0%

(3) ヒアリング調査

高齢者福祉や介護保険事業に係る有識者や関係者に対して、取り組みの経緯や現状と課題、前期計画の評価、及び第9期ほほえみプラン2.1への要望等に関してヒアリング調査を実施し、その意見や提案内容を第9期ほほえみプラン2.1に反映させました。ヒアリング調査の実施期間は令和2年（2020年）10月7日から10月30日まで、ヒアリング先は次の10件です。

ヒアリング先一覧

- ・ 大学有識者
- ・ 焼津市医師会
- ・ 焼津市薬剤師会
- ・ 焼津市自治会連合会
- ・ 焼津市地域包括支援センター（2件）
- ・ 訪問介護事業者
- ・ 居場所運営者（2件）
- ・ 焼津市社会福祉協議会

（4）パブリックコメント

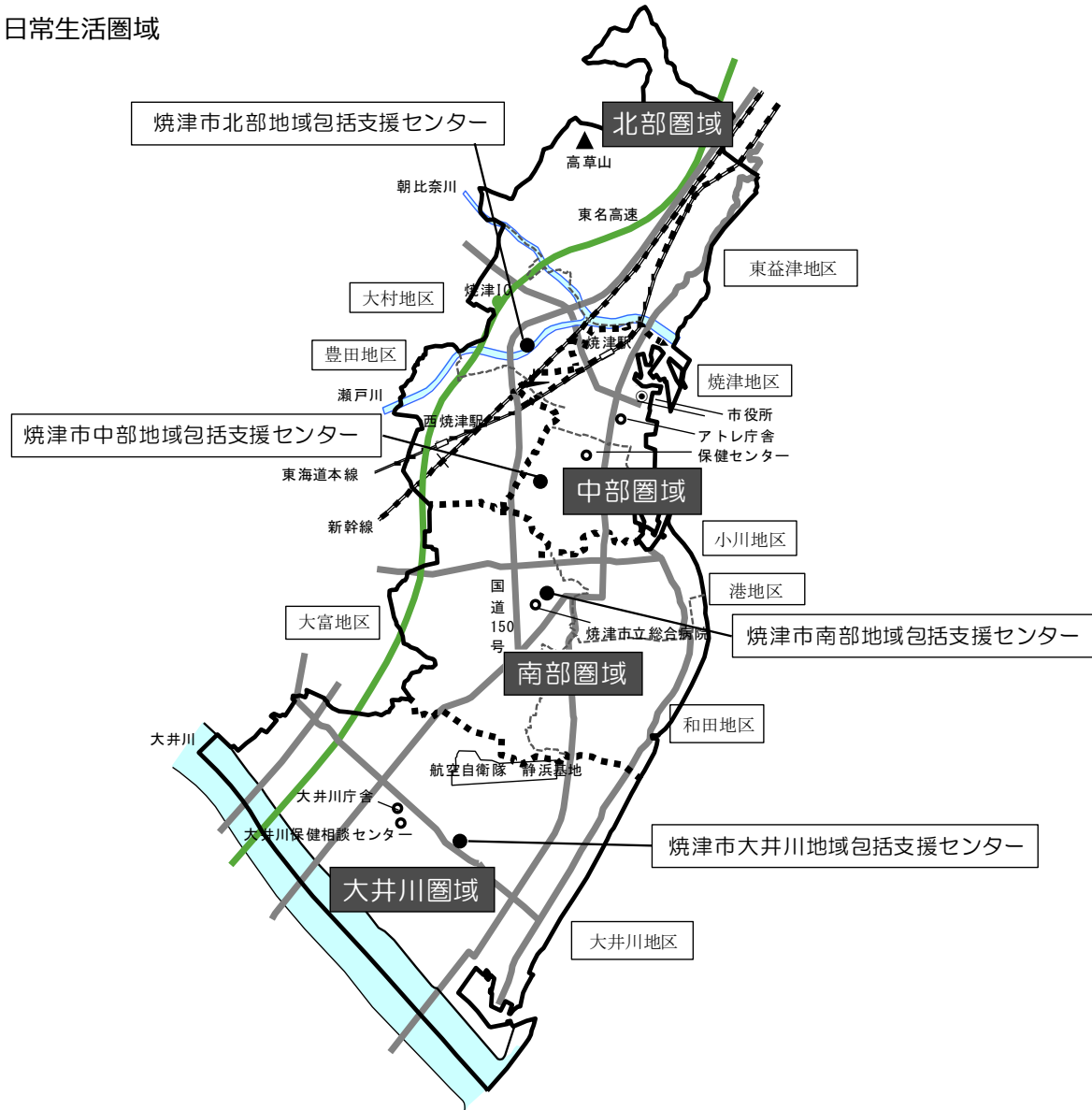
第9期ほほえみプラン2.1への意見を広く市民から募るため、案がまとまった段階で、令和3年（2021年）1月4日から1月22日まで、パブリックコメントを実施しました。

6 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、より身近な地域において高齢者を支える体制を整備する必要があります。そこで、その環境整備を行う一つの単位として日常生活圏域を設定し、日常生活圏域を基本に介護保険サービスなどのサービス基盤の整備や地域における継続的な支援体制の整備に取り組みます。

本市では、人口規模や地理的条件、交通条件などを踏まえ4つの日常生活圏域を設定しています。これらの条件に加え、住民の生活形態、地域づくりの単位など、地域の特性も考慮しながら、必要に応じて圏域の見直しを行います。

日常生活圏域



各日常生活圏域の男女別年齢別人口と高齢化率 (単位：人、%)

圏域	15歳未満	15~64歳	65歳以上	後期高齢者	合計	高齢化率	後期高齢化率
北部	5,905	25,836	11,379	5,925	43,120	26%	14%
男	3,108	13,192	5,008	2,445	21,308	24%	11%
女	2,797	12,644	6,371	3,480	21,812	29%	16%
中部	3,069	16,893	9,265	5,143	29,227	32%	18%
男	1,530	8,680	4,017	2,000	14,227	28%	14%
女	1,539	8,213	5,248	3,143	15,000	35%	21%
南部	5,298	25,895	13,717	6,777	44,910	31%	15%
男	2,717	13,265	6,125	2,944	22,107	28%	13%
女	2,581	12,630	7,592	3,833	22,803	33%	17%
大井川	2,462	12,637	6,596	3,078	21,695	30%	14%
男	1,286	6,565	2,984	1,285	10,835	28%	12%
女	1,176	6,072	3,612	1,793	10,860	33%	17%

(注) 令和2年(2020年)9月30日現在。(出典) 焼津市住民基本台帳

第2章 高齢者を巡る状況

第2章 高齢者を巡る状況

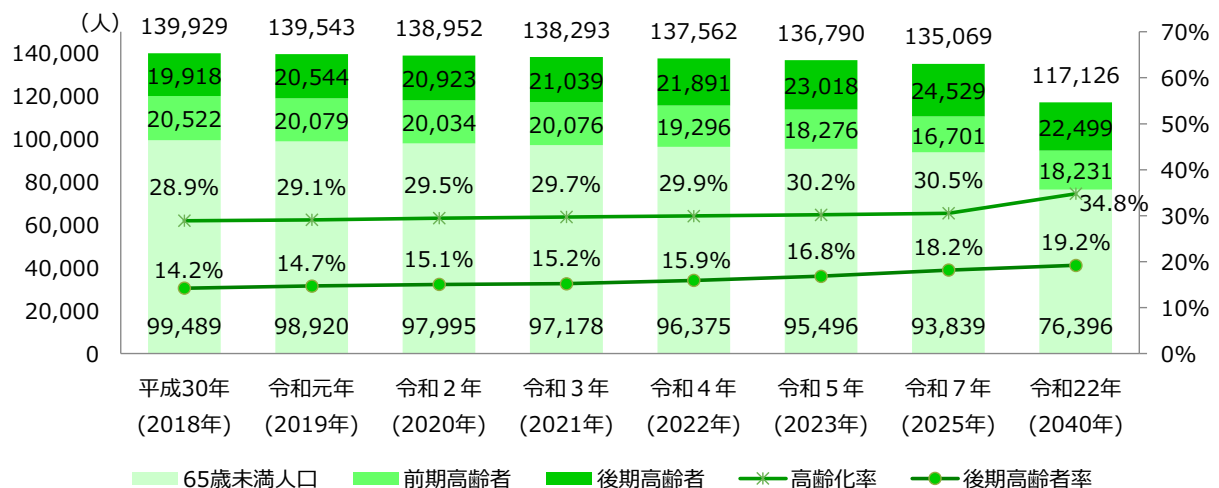
1 高齢者の人口推移と将来推計

本市の人口は平成24年（2012年）の145,304人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）には138,952人に漸減しています。その中で、65歳以上の高齢者人口は年々増加を続け、令和2年には40,957人、高齢化率は29.5%となっています。

今後を展望すると、総人口は減少が続く中で、高齢者人口も令和5年（2023年）ごろをピークに減少へと転じるものの、高齢化率は上昇を続けることが見込まれます。令和22年（2040年）の高齢化率は34.8%にまで高まり、3人に一人が65歳以上の高齢者、さらに5人に一人が75歳以上の後期高齢者となることが予測されます。

高齢者人口の推移と将来推計

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
65歳未満人口	99,489人	98,920人	97,995人	97,178人	96,375人	95,496人	93,839人	76,396人
高齢者人口	40,440人	40,623人	40,957人	41,115人	41,187人	41,294人	41,230人	40,730人
前期高齢者	20,522人	20,079人	20,034人	20,076人	19,296人	18,276人	16,701人	18,231人
後期高齢者	19,918人	20,544人	20,923人	21,039人	21,891人	23,018人	24,529人	22,499人
総人口	139,929人	139,543人	138,952人	138,293人	137,562人	136,790人	135,069人	117,126人
高齢化率	28.9%	29.1%	29.5%	29.7%	29.9%	30.2%	30.5%	34.8%
後期高齢者率	14.2%	14.7%	15.1%	15.2%	15.9%	16.8%	18.2%	19.2%



(注) 令和2年（2020年）までは各年の9月末現在の住民基本台帳の値。令和3年（2021年）以降はコーホート変化率法による推計値。

2 高齢者世帯の状況

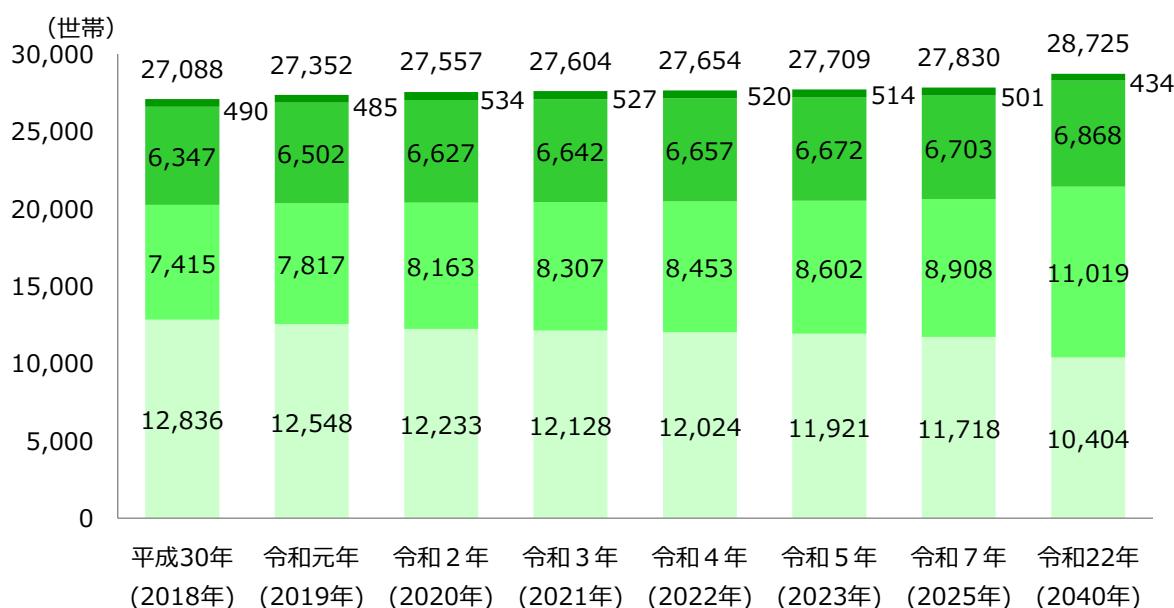
本市における65歳以上の高齢者のいる世帯数は年々増加し、令和2年（2020年）には27,557世帯となっています。内訳を見ると、子らとの同居世帯が最も多く、続いてひとり暮らし世帯、夫婦のみ世帯の順となっています。

今後については、世帯数全体は一貫して増加し続け、令和22年（2040年）には28,725世帯に達することが予測されます。ただし、その内訳は、子らとの同居世帯の数が年平均-0.8%比率で緩やかに減少していくのに対し、ひとり暮らしの世帯数が年平均1.5%の増加率で増加を続け、令和22年（2040年）には子らとの同居世帯を追い抜き、最も多い世帯区分となることが見込まれます。

高齢者世帯の推移と将来推計

（単位：世帯）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
子らとの同居世帯	12,836	12,548	12,233	12,128	12,024	11,921	11,718	10,404
高齢者ひとり暮らし世帯	7,415	7,817	8,163	8,307	8,453	8,602	8,908	11,019
高齢者夫婦のみ世帯	6,347	6,502	6,627	6,642	6,657	6,672	6,703	6,868
その他の高齢者のみ世帯	490	485	534	527	520	514	501	434
合計	27,088	27,352	27,557	27,604	27,654	27,709	27,830	28,725



■ 子らとの同居世帯 ■ 高齢者ひとり暮らし世帯 ■ 高齢者夫婦のみ世帯 ■ その他の高齢者のみ世帯

（注）令和2年（2020年）までは各年4月1日現在の実績値。令和3年（2021年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2019年推計）データを基にした推計値。

3 健康寿命

静岡県では、健康寿命はお達者度（65歳から元気で自立して暮らすことのできる期間）として算定しています。それによると、平成29年（2017年）の本市の男性のお達者度は17.88年、女性は20.75年となっています。男性は平成27年（2015年）から増加していますが、女性は減少しています。また、県平均と比べると、男性、女性ともに県平均を下回っている状況が続いています。さらに、お達者度の平均余命に対する割合についても、男女ともに県平均を下回っています。

お達者度（健康寿命）と平均余命に対する割合

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
お 達 者 度	焼津市 男	17.83年	17.80年	17.88年
	静岡県 男	18.11年	18.14年	18.19年
	焼津市 女	20.81年	20.75年	20.75年
	静岡県 女	21.25年	21.20年	21.26年
平均 余命に 対する 割合	焼津市 男	92.50%	92.79%	92.79%
	静岡県 男	92.55%	92.78%	92.85%
	焼津市 女	87.86%	88.40%	88.34%
	静岡県 女	87.32%	98.77%	87.78%

(出典) 静岡県ホームページ

なお、本市独自の試算では、平成30年度（2018年度）の市民の健康寿命は男性17.78歳、女性20.60歳となっています。

4 介護保険サービスの状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

介護保険制度では、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方を第2号被保険者と定めています。

本市の令和2年(2020年)の要支援・要介護者数は7,272人となっています。今後についても、要支援・要介護者数はすべての区分で増加を続け、令和22年(2040年)には合計8,504人と、令和2年(2020年)の約1.2倍になる見込みです。また、第1号被保険者における認定率も年々高まり、令和2年(2020年)の17.3%が令和22年(2040年)には20%を超えると予測されます。

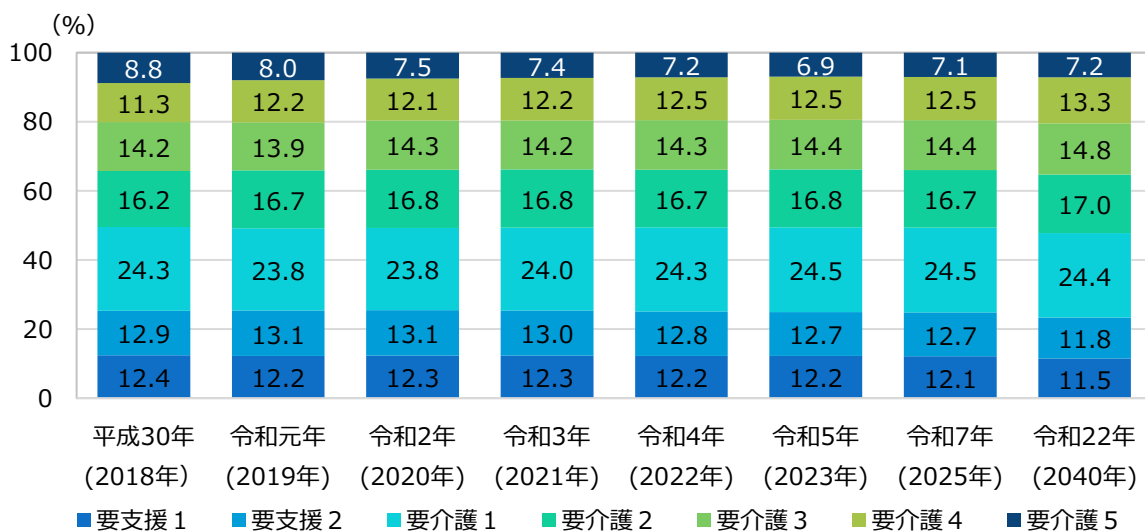
要支援・要介護者数の推移と将来推計

年	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)	令和22 (2040)
総数	6,836	7,085	7,272	7,362	7,517	7,648	7,939	8,504
要支援1	847	867	896	905	918	932	961	978
要支援2	879	927	955	959	965	971	1,007	1,007
要介護1	1,661	1,687	1,730	1,769	1,830	1,876	1,945	2,073
要介護2	1,105	1,185	1,224	1,238	1,254	1,283	1,327	1,445
要介護3	969	988	1,038	1,047	1,076	1,099	1,142	1,259
要介護4	771	866	881	900	936	957	996	1,131
要介護5	604	565	548	544	538	530	561	611
第1号被保険者	6,664	6,921	7,087	7,192	7,328	7,465	7,765	8,358
要支援1	825	851	880	889	896	916	945	965
要支援2	863	910	935	937	942	947	983	987
要介護1	1,617	1,645	1,689	1,732	1,793	1,839	1,909	2,042
要介護2	1,065	1,150	1,181	1,200	1,216	1,245	1,289	1,413
要介護3	949	965	1,017	1,030	1,059	1,082	1,125	1,245
要介護4	758	849	859	881	917	938	977	1,115
要介護5	587	551	526	523	505	498	537	591
認定率	16.5%	17.0%	17.3%	17.5%	17.8%	18.1%	18.8%	20.5%

(注) 令和2年(2020年)までは各年9月末日現在の実績値。令和3年(2021年)以降は見える化システムによる推計値。

構成比を見ると、要介護4の割合が令和22年（2040年）まで増加を続け、令和2年（2020年）の12.1%が令和22年（2040年）には13.3%へと比率を伸ばす見込みとなっています。また、全体的には要支援1・要支援2の要支援者の割合が減少し、要介護1・要介護2はおおむね横ばい、要介護3から要介護5までの重度の人の構成比が増加すると見込まれ、重度の人の構成比は令和22年（2040年）には合計で35.3%になると予測されます。

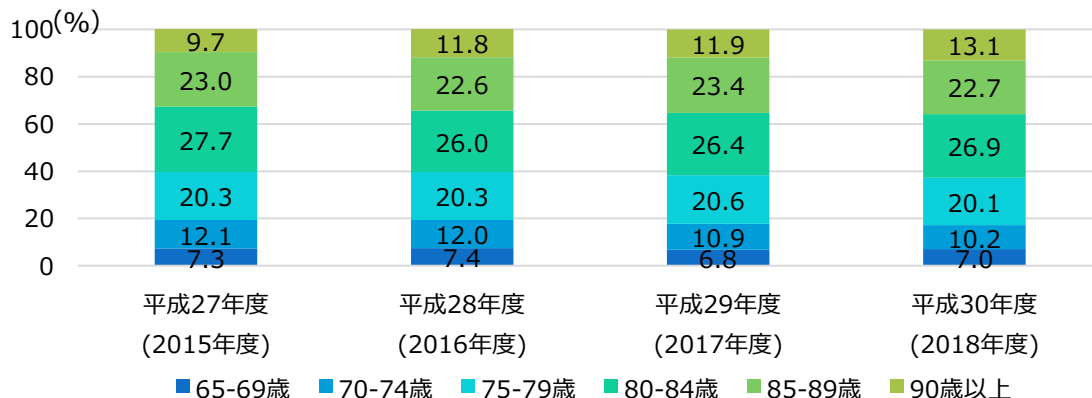
要支援・介護度別認定比率の推移



(注) 令和2年（2020年）までは介護保険事業状況報告の実績値。令和3年（2021年）以降は見える化システムによる推計値。

また、初めて要支援・要介護認定を受けた年齢については、70歳代の比率は減少傾向にあり、90歳以上の比率は増加傾向にあります。

新規認定者の年齢階級別分布



(出典) 見える化システム

第2章 高齢者を巡る状況

(2) 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者は平成28年(2016年)を除いて年々増加し、令和元年(2019年)は前年比3.1%増の5,099人となっています。内訳を見ると、自立度Ⅱa～Ⅲbまでの軽・中程度の人が増加が顕著となっており、自立度Ⅳも概ね増加傾向にあるといえます。他方、自立度Ⅴについては、近年は減少傾向にあります。

認知症高齢者の推移

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
自立度(Ⅱa)	945	906	1,000	1,077	1,100
自立度(Ⅱb)	1,622	1,615	1,636	1,666	1,731
自立度(Ⅲa)	1,185	1,195	1,260	1,419	1,449
自立度(Ⅲb)	142	164	155	140	162
自立度(Ⅳ)	466	470	520	560	548
自立度(Ⅴ)	160	139	111	86	109
合計	4,520	4,489	4,682	4,948	5,099
前年比	104.5%	99.3%	104.3%	105.7%	103.1%

(注) 各年とも10月末日現在。 (出典) 見える化システム

日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
Ⅱa	家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心としてⅢaと同様の日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	Ⅲaと同様の日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

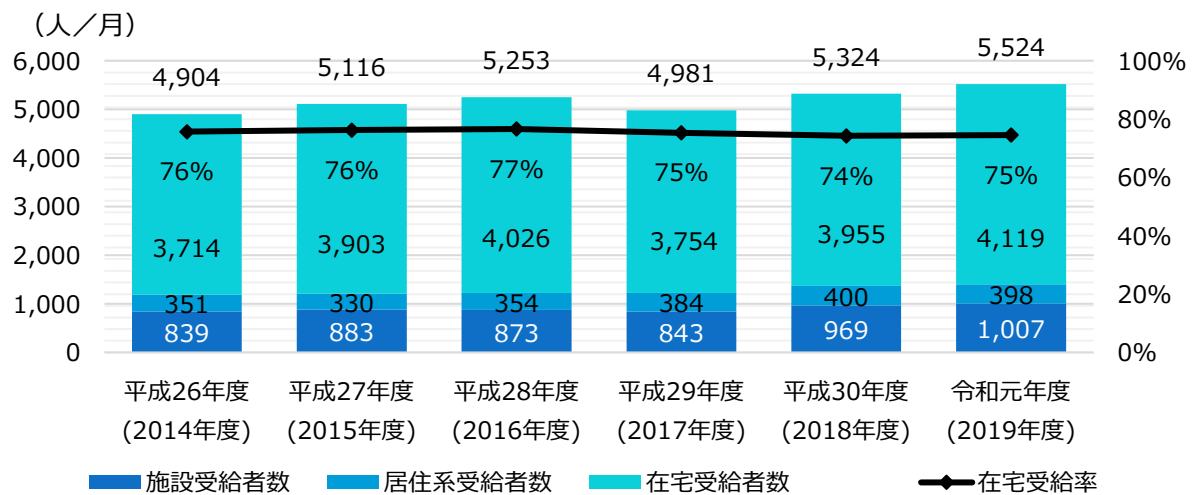
(出典) 厚生労働省

(3) 介護保険サービスの利用状況

本市における令和元年度（2019年度）の介護サービスの利用者は1か月当たり5,524人となっており、5年前と比べて620人増加しています。これは、規模にして約1.13倍に膨らんだこととなります。また、認定者の75%が在宅サービスを利用しており、その比率は近年、概ね同水準で推移しています。

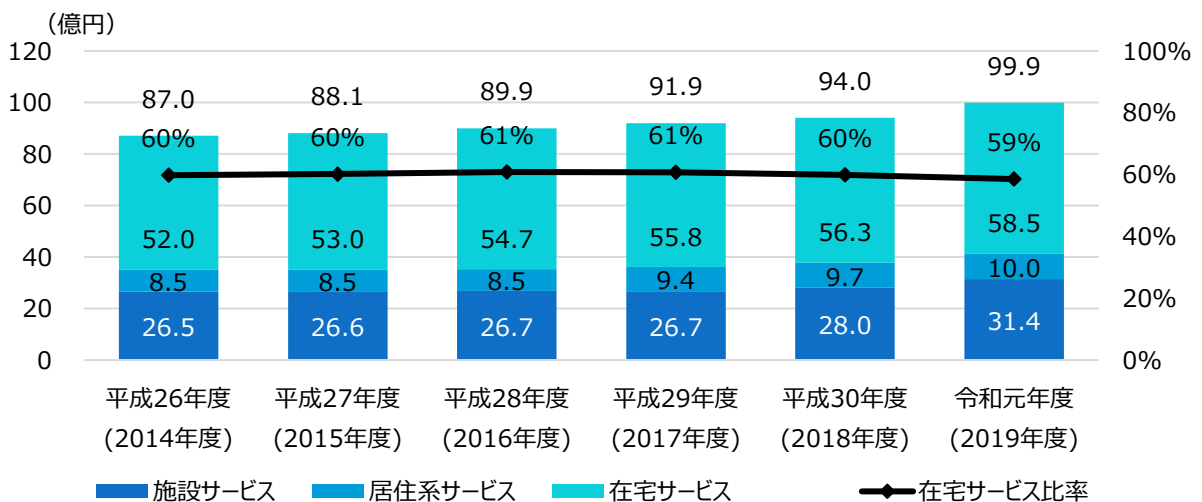
一方、令和元年度（2019年度）の保険給付費は約99.9億円で、5年前の約1.15倍の規模となっており、利用者の規模の拡大を上回って増大しています。そのうち在宅サービスの給付比率は59%となっており、その比率は概ね同水準で推移しています。

介護サービス利用者数の推移



(出典) 介護保険事業状況報告 (各年度末現在)

介護保険給付費の推移



(出典) 介護保険事業状況報告

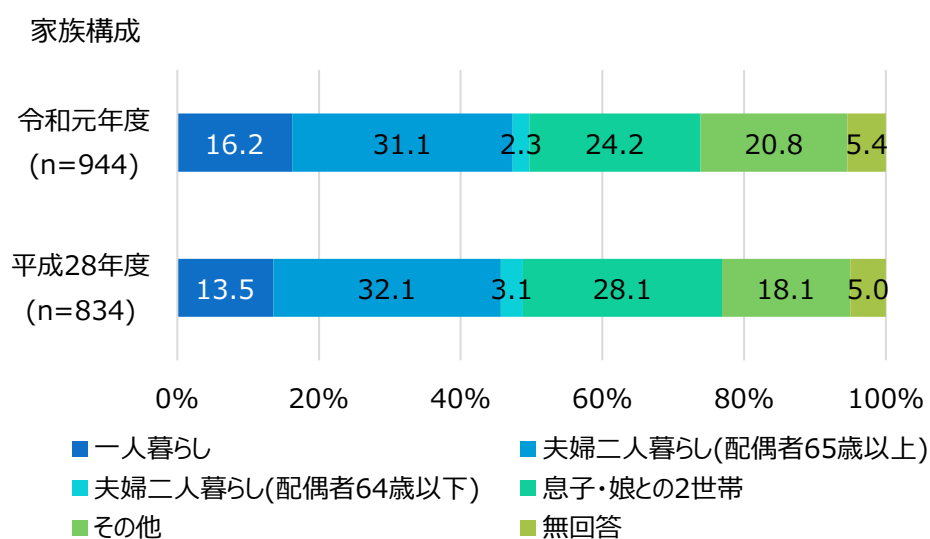
5 アンケート調査結果から見た高齢者にとっての課題

第9期ほほえみプラン2-1の策定に際して、地域の課題や高齢者の顕在的・潜在的なニーズ等を把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、介護サービスの在り方を検討することを目的とした「在宅介護実態調査」、及び介護支援専門員（ケアマネジャー）から見た介護サービスの現状と評価を把握するための「介護保険事業に関するアンケート（介護支援専門員）」を実施しています。本節では、平成28年度（2016年度）に実施したアンケート調査結果（以下、「前回調査」といいます。）と適宜比較しながら、調査結果から示唆される今後の方向性について取りまとめます。

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 家族構成

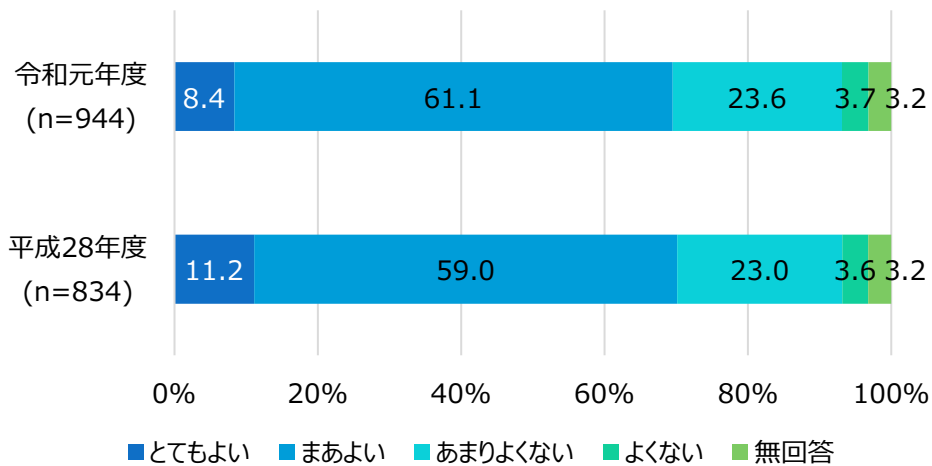
家族構成については、夫婦二人暮らしの世帯が配偶者65歳以上、配偶者64歳以下を合わせて全体の33.4%と最も多く、続いて「息子・娘との2世帯」の24.2%、「その他」20.8%、「一人暮らし」16.2%となっています。夫婦二人暮らしの世帯については、そのほとんどの配偶者が65歳以上となっています。また、前回調査と比べて一人暮らしの割合が2.7ポイント増加しています。一方、夫婦二人暮らしは合計で1.8ポイント、子供との2世帯は3.9ポイント減少しています。



②健康状態

健康状態については、全体の69.5%が「とてもよい」、または「まあよい」と回答しており、大多数の高齢者は自分の健康状態を良好であるととらえています。ただし、これを前回調査と比べると、「とてもよい」が2.8ポイント比率を下げています。

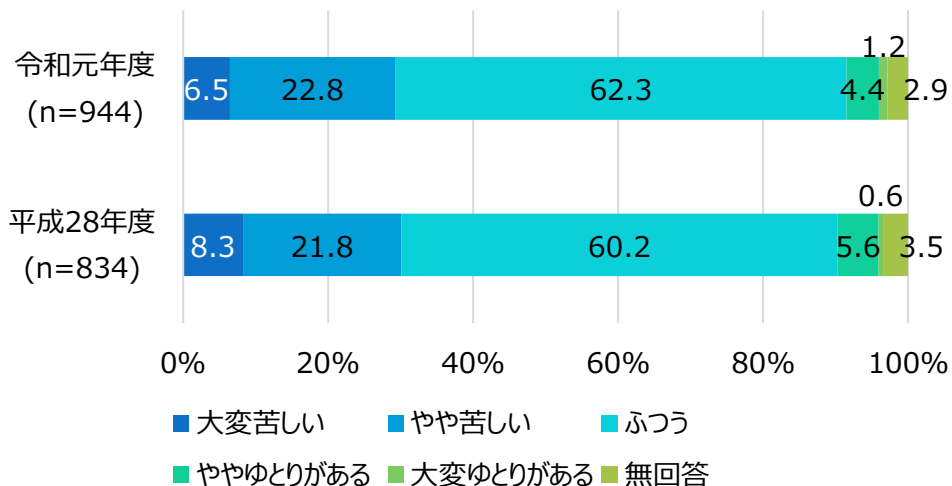
健康状態



③暮らしの状況

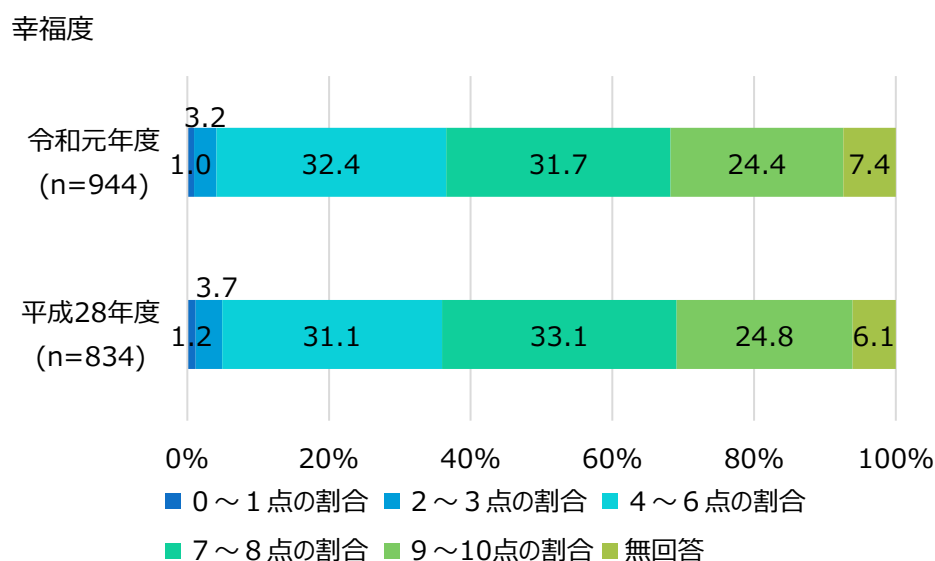
暮らしの状況については、全体の62.3%が「ふつう」と回答しています。一方、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると29.3%に上りますが、前回調査と比較すると、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計は0.8ポイント減少し、「ふつう」が2.1ポイント増加しています。

暮らしの状況



④幸福度

自分がどの程度幸福かについて、10点満点で評価してもらったところ、「4～6点」が32.4%で最も多く、続いて「7～8点」の31.7%、「9～10点」の24.4%の順となっており、殆どの高齢者は自分の幸福度を中程度以上ととらえていると考えられます。ただし、前回調査と比べると、「4～6点」のみが増加し、他の区分は減少しています。

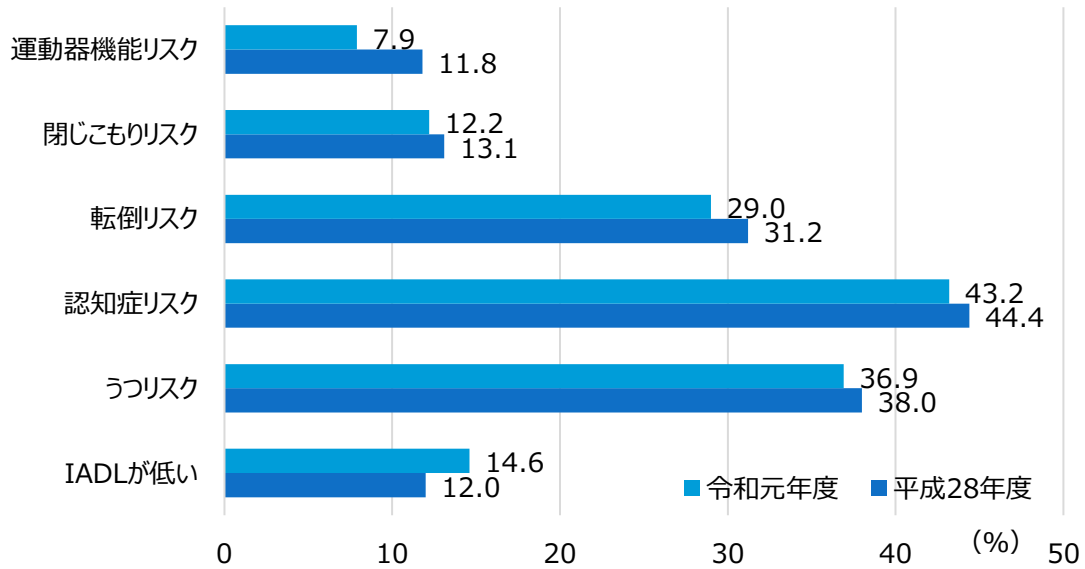


⑤健康リスクの状況

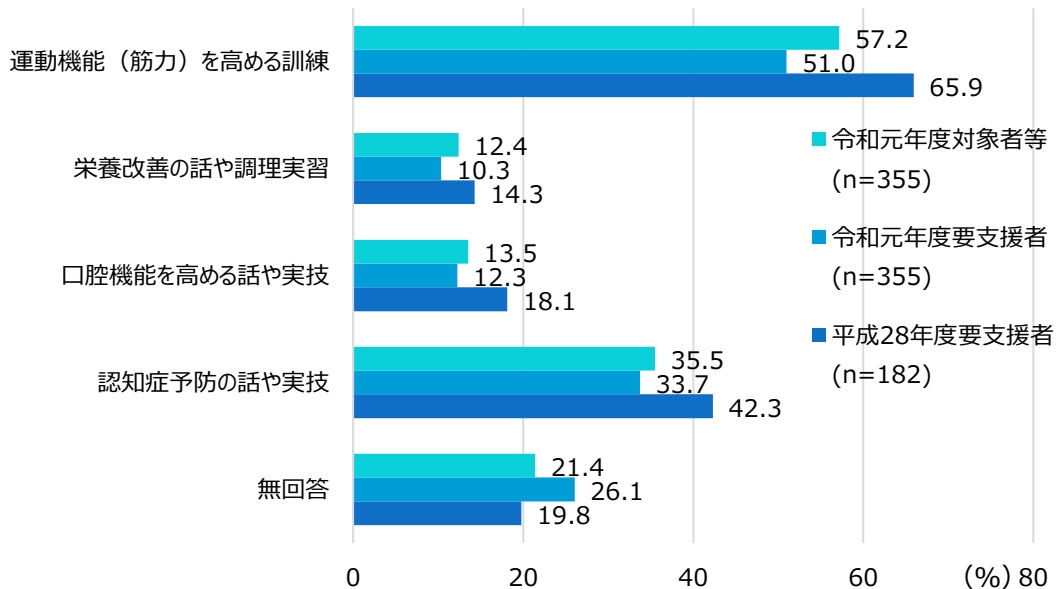
アンケート調査結果を基に算定される各種の健康リスクを持つ高齢者の割合を見ると、「認知症リスク」が43.2%で最も高く、続いて「うつリスク」36.9%、「転倒リスク」の29.0%の順になっています。ただし、これらのリスクはいずれも前回調査よりも数値が減少（改善）しています。特に、「運動器機能リスク」は前回調査よりも3.9ポイント比率を下げており、運動器機能低下に対する高齢者の意識と予防への取り組みが一定程度進んでいることがうかがわれます（実際、事業対象者、要介護支援認定者に対する調査では、介護予防の取り組みに対する参加意欲について、前回調査よりもポイントを下けているものの、「運動器機能リスク」に対する取り組みへの参加意欲がそれぞれ57.2%、51.0%と最も多くなっています）。一方、「IADL（手段的自立度。日常生活の基本的動作のうち、買い物や服薬管理、電話の応対など、より高度な運動や記憶力を必要とされる動作について、どれだけ独力のできるかを図るための指標）

が低い」は全体に占める比率は14.6%と低いものの、前回調査と比べて唯一比率が上昇しており、注意が必要です。

健康リスクの状況



介護予防への取り組みに対する参加意欲（複数回答）



(注) 令和元年度対象者等は介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者の合計。
平成28年度調査は要支援認定者のみのデータ。何れも一般高齢者のデータは無し。

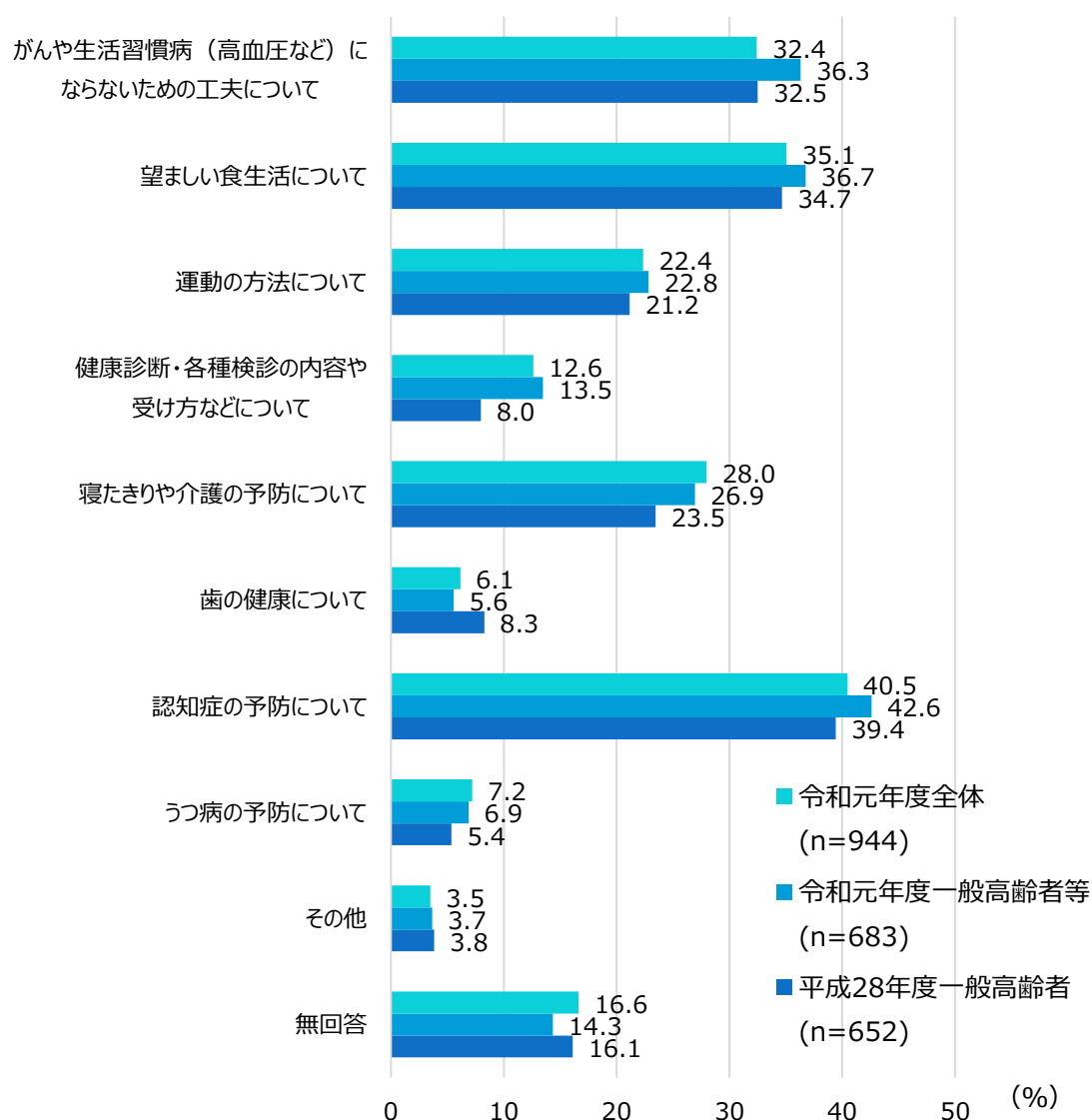
⑥健康に対する意識

健康に関する意識について、どのような課題への関心度が高いのかをみたところ、全体では「認知症への予防について」が40.5%で最も多く、続いて「望ましい食生活

について」の35.1%、「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」の32.4%の順となりました。

また、一般高齢者と総合事業対象者の合計と前回調査を比較すると、認知症については、前回調査よりも3.2ポイント上昇しており、高齢者の関心度の高さがうかがわれます。また、前回調査と比べると、「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」が3.8ポイントと、最も大きく比率を伸ばしており、「寝たきりや介護の予防について」が3.4ポイントで続いています。生活習慣病や介護予防に対する意識が高齢者に浸透しつつあることを示していると考えられます。

健康課題への関心度（3つを上限とする複数回答）

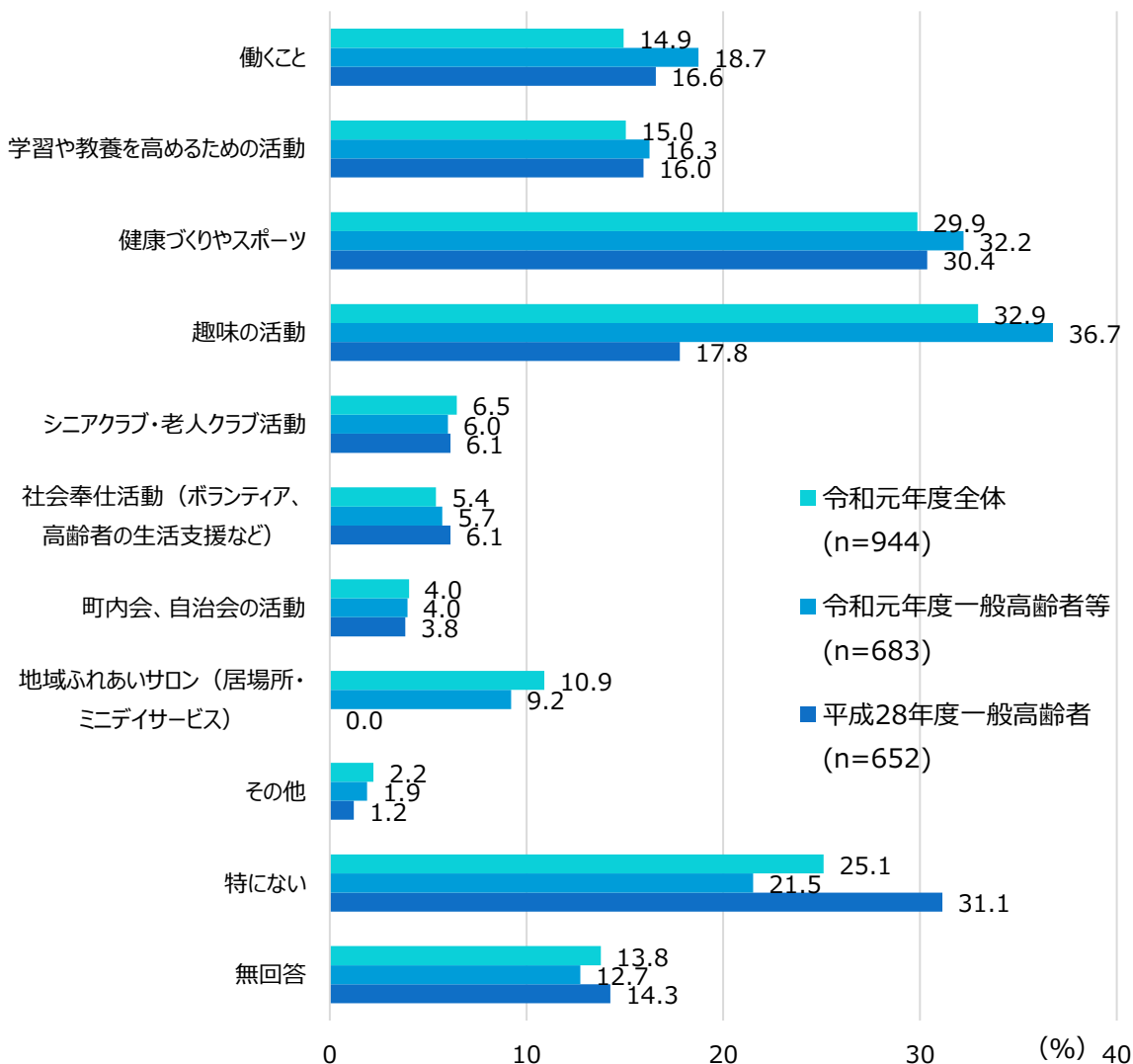


(注) 令和元年度一般高齢者等は、一般高齢者と介護予防・日常生活支援総合事業対象者の合計。
平成28年度調査は一般高齢者のみのデータ。

⑦今後取り組みたいこと

生きがいづくりへのヒントのために、今後、取り組んでみたいものについて聞いたところ、全体では「趣味の活動」が32.9%で最も多く、続いて「健康づくりやスポーツ」の29.9%、「学習や教養を高めるための活動」の15.0%の順となっています。ただし、「特にない」とする回答も25.1%ありました。また、一般高齢者と総合事業対象者の合計と前回調査を比較すると、「趣味の活動」が36.7%と前回調査の2倍以上になっています。「趣味の活動」に続く「健康づくりやスポーツ」、「学習や教養を高めるための活動」も前回調査を上回っており、特に「働くこと」は「学習や教養を高めるための活動」と順位が逆転しています。

今後取り組んでみたいもの（複数回答）

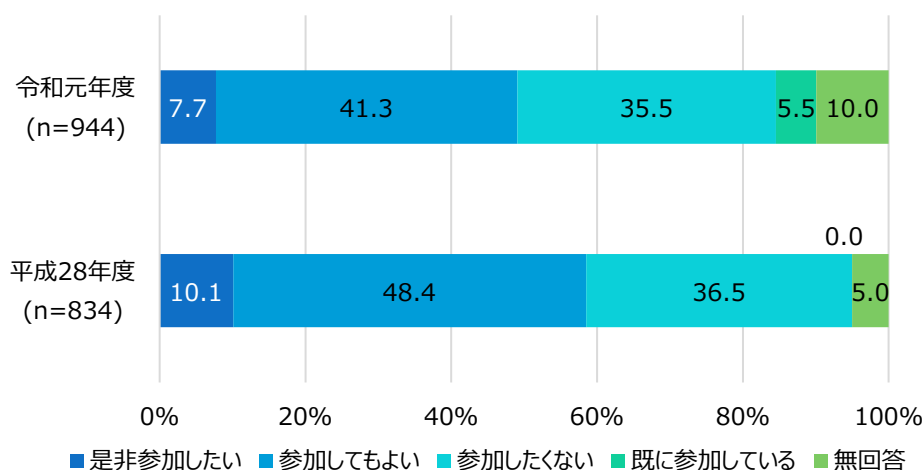


(注) 令和元年度一般高齢者等は、一般高齢者と介護予防・日常生活支援総合事業対象者の合計。
平成28年度調査は一般高齢者のみのデータ。また、「地域ふれあいサロン」の選択肢は無し。

⑧地域づくりの取り組みへの参加意欲

地域住民による健康づくり活動や趣味等のグループ活動を通じた地域づくりへの参加意欲を聞いたところ、「既に参加している」、「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせると 54.5%と、半数以上の人参加に前向きであるとの結果になりました。前回調査に比べて参加に前向きな人は若干減少していますが、それでも地域づくりへの関心度は決して低くはないことがうかがわれます。地域づくりをさらに活性化させるには、「今後取り組んでみたいもの」といった高齢者の関心事を地域づくりにどのように反映させていくことができるのかが大きなポイントになると考えられます。

地域づくりの取り組みへの参加意欲

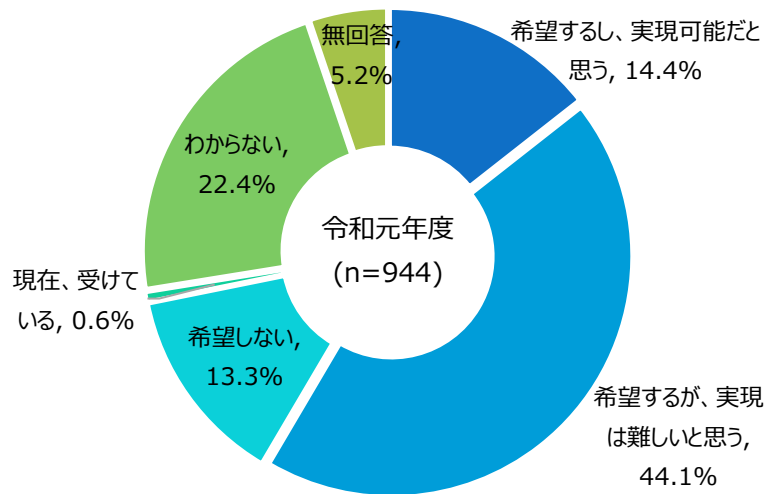


(注) 平成28年度調査には「既に参加している」の選択肢は無し。

⑨在宅療養に対する考え

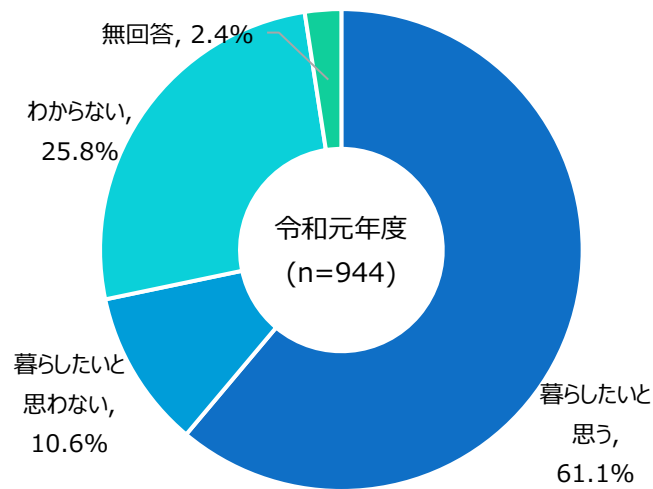
寝たきり状態となった場合の在宅医療に対する希望、及び、その実現可能性について聞いたところ、「希望するが、実現は難しいと思う」が 44.1%で最も多く、続いて「わからない」の 22.4%、「希望するし、実現可能だと思う」の 14.4%の順となりました。いつまでも自宅で暮らしたいと願っている人が半数以上となっている反面、実際には多くの方が諦めている実態がうかがわれます。医療と介護の連携、及びその市民への周知が大きな課題となっているといえます。

在宅医療への希望と実現可能性



実際、最期まで自宅で暮らしたいと思いますかについては、「暮らしたいと思う」が61.1%と、他を大きく上回って1位になっており、大多数の高齢者にとって、住み慣れた自宅で最期まで暮らせるようになることが切実な願いとなっていることがうかがわれます。

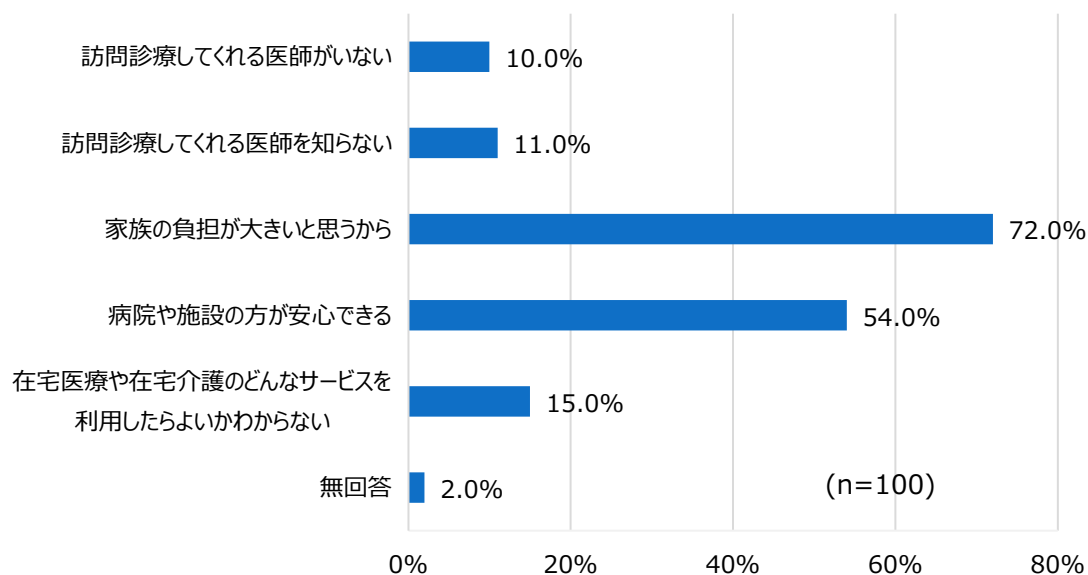
人生の最期を自宅で迎えることへの希望



一方、「暮らしたいと思わない」人にその理由を聞いたところ、「家族の負担が大きいと思うから」が72.0%で最も多く、続いて「病院や施設の方が安心できる」の54.0%、「在宅医療や在宅介護のどんなサービスを利用したらよいかわからない」の15.0%の順となりました。介護サービスは介護を行う家族等の負担軽減に大きく貢献していますが、在宅医療と介護の連携によって、家族の負担がさらに下がり、かつ、自宅での看

取りが普及するようになることが期待されます。

人生の最期を自宅で暮らしたくないとする理由



⑩まとめ

家族構成については、一人暮らし世帯が増えてきており、今後は一人暮らしの人を孤立させないようにすることが大きな課題になると考えられます。健康状態や暮らしの状況等は概ね良好といえ、また、健康リスクについてもほとんどの指標が前回調査よりも下がるなど、これまでの取り組みの方向が適切であったことが示唆されますが、認知症リスクをはじめ、多くの健康リスクの指標値そのものは決して低いといえるものではなく、今後もさらに健康づくり、介護予防の取り組みの強化が求められます。

近年では、健康とは、身体的な健康のみではなく、精神的にも、社会的にも良好な状態（ウェルビーイング）であることが重要といった考え方が広まっており、そのためより多くの人々の社会参加を促すことが重要です。アンケート結果では、地域づくりへの関心は決して低くはなく、また、健康課題への関心や今後取り組みたいものについても一定程度明らかになってきていることから、その内容をさらに分析し、市民にとっての関心事を地域づくりにうまく反映させていけるよう、地域のニーズと資源のマッチングが重要になると考えられます。

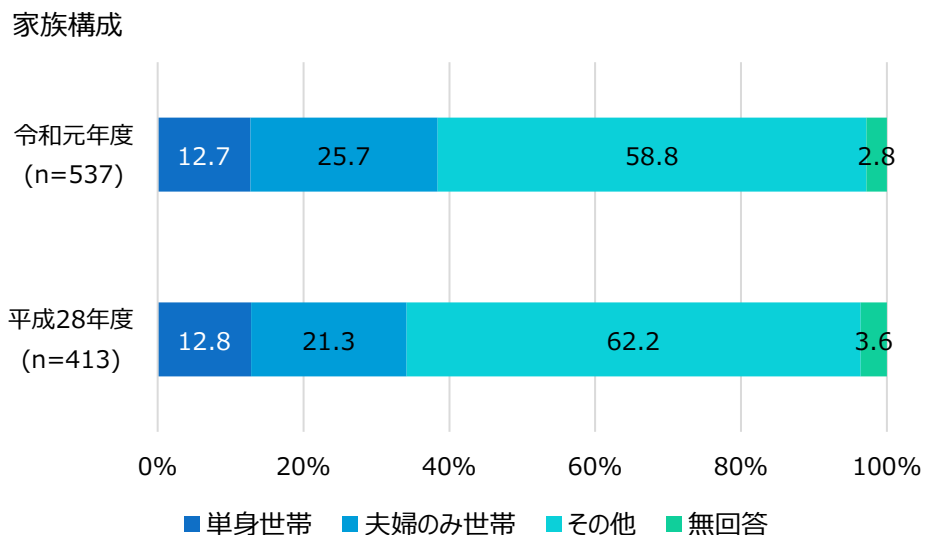
一方、寝たきり等になっても自宅で暮らしたいと願う人が半数以上を占めていることから、今後は在宅介護サービスのさらなる充実、及び在宅医療との連携、すなわち、

地域包括ケアシステムの一層の深化が求められます。また、市民にも医療と介護の連携により、自宅での看取りが可能となることを広く周知させることが必要です。

(2) 在宅介護実態調査

① 家族構成

家族構成は、「単身世帯」が12.7%、「夫婦のみ世帯」が25.7%と、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果とは大きく異なっています。また、前回調査と比べて、「単身世帯」はほとんど変わっておらず、「夫婦のみ世帯」は4.4ポイント増加しています。

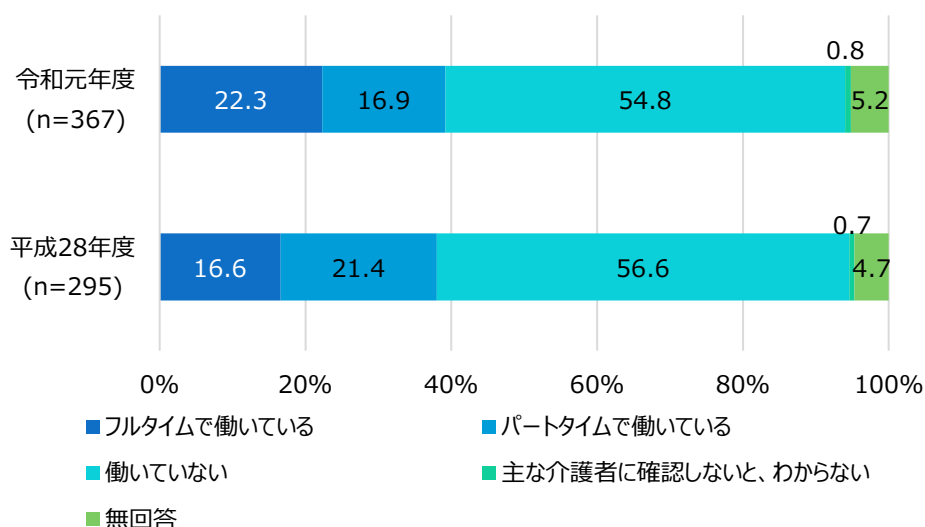


② 主な介護者の状況

主な介護者の勤務状況については、「働いていない」が54.8%と半数を超えていますが、フルタイム勤務、パートタイム勤務を合計すると働いている介護者も約40%に達しています。また、前回調査と比べると「フルタイムで働いている」人の割合は5.7ポイント上昇しており、フルタイム勤務、パートタイム勤務の合計も1.2ポイント増えています。その一方、「働いていない」割合は1.8ポイント下がっており、在宅介護と仕事の両立を図り、かつ、実現している人が増えていることが示されています。

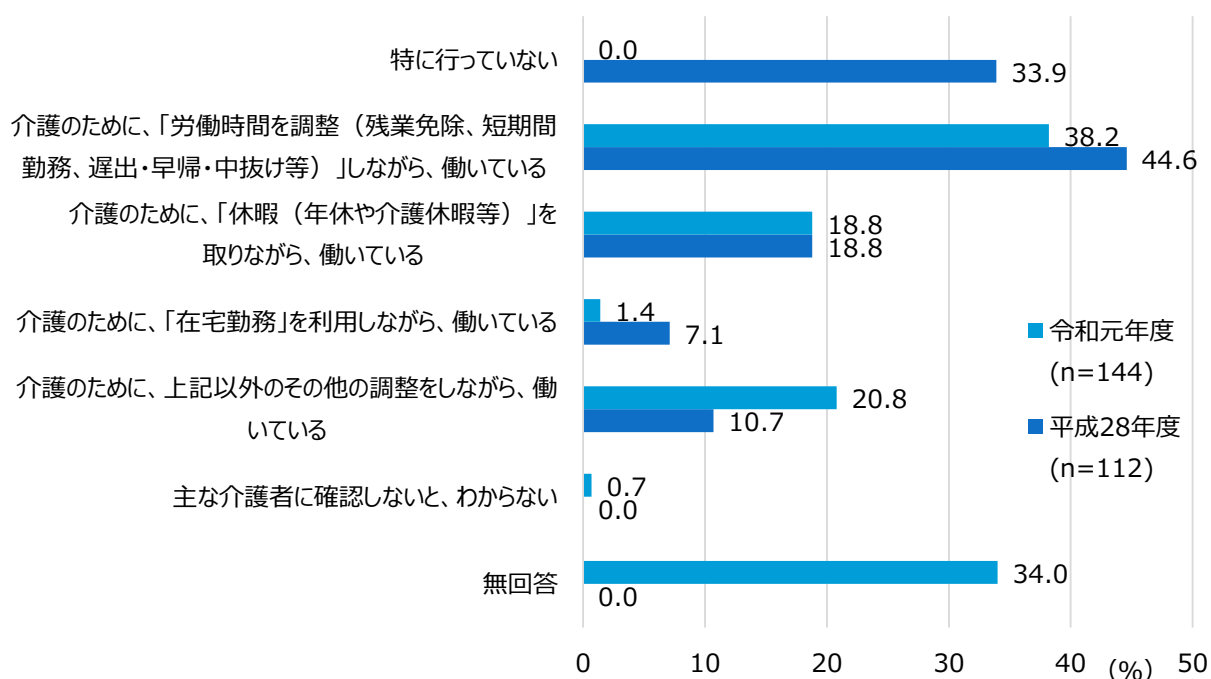
第2章 高齢者を巡る状況

主な介護者の勤務形態



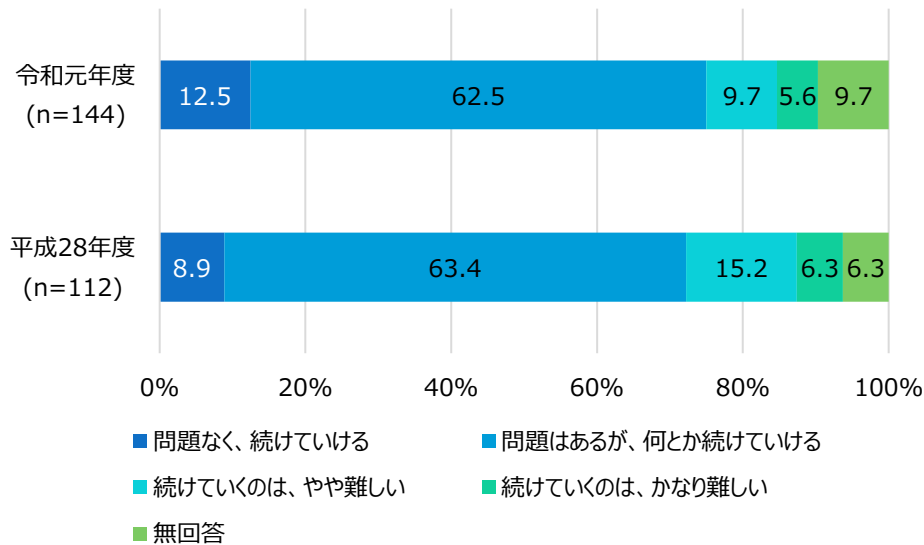
なお、介護者が介護をするにあたっての働き方の調整を「特に行っていない」とする人はおらず（0%）、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短期間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が38.2%となっている等、何らかの調整をしながら働いていることが明らかになりました。前回調査では、「特に行っていない」人が33.9%となっており、介護に関する企業等の理解や介護と仕事を両立させるための制度が普及してきていることがうかがわれます。

主な介護者の勤務形態



また、今後についても、「問題なく、続けていける」、「問題はあるが、何とか続けていける」を合わせると75%になります。前回調査よりも2.7ポイント上昇しており、在宅サービスの充実等、これまでの介護を行う家族等への支援の取り組みが一定程度奏功していることがうかがわれます。

今後の勤務に対する展望



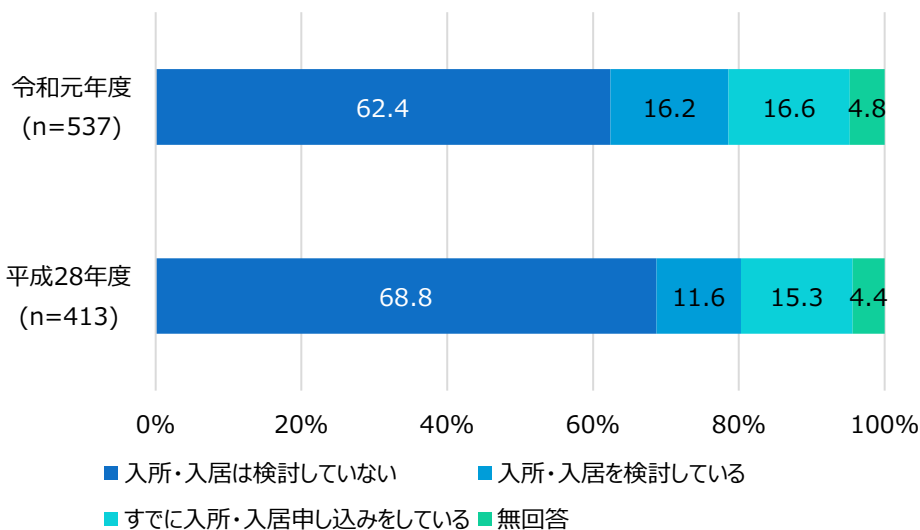
③施設等への入居に関する検討状況

施設等への入所・入居に関する検討状況については、「入所・入居は検討していない」とする割合が62.4%を占めていますが、「入所・入居を検討している」も16.2%、「既に入所・入居申し込みをしている」とする人も16.6%います。

これを前回調査と比べると、「入所・入居は検討していない」が6.4ポイント減少しており、他方、「入所・入居を検討している」が4.6ポイント、「既に入所・入居申し込みをしている」が1.3ポイントそれぞれ増加しています。前項②の今後の勤務に対する展望では、勤務を「続けていくのは、やや難しい」、「続けていくのは、かなり難しい」とする割合が前回調査よりも低くなっていることが示されました。しかし、施設への入居に関する検討等の状況を踏まえると、勤務を「問題なく、続けていける」、あるいは「問題はあるが、何とか続けていける」人においても施設への入所・入居を検討している層が一定程度あり、施設へ入居・入所することで勤務を何とか継続できると考えている人も少なからずいるのではないかと考えられます。いずれにせよ、在宅で介護を続けていくことが困難な人が増えつつあることがうかがわれ、それを施設サー

ビスで受け止めるか、あるいは在宅サービスの充実に努めるか、今後の介護保険サービスの体系をどのように構成するかが大きな課題となると考えられます。

施設等への入所・入居の検討状況



④介護者が不安に思う介護

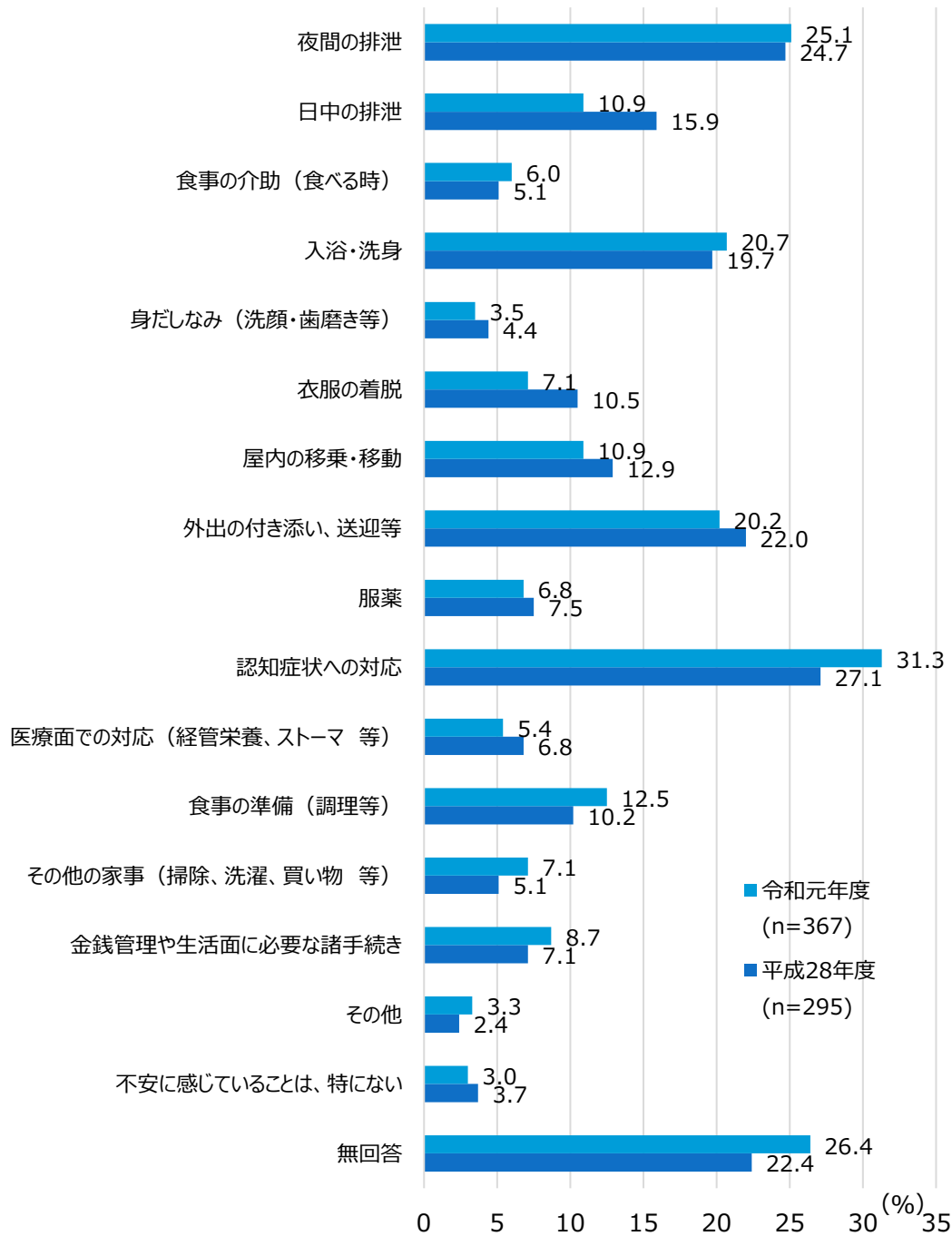
介護者が不安に思う介護については、「認知症への対応」が 31.3%で最も多く、続いて「夜間の排泄」の 25.1%、「入浴・洗身」の 20.7%、「外出の付き添い、送迎等」の 20.2%の順になっています。

なお、排泄については、「夜間の排泄」と「日中の排泄」を合計すると 36.0%となり、「認知症への対応」を上回っていることに留意が必要です。

また、これを前回調査と比べると、上位となっている「認知症への対応」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」は、いずれも比率が増加しています。

施設への入所・入居を検討する、あるいは申し込みをする人が増えてきているのは、これらの介護への不安がその一因となっているのではないかと考えられるため、今後、これらのサービスの質的向上を含めた一層の充実が必要になると考えられます。

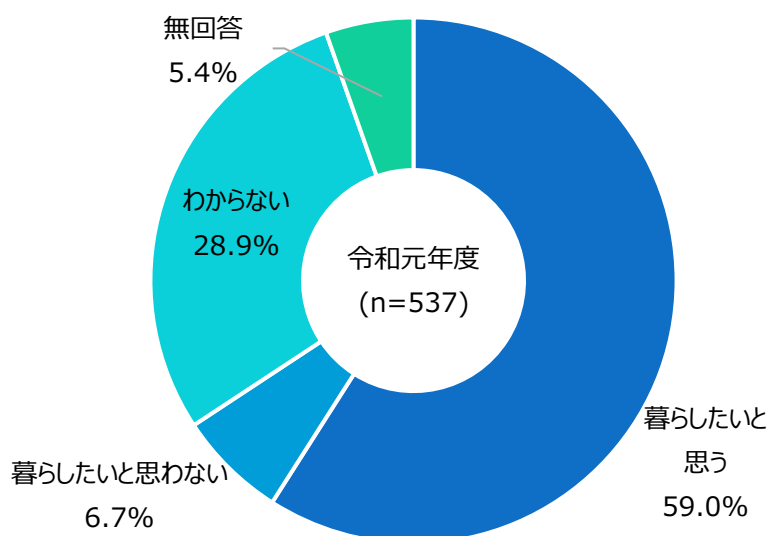
介護者が不安に思う介護



⑤人生の最期に暮らす場所

最期まで自宅で暮らしたいと思いませんかについては、「暮らしたいと思う」が 59.0% で他を大きく上回って 1 位になっており、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と同様の結果になっています。そのため、在宅介護サービスの充実、及び在宅医療との連携が一層重要になると考えられます。

人生の最期を自宅で迎えることへの希望



⑥まとめ

施設等への入居を申し込む、または入居を検討する高齢者が増えつつあることは、施設サービス等に対するニーズがなお強いことを示しています。そのため、今後も適切な施設サービスの給付を検討していくことが必要です。一方で、人生の最期を自宅で過ごしたいとする人が半数以上を占めていることなどから、やはり多数の人が、介護が必要であってもできるだけ自宅での生活を望んでいると考えられます。そのため、介護者に対する支援はもちろん、介護者が不安に思う介護についても支援がなされるよう、在宅介護サービスを、サービスの質・種類ともに一層強化することが重要です。

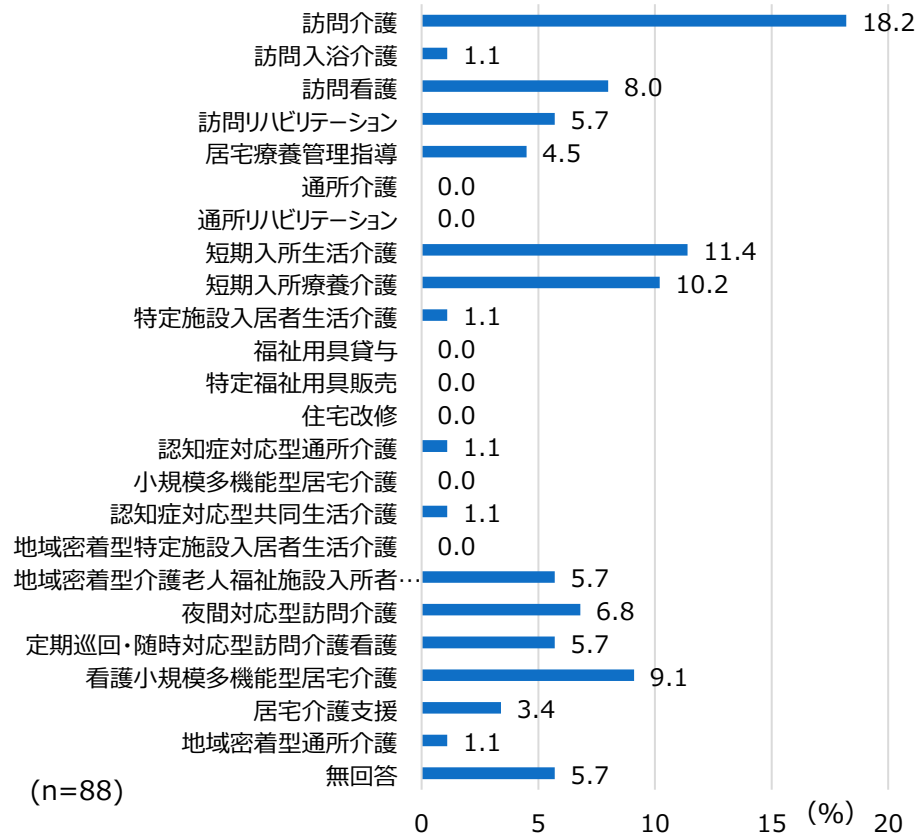
(3) 介護保険事業に関するアンケート（介護支援専門員）

①介護サービスの供給量

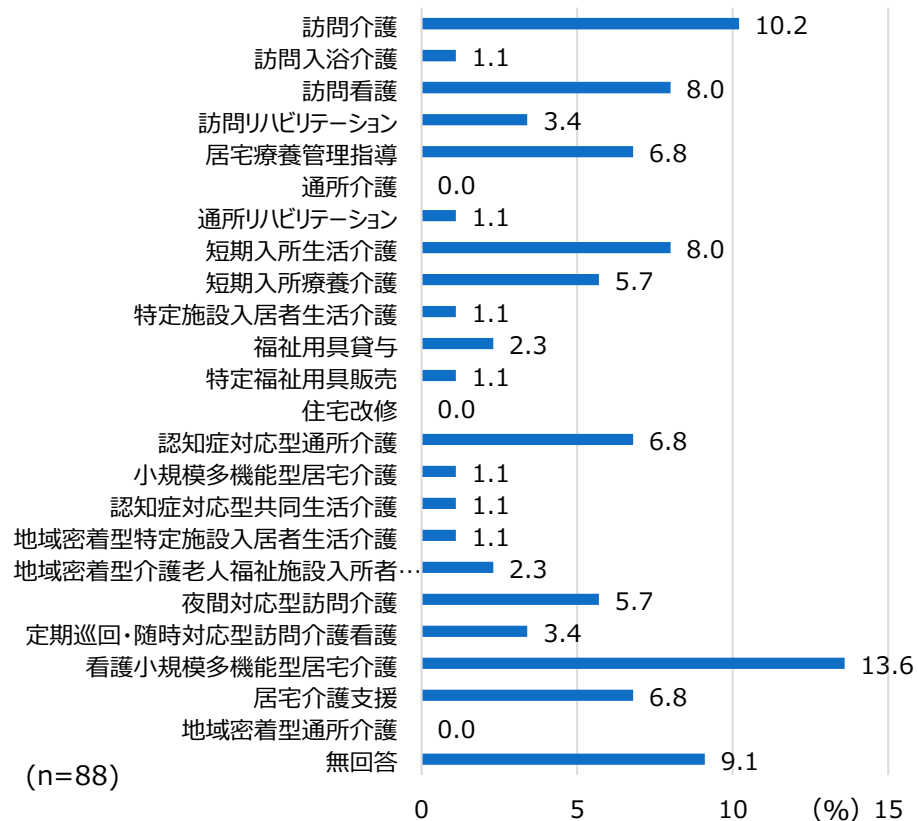
ケアプランを作成するうえで、現在供給が不足していると感じる介護サービスとして最も多くあげられたのは「訪問介護」の18.2%で、続いて「短期入所生活介護」の11.4%、「短期入所療養介護」の10.2%の順となっています。

一方、今後、ニーズが高まるとされる介護サービスとして最も多くあげられたのは「看護小規模多機能型居宅介護」の13.6%で、続いて「訪問介護」の10.2%、「訪問看護」及び「短期入所生活介護」の8.0%の順になっています。

現在提供が不足していると感じる介護サービス



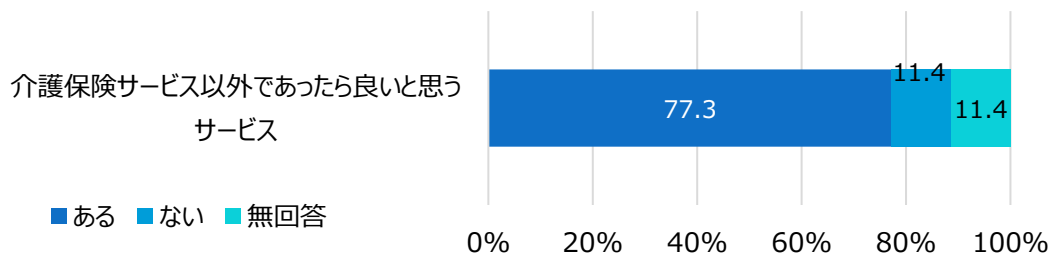
今後、ニーズが高まると思う介護サービス



②介護保険以外のサービスの必要性

法定の介護保険サービス以外であつたら良いと思うサービスの有無について尋ねたところ、「ある」と回答した人が 77.3%に上りました。

介護保険以外のサービスの必要性



「ある」と回答した人に、具体的にその内容を尋ねたところ、以下に示すようなサービスが必要との回答が得られました。

介護保険以外で必要とするサービス

- ・ 外出支援（送迎／同行）
- ・ 安否確認等短時間のサービス
- ・ 移動スーパー、買い物支援
- ・ 通院介助、院内介助、受診付き添い
- ・ 家事支援
- ・ ゴミ出し等ごく短時間の生活支援サービス
- ・ 独居の方の無料見守りサービス、ボランティア送迎、等

また、一般の高齢者等の生活支援として、どのようなサービスが必要かについても尋ねたところ、以下に示すサービスがあげられました。

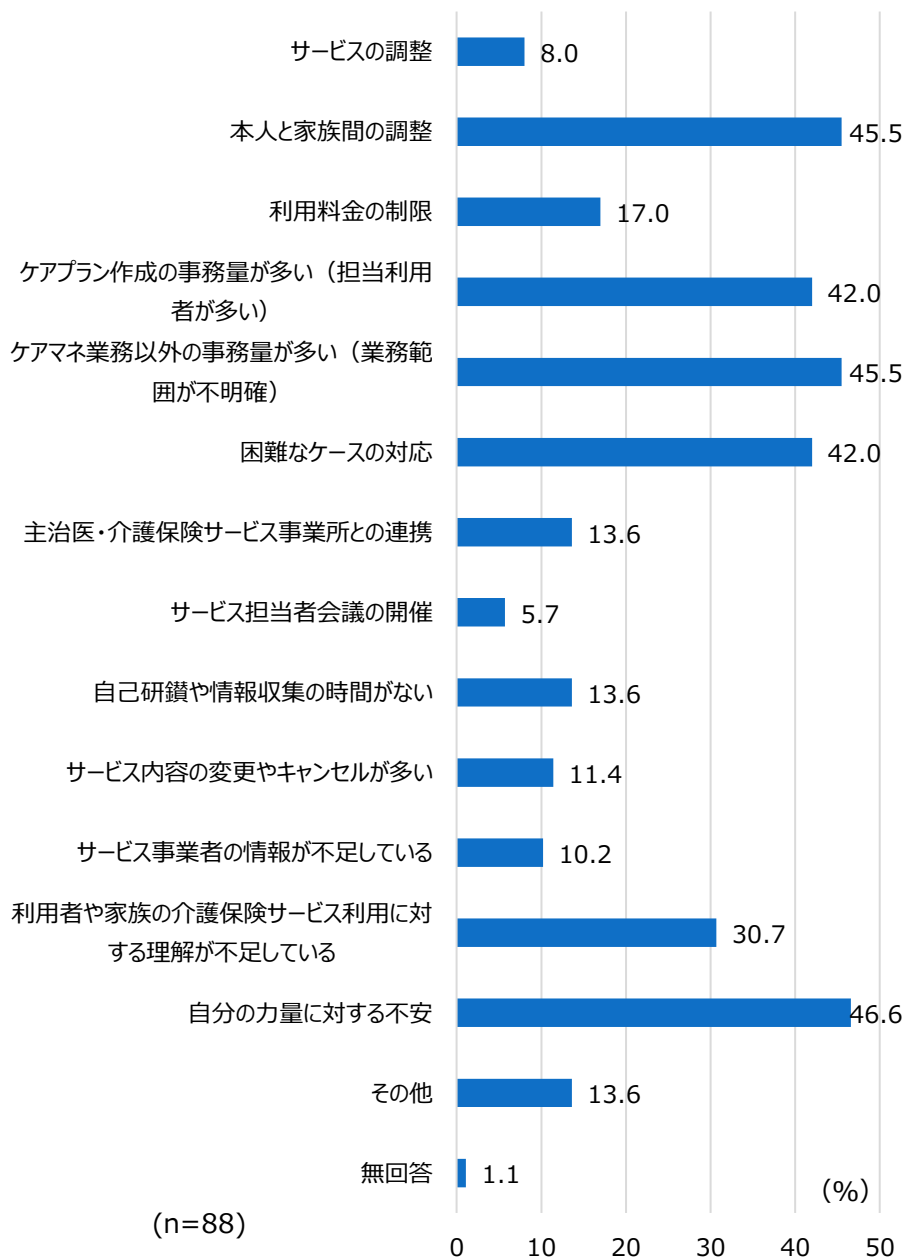
高齢者等の生活支援に必要とするサービス

- ・ (移動) 自動販売車が日用品、お惣菜、その他もろもろ車に積んで巡回
- ・ 移送サービス
- ・ 老老や独居の方の見守り、安否確認
- ・ 受診等同行サービス
- ・ 草とり、植木の手入れ等
- ・ 徘徊の見守り（警察、コンビニ、運送宅配等との連携）
- ・ 不用品の整理
- ・ ゴミ分類やゴミ出しの支援
- ・ 銀行等でのお金の出し入れ
- ・ 買い物支援
- ・ 高所の電球とりかえ
- ・ 家屋の修理、等

③介護支援専門員（ケアマネジャー）として困っていること

介護支援専門員（ケアマネジャー）として困っていることについて尋ねたところ、「自分の力量に対する不安」が46.6%で最も多く、続いて「本人と家族間の調整」、「ケアマネ業務以外の事務量が多い（業務範囲が不明確）」の45.5%、「ケアプラン作成の事務量が多い（担当利用者が多い）」の42.0%、「困難なケースの対応」の42.0%の順となっています。

困っていること



④まとめ

介護支援専門員（ケアマネジャー）が現在不足していると感じる介護サービス、今後ニーズが高まると考える介護サービスについては、今後、介護サービスの提供体制を整備していくうえでの課題といえます。特に、訪問介護と短期入所生活介護については、現在不足しているサービスと今後ニーズが高まるサービスの両方の上位に入っていることから、重要度が高い課題といえます。ただし、訪問介護については、介護者が不安に思う介護について「夜間の排泄」が上位になっている（前節「④介護者が不安に思う介護」）こと等から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、現在の訪問介護を補完するサービスを強化し、利用者のニーズに幅広く応えていけるようにすることが重要と考えられます。

また、介護保険サービス以外のサービスについては、本市が目指す地域包括ケアシステムの深化、あるいは地域共生社会の構築において、極めて重要な役割を果たすものと考えます。誰もがお互いに支えあいながら地域で生活を続けていけることができるよう、これらのサービスの供給体制をどのように構築していくか、ボランティア等の育成を含め、大きな課題と位置づけられます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）として困っていることについては、自分の力量に対する不安が第1位となっていますが、この背景を分析すると、「困難なケースの対応」も困っていることの上位に入っているなど、ケアプランを作成するうえで困難な事例が増えていることが考えられます。また、このことは、一人暮らしの高齢者が増えていること等、生活が多様化し、本人を巡る課題が、介護サービスだけではなく他の生活支援も必要とするなど、ますます複雑化・複合化していることにも関係してくると思われます。そのため、介護支援専門員への研修の充実はもちろん、介護支援専門員からの相談受付体制も整備し、地域包括支援センター等が中心となって、困難事例に対して様々な関係者が協同で解決していけるような体制の強化が求められます。また、「本人と家族間の調整」についても、困難事例と同様に、介護支援専門員からの相談対応を充実させるほか、在宅介護が家族の負担を大きく低減できること等について、広く市民に周知する必要があると考えられます。さらに、業務以外の事務量については、その負担軽減が介護保険業界を魅力的な職場とするうえで大きな課題となっているところであり、改善策を検討することが必要です。

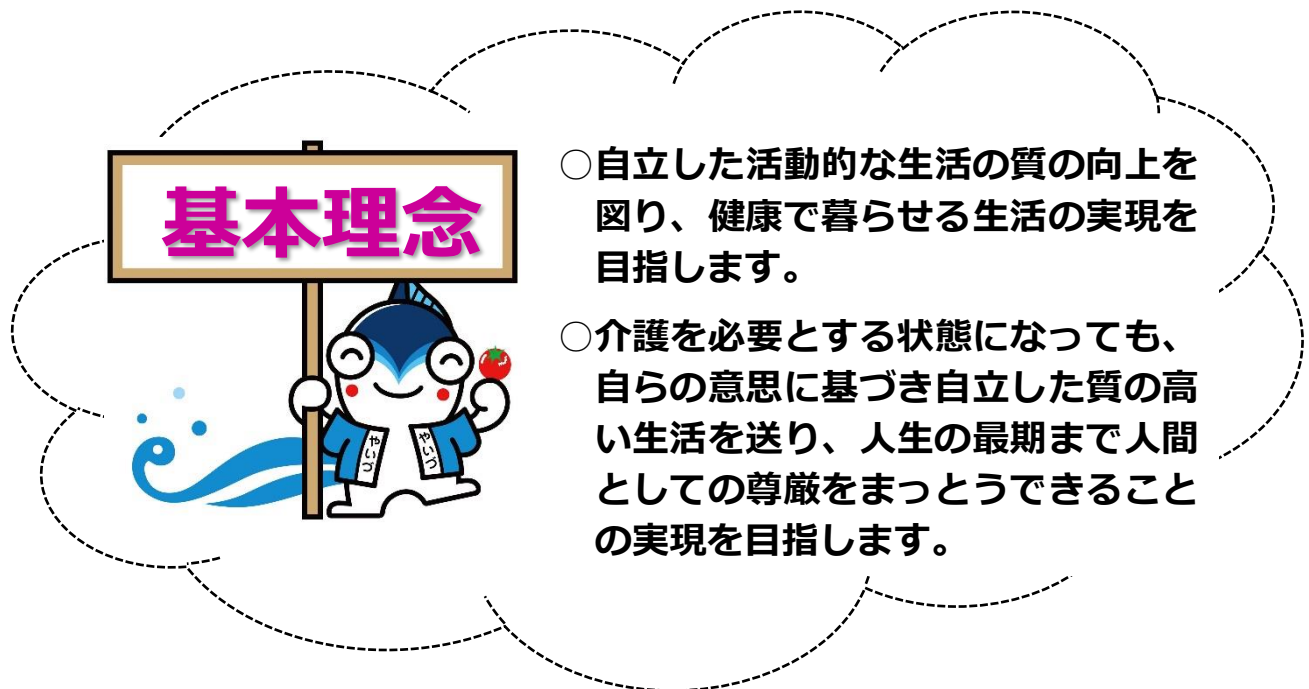
第3章 計画の基本理念と施策体系

第3章 計画の基本理念と施策体系

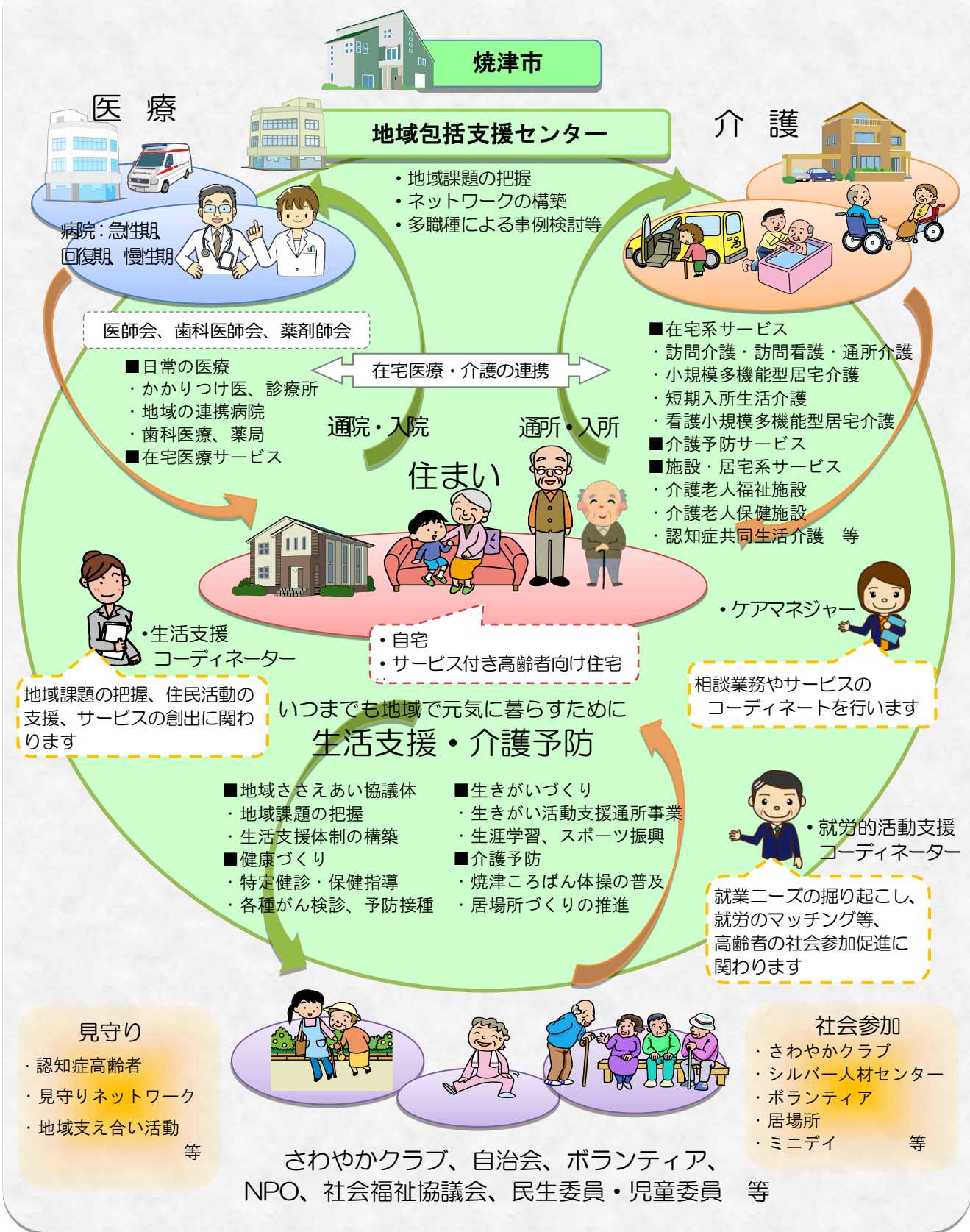
1 基本理念

本市では、「自立した活動的な生活の質の向上を図り、健康で暮らせる生活の実現を目指す」、「介護を必要とする状態になっても、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送り、人生の最期まで人間としての尊厳をまっとうできることの実現を目指す」を基本理念として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を策定し、施策を展開してきました。

本計画は、「第8期ほほえみプラン21」の後継として、団塊ジュニアの世代が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるために、必要な介護サービスの提供体制の整備と「地域包括ケアシステムの構築」を推進していく計画として位置づけられます。地域包括ケアシステムの構築に係る基本的な考え方は変わらないことから、基本理念は前計画を継承します。



焼津市の地域包括ケアシステムのイメージ図（高齢者）



今後、社会の高齢化がさらに加速する中、高齢者が安心して、住み慣れた地域で、自立した生活を営み、いきいきと暮らし続けることができるよう、健康づくりや生きがいづくりを連動したものと捉え、要介護状態となることの予防または要介護状態の軽減もしくは悪化防止に取り組みます。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、サービスの受け手としてだけでなく、社会を支える担い手として、より積極的な役割を果たしていけるような支援をしていきます。

さらに、介護サービスをはじめ医療や生活支援サービスなどを総合的に提供することにより、高齢者の生活の質を高め、豊かな老後を実現することを目指します。

そして、誰もがその人の生き方が尊重され、生きがいを持ちつつ充実した日々の生活を送ることができる社会、介護等の支援が必要になった場合でも社会全体で支えあい、充実感や生きがいを持ちつつ安全に安心して自分の家で暮らし続けていくことができ、長生きして良かったと思える社会の構築を目指します。

2 施策体系

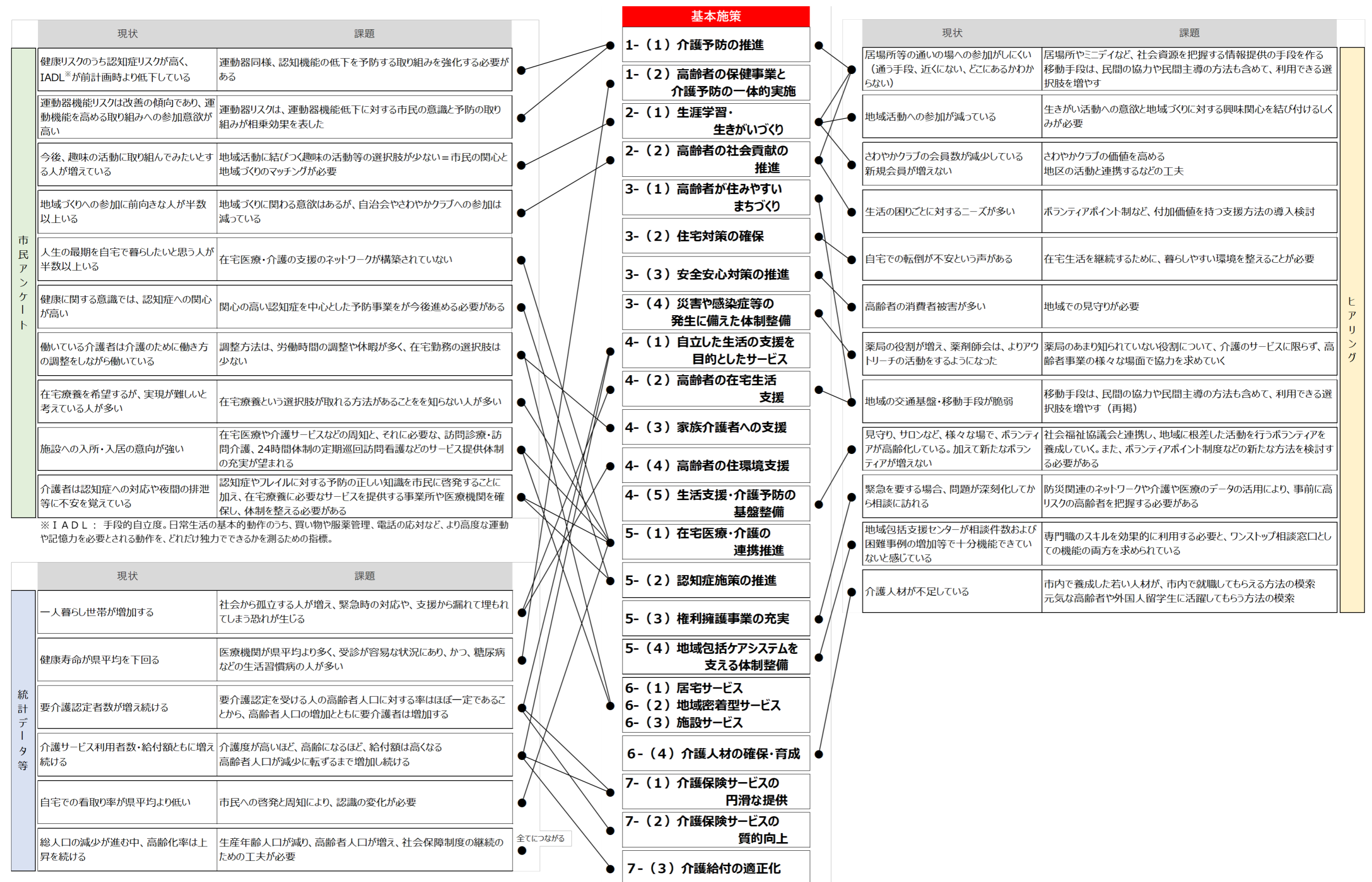
基本理念や前章までで取りまとめた前期計画の成果と課題等を踏まえ、本計画における取り組みの方向性を示すものとして、7つの基本方針とそれに連なる25の基本施策、及び、各基本施策に結びつく事業の一覧を掲げます。

なお、本市の各種データや調査結果から抽出された現状・課題と、基本方針の関係は41ページに示すとおりとなっています。

施策の体系		
基本方針	基本施策	結びつく事業
1 介護予防・健康づくりの推進	(1) 介護予防の推進	【01】焼津ころばん体操の普及 新規 【02】介護予防把握事業 【03】リハビリテーション専門職の派遣 拡充 【04】インフォーマルサービスの充実 【05】通所型事業所従事者研修 【06】介護予防普及啓発事業 【07】生きがい活動支援通所事業
	(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	【08】特定健診・後期高齢者医療健康診査 【09】特定保健指導・生活習慣病重症化予防・訪問指導 【10】健康教育・健康相談 【11】その他（高齢者の予防接種）
2 生きがいを持ち社会参加できるまちづくりの推進	(1) 生涯学習・生きがいづくり	【12】生涯学習の推進（高齢者学級） 【13】自主講座の運営支援 【14】新元氣世代プロジェクト 新規 【15】スポーツ・レクリエーション活動の推進 【16】さわやかクラブ（老人クラブ）活動への支援 【17】生きがいの場づくりのための地域活動への支援 拡充
	(2) 高齢者の社会貢献の推進	【18】シルバー人材センターの支援 【19】就労的活動支援コーディネーターによる就労支援 新規 【20】生活支援や介護予防を担うボランティアの確保・育成 拡充
3 安全・安心のまちづくり推進	(1) 高齢者が住みやすいまちづくり	【21】公共施設・公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入の推進 【22】公共交通ネットワークの確保（市内のバス路線の確保）
	(2) 住宅対策の確保	【23】住宅建設・改造への支援と防災対策 【24】住宅改造相談窓口の充実 【25】市営住宅のバリアフリー化 【26】ひとり暮らし高齢者等に対する民間賃貸住宅への入居支援 【27】住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備
	(3) 安全安心対策の推進	【28】防犯対策 【29】交通安全対策
	(4) 災害や感染症等の発生に備えた体制整備の支援	【30】災害時の避難に支援を要する市民への支援策と福祉避難所等での支援 拡充 【31】感染症発生時等に対応した事業継続支援 新規
4 高齢者の生活支援の推進	(1) 自立した生活の支援を目的としたサービス	【32】訪問事業（自宅で利用するサービス） 【33】通所事業（通いで利用するサービス） 【34】介護予防ケアマネジメント
	(2) 高齢者の在宅生活支援	【35】ひとり暮らし老人等緊急通報システム設置事業 【36】ひとり暮らし高齢者等「食」の自立支援事業 【37】高齢者外出支援サービス事業 【38】寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 【39】訪問理美容サービス事業 【40】高齢者保健福祉用具給付等事業 新規 【41】高齢者あんしんサポート事業
	(3) 家族介護者への支援	【42】家族介護教室や介護を行う家族等の集いの場の開催 【43】在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業 【44】在宅介護支援金事業
	(4) 高齢者の住環境支援	【45】養護老人ホームの運営
	(5) 生活支援・介護予防の基盤整備	【46】生活支援コーディネーターの配置 【47】就労的活動支援コーディネーターの育成 新規 【48】地域ささあい協議体の充実 【49】買い物支援等の移動支援 新規

施策の体系 基本方針	基本施策	結びつく事業
5 高齢者を支える事業・ネットワークの充実	(1) 在宅医療・介護の連携推進	【50】多職種連携研修会の開催 【51】在宅連携ノート「あたたかい目」の活用 【52】情報連携ツールの活用 拡充 【53】市民講演会等の開催 【54】人生会議（ACP）の啓発 拡充 【55】エンディングノートの活用
	(2) 認知症施策の推進	【56】認知症サポーターの養成 【57】焼津市キャラバン・メイトの養成と支援 【58】認知症市民講演会等の開催 【59】認知症高齢者の早期発見・早期対応への取り組み 【60】認知症地域支援推進員による活動の推進 【61】認知症ケアの周知 【62】認知症初期集中支援チーム 【63】認知症高齢者見守り事業 【64】チームオレンジの創設と支援 新規 【65】認知症家族会及び認知症カフェの支援 【66】認知症本人ミーティング 拡充 【67】若年性認知症の人の社会参加の支援 新規
	(3) 権利擁護事業の充実	【68】成年後見制度の充実・強化 拡充 【69】成年後見制度利用支援 【70】高齢者・障害者虐待防止 【71】緊急一時保護と養護者支援
	(4) 地域包括ケアシステムを支える体制整備	【72】地域包括支援センターの運営 【73】地域包括支援センター運営協議会・事業評価 【74】総合相談支援業務 【75】地域ケア会議の推進
6 介護サービス基盤整備の推進	(1) 居宅サービス (2) 地域密着型サービス (3) 施設サービス	1 [居宅サービス]、2 [地域密着型サービス]、3 [施設サービス] 各サービスにおける現状と課題、今後の取組の方向性 第8期介護保険事業計画における施設整備方針 訪問介護、通所介護、地域密着型介護サービス、施設サービス等の介護サービス量の実績及び見込
	(4) 介護人材の確保・育成	(1) 介護人材のすそ野の拡大 (2) 介護人材の定着支援 (3) 介護の新たな担い手となる外国人材の支援
7 介護保険事業の円滑な運営	(1) 介護保険サービスの円滑な提供	(1) 介護保険料の軽減 (2) 特定入所者介護サービス費の軽減 (3) 高額介護サービス費 (4) 高額介護合算サービス費 (5) 社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減
	(2) 介護保険サービスの質的向上	(1) 介護相談員派遣事業 (2) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
	(3) 相談・苦情処理体制の強化	相談・苦情処理体制の強化
	(4) 介護給付の適正化	(1) 要介護認定の適正化 (2) ケアプランの点検 (3) 住宅改修、福祉用具の購入・貸与の点検 (4) 縦覧点検・医療情報との突合 (5) 介護給付費通知 (6) 介護給付実績の活用 (7) 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

現状・課題と基本施策との関係



第4章 介護予防・健康づくりの推進

第4章 介護予防・健康づくりの推進

基本理念第一の「自立した活動的な生活の質の向上を図り、健康で暮らせる生活の実現を目指す」ためには、高齢者一人ひとりが心身ともに健康であることが重要です。

そこで、いつまでも元気で暮らしていくことができるよう、広く介護予防・健康づくりの重要性の啓発を行うとともに、加齢による心身の衰え（フレイル）の防止や生活習慣病の予防等の取り組みを行い、高齢者の介護予防・健康づくりを推進します。

1 介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で住み慣れた地域で生きがいをもって生き生きとした暮らしを送り続けることができるよう、介護予防に関する各種の取り組みを進めています。

【現状と課題】

焼津ころばん体操の普及や地域のふれあいサロン・居場所、ミニデイサービスの取り組み等、介護予防の取り組みは一定程度進んでいますが、要支援・要介護認定者数は年々増加を続けており、介護予防の取り組みをさらに推進することが重要です。市民アンケート調査では、介護予防に資する事業として、事業対象者で7割以上、要支援者でも半数以上の方が「運動機能（筋力）を高める訓練」への関心を持っていることが明らかになりました。一般高齢者においてもこうした取り組みへのニーズは少なからずあると思われます。こうしたニーズを持つ人のうち、少しでも多くの人が具体的な行動に結びつけていけるようにすることが課題といえます。

【取り組みの方向性】

介護予防の取り組みの重要性を引き続き市民に伝えるなど、さらなる意識啓発に努めるとともに、地域での交流や、地域の住民が互いに支えあいながら介護予防の取り組みを進める社会の構築を目指します。

また、健康診査の結果を介護予防事業への参加に結びつけるなど、保健事業と一体的に取り組むことで、効果的に介護予防の強化を図ります。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
介護予防の推進	【01】 焼津ころばん体操の普及
	【02】 介護予防把握事業
	【03】 リハビリテーション専門職の派遣
	【04】 インフォーマルサービスの充実
	【05】 通所型事業所従事者研修
	【06】 介護予防普及啓発事業
	【07】 生きがい活動支援通所事業

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【01】 焼津ころばん体操の普及（サポーター養成、巡回指導等）

転倒予防や認知症予防の動きを取り入れた焼津ころばん体操について、ふれあいサロンや居場所を訪問し、仲間同士で続けられる介護予防活動として普及を図ります。

さらに、焼津ころばん体操 DVD を配布し、地域における継続的な健康づくりにつなげます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
焼津ころばん体操実施会場数（箇所/年）	—	—	10	20	30	40

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【02】 介護予防把握事業

生活機能チェックにより、要介護状態になる恐れの高い高齢者を把握し、介護予防事業の利用等へつなげていきます。

【03】 リハビリテーション専門職の派遣

ふれあいサロン、居場所やミニデイサービスなどにリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）を派遣し、参加者が運動能力等の維持・向上を実感できるようにするとともに、高齢者一人ひとりの状態に最も適した支援に結びつけていきます。

また、介護予防ケアマネジメントのアセスメント時にリハビリテーション専門職が同行し、本人の状態を専門職の視点でアドバイスを行い、必要な介護予防サービスに結びつけていきます。さらに、介護予防サービス利用者について、利用状況のモニタリングを行い、介護予防サービスの効果を検証し自立支援につなげていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
リハ専門職派遣数（回/年）	52	326	356	809	839	864
介護予防訪問リハビリテーション利用率（%/年）	—	—	—	0.3	0.4	0.5
介護予防通所リハビリテーション利用率（%/年）	—	—	—	4.7	4.8	4.9

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

コラム【01】焼津ころばん体操の普及

介護予防は元気なうちから気軽に取り組むのがよいとされています。年齢を重ねるたびに今までの職場や地域の人との交流が急激に減っている人がいたら要注意です。

『焼津ころばん体操』は効率よく健康維持・転倒予防に大切な内容を取り入れています。認知症予防も兼ねて『焼津ころばん体操』で身体の動きを向上し、ご近所同士の交流による社会参加をすすめています。ラジオ体操などのインフォーマルサービス※も充実しています。心も身体も動く介護予防を目指しましょう。



※公的機関や専門職による制度に基づくサービス（フォーマルサービス）以外の支援で、ボランティア等による地域での見守りや居場所のようなサービスです。

【04】インフォーマルサービスの充実

身近な場所で自分に合った過ごし方が可能なふれあいサロン、居場所やミニデイサービスの立ち上げや運営の支援を行い、地域の住民主体による通いの場などの充実を図り、市民へ周知します。

【05】通所型事業所従事者研修

通所型サービスを実施している事業所の質の向上を図るため、リハビリテーション専門職によるサービス事業所従事者に対する研修を実施します。

【06】介護予防普及啓発事業

介護予防に関する市民の意識を高めるため、介護予防・健康づくりに関するパンフレットを作成し、高齢者世帯を中心に配布します。また、介護予防教室や地域のミニデイサービス、さわやかクラブ等への保健師や管理栄養士、歯科衛生士といった専門職による健康教育等を開催します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護予防教室開催数(回/年)	57	36	34	40	44	44
さわやかクラブ等への健康教育実施回数(回/年)	88	53	30	55	60	65

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【07】生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを保健福祉事業として提供し、生きがいを持てる健やかな生活の確保に必要な支援を行います。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
延べ利用者数(人/年)	7,843	6,251	6,223	7,100	7,300	7,500

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者が今後も健やかに住みなれた地域で自立して生活していくためには、要支援・要介護状態になることを防ぐことが重要です。そのため、生活習慣病予防やフレイル予防を推進します。

「団塊の世代」が75歳以上になる令和7年（2025年）に向けて、医療保険制度が切り替わる74歳までと75歳以降の保健事業を切れ目なく進め、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進が重要です。

健康寿命の延伸(生涯現役)、社会保障費の安定を目指し、地域の健康課題の分析を行い、高齢者の特性を踏まえ、生活習慣病の重症化予防とそれに関連する介護予防（フレイル予防）を推進します。

【現状と課題】

焼津市の平成30年（2018年）の平均寿命は男性が80.7歳、女性が86.9歳で、県平均や全国平均より低くなっています。平成30年（2018年）の主な死因として心臓病が27.2%と、全国平均や県平均を上回っている状況です。平成30年（2018年）の一人当たり社会保障費は介護保険費が28万円、高齢者医療費が83万円となっており、県平均と比べると、医療費が県平均よりも高くなっています。生活習慣病関連の入院、脳血管疾患、心不全、骨折の件数の増加が原因としてあげられます。

75歳以上の脳血管疾患や心不全の治療を受けている人のうち、すでに介護認定を受けている人は4割を超え、生活習慣病が重症化したこれらの疾患を治療している人の約半数はすでに介護状態となっています。また、高血圧、糖尿病を持っている人のうち、7割はすでに脳血管疾患や心不全等の合併症を起こし、重症化している状況にあります。

加齢によるその他の疾患である骨折・認知症は、要介護状態につながりやすく、その8割が高血圧や糖尿病を持っています。さらに重症化予防のコントロール状況を後期高齢者医療健康診査の結果で見ると、高血糖や心房細動の割合が高くなっています。

生活習慣病の重症化による医療費の増加と介護費の増加が課題となり、課題解決をするために、高血圧・糖尿病等の生活習慣病重症化予防を引き続き推進していくことが必要となります。

【取り組みの方向性】

健康診査の結果を介護予防事業の取り組み参加に結びつけるなど、保健事業と一体的に取り組むことで、介護予防への意識の底上げを図ります。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
健康寿命の延伸と社会保障費の安定	【08】 特定健診・後期高齢者医療健康診査
	【09】 特定保健指導・生活習慣病重症化予防・訪問指導
	【10】 健康教育・健康相談
高齢者の感染拡大や重症化の予防	【11】 その他(高齢者の予防接種)

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【08】 特定健診・後期高齢者医療健康診査

特定健診・後期高齢者医療健康診査の重要性について周知を図り、早期からの生活習慣病予防に取り組むとともに、健診未受診者に受診勧奨はがきの送付や休日の集団健診の開催等受診機会を拡大し、受診率の向上を図ります。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
国保特定健康診査受診率 (%)	38.8	38.0	41.0	42.0	43.0	44.0
後期高齢者医療健康診査 受診率 (%)	33.5	33.2	33.0	34.0	35.0	36.0

(注1) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(注2) 本計画の策定と並行して「焼津市第2期保険事業実施計画(データヘルス計画)」の中間評価を実施しているため、令和3年度(2021年度)以降の計画値が変更される可能性がある。

【09】 特定保健指導・生活習慣病重症化予防・訪問指導

特定健康診査の結果、生活改善や治療が必要な方々に、特定保健指導を実施します。

また、後期高齢者に対し、高血圧・糖尿病等の生活習慣病重症化予防を国民健康保険保健事業に引き続き、切れ目なく医療機関や地域包括支援センターと連携しながら、個別支援(訪問指導)を実施します。

健診結果にて重症化予防該当者に該当する79歳以下の方々を対象とし訪問指導を

実施し、本人の状況に応じて地域包括支援センターと連携しながら介護予防等の取り組みにつなげます。また、健康状態不明者については、訪問調査等により健康状態を把握し、必要に応じて受診勧奨や介護予防等の取り組みにつなぎます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
国保特定保健指導実施率 (%)	70.6	51.8	70.0	70.0	70.0	70.0
糖尿病性腎症による 75 歳以上新規透析患者 (人/年)	6	3	6	5	4	3
生活習慣病重症化予防指導数 (人/年) ①未治療高血圧Ⅱ度以上、②治療中 HbA1c8.0以上(腎機能異常なし)、③心房細動	—	—	全地区 146	全地区 150	全地区 160	全地区 170
健康状態不明者把握数 (人/年)	—	—	北部 92	南部 100	中部 100	大井川 100

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【10】健康教育・健康相談

地域包括支援センターの圏域別の実態分析に基づき、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による地区の健康課題の解決に向けた集団支援(健康教育・健康相談)を地域で実施します。高齢者へ生活習慣病と関連付けた骨折・認知症の予防を重点的に啓発していきます。

高齢者への質問票を用いて、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、必要に応じて受診勧奨や地域包括支援センターと連携して介護予防等の取り組みにつなぎます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
健康教育 (人/年)	—	—	全地区 160	全地区 170	全地区 180	全地区 190
健康相談 (人/年)	—	—	全地区 40	全地区 120	全地区 130	全地区 140
個別支援実施者の次年度 HbA1c の改善率 (%)	—	—	30	35	40	45
糖尿病性腎症による 75 歳以上新規透析患者 (人/年) (再掲)	6	3	6	5	4	3

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【11】 その他(高齢者の予防接種)

高齢者肺炎球菌予防接種については、毎年度 65 歳から 5 歳刻みの年齢の方に実施されています。経過措置として令和元年度（2019 年度）より 5 年間延長されています。平成 30 年度（2018 年度）と比較すると令和元年度（2019 年度）の接種率は低下したものの、県内市町でトップの接種率でした。高齢者インフルエンザ予防接種についても引き続き広報等により接種率向上に努めていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
高齢者肺炎球菌予防接種率 (%)	53.4	36.1	44.5	44.5	44.5	44.5
高齢者インフルエンザ予防接種率 (%)	48.3	50.3	53.3	53.3	53.3	53.3

(注) 令和 2 年度（2020 年度）の実績は見込み値。

第5章 生きがいを持ち社会参加できる
まちづくりの推進

第5章 生きがいを持ち社会参加できるまちづくりの推進

1 生涯学習・生きがいづくり

高齢者がいつまでも生きがいをもって生き活きと暮らしていけるよう、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーションの場づくりを進めるとともに、市民自身による生きがいづくりの取り組みを支援します。

【現状と課題】

市民アンケート調査では、生きがい（喜びや楽しみ）を感じる時は「友人や知人と過ごすとき」が全体の48%で最も高くなっています。また、地域での健康づくり活動や趣味等のグループ活動について、一般高齢者の方々と事業対象者では半数以上が、要支援者の方々でも3割以上の方が参加することに前向きになっています。

【取り組みの方向性】

「友人や知人と過ごすとき」をキーワードに、多様化する市民のニーズを見極め、いきいきした地域づくりや市民の学ぶ場を引き続き提供すると共に、市民による各種活動を支援していきます。

** 事業の構成 **

目的	実施内容
生涯学習・生きがいづくりの支援	【12】生涯学習の推進（高齢者学級）
	【13】自主講座の運営支援
	【14】新元気世代プロジェクト
	【15】スポーツ・レクリエーション活動の推進
	【16】さわやかクラブ（老人クラブ）活動への支援
	【17】生きがいの場づくりのための地域活動への支援

** 推進事業 **

【12】生涯学習の推進（高齢者学級）

市内9公民館において、誰でも学べる学習機会を提供するとともに、生きがいづくりや居場所づくりにも資するため、高齢者学級等の生涯学習講座等を公民館主催講座

第5章 生きがいを持ち社会参加できるまちづくりの推進

として開設・運営しています。

引き続き、地域での交流や絆を深めていく生涯学習の場として、心身の健康の維持を図り、文化教養、社会の変化に対応するための学習活動を進めます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
公民館の利用者数（人/年）	451,266	428,375	235,000	508,600	※	※
高齢者学級生徒数（人/年）	564	547	500	550	550	550

（注1）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（注2）※：第6次焼津市総合計画（後期）内にて、設定予定。

【13】 自主講座の運営支援

各公民館において市民自らが自主的に開催・運営している学習活動や文化活動に対して、活動の場を提供し、その運営を支援します。

高齢者の生きがいづくり、居場所づくりとしての役割を果たせるよう、事業を充実します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
自主講座開設数（件/年）	350	335	308	300	300	300
社会教育団体数（団体/年）	226	265	283	290	300	310

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【14】 新元気世代プロジェクト

概ね 50 歳以上の市民を「新元気世代」と定義し、誰もが幸せで笑顔あふれる豊かな暮らしを生涯にわたって送ることができるよう、「焼津おとな倶楽部」の活動を通じて新元気世代の社会参加や生きがいづくり、健康維持等を支援します。

新元気世代の健康維持と生きがいづくりを進めるための「新元気世代プロジェクトアクションプログラム」に基づき、運動や食生活などの健康維持分野の取り組みと、地域活動や就労などによる社会参加、スポーツ活動や文化活動などによる趣味、これらを充実させる生きがいづくり分野の取り組みを体系づけ、様々な人とのつながりや支えあい、あるいは自らも進んで取り組みに参加することを通じて、充実した毎日を過ごせるよう支援します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
焼津おとな倶楽部参加者数(人)	—	—	300	1,000	1,300	1,300

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【15】スポーツ・レクリエーション活動の推進

健康の保持・増進や受講者同士の仲間づくりの場となるよう、スポーツ教室やハイキング等のレクリエーション事業、さらには、健康づくりに加えて地域づくりを目的とした地域交流スポーツ祭等の開催・運営を行います。

引き続き、焼津市スポーツ協会と連携して誰もがスポーツに親しみレクリエーションを楽しむ機会を提供していきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
スポーツ教室参加者数(件/年)	3,246	2,590	1,447	2,600	2,600	2,600

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【16】さわやかクラブ(老人クラブ)活動への支援

高齢者の生きがいとなる活動や健康づくりを行うさわやかクラブ(老人クラブ)の活動に対して支援しています。

引き続き、さわやかクラブの活動のほか、会員数の増強、移動手段の確保、交流の場の設置等の取り組みに対して支援を行います。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
さわやかクラブ会員数(人)	847	736	765	1,000	1,050	1,100

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

コラム【16】 さわやかクラブ（老人クラブ）活動

さわやかクラブでは、「人生100歳時代、仲間とつくる、新たな楽しみ」として、健康（グラウンドゴルフ、ペタンク、輪投げ、寿大学等各種講座の開催）、友愛（ボランティア活動、高齢者施設訪問）、奉仕（児童の登下校見守り、清掃奉仕活動）などのほか、定期的な会員交流、世代間交流なども行っています。

<寿大学>



<長寿力向上教室>



<清掃奉仕活動>



【17】 生きがいの場づくりのための地域活動への支援

①ミニデイサービスの推進

公民館や公会堂において、高齢者の健康と生きがいを促進する地域活動（ミニデイサービス）を行うボランティア団体に対して運営を支援します。

引き続き、地域特性を活かした生きがい、社会参加、見守り、地域支えあいの要素を持つ特色ある事業として、自治会や焼津市社会福祉協議会と連携して推進していきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
ミニデイサービス開設数 (件/年)	55	55	56	56	57	57

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

②居場所づくりの推進

市民が主体となって取り組む居場所の開設、運営を支援します。居場所とは、公民館や個人の自宅等において、高齢者等が気軽に集まって、いろいろな話しができ、人と一緒に食事や体操等ができる地域のサロンです。居場所づくりを行う市民(居場所づくり推進員)の育成も併せて取り組みます。

また、居場所での取り組みメニューとして、「焼津ころばん体操」の活用を図ります。地域特性を活かした生きがい、社会参加、見守り、地域支えあいの要素を持つ特色ある事業として、拡充を図っていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
居場所開設数(件)	—	30	33	36	39	42

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

コラム【17】生きがいづくりの推進～推進員の活躍

生活支援には社会参加や介護予防につながるような地域の通いの場づくりなども含まれています。地域ささえあい協議体をきっかけに高齢者の外出を支援する『おでかけサポート事業』がスタートしました。ボランティアや住民主体の活動が注目される中で『居場所づくり講座』を開催し、修了生が居場所づくり推進員として居場所の開設に関わり、自然に助け合いの関係が生まれています。



2 高齢者の社会貢献の推進

高齢者一人ひとりが社会的役割を持ち、社会参加を通じた生きがいづくりを支援します。具体的には、ボランティア活動や就労的活動を通じた社会への貢献等、社会の現役として引き続き活躍することができる環境整備を行い、高齢者の自尊心を育み、互助、共助の一端を担う活躍の場を整備していきます。

【現状と課題】

本市では、市民による生きがいづくり等の各種取り組みが活発に展開されていますが、活動の運営を支えるスタッフが高齢化し、新たな担い手づくりや活動のあり方が課題となっており、高齢者の就労ニーズにも応えていくことが必要です。

【取り組みの方向性】

市民アンケート調査において、地域での健康づくり活動や趣味等のグループ活動に関し、企画・運営者としての活動にも前向きな方が、一般高齢者では3割以上おり、これらの方々の意向を反映した就労支援を含めた新たな社会の担い手の育成に取り組んでいきます。

** 事業の構成 **

目的	実施内容
高齢者の社会参加の推進	【18】 シルバー人材センターの支援
	【19】 就労的活動支援コーディネーターによる就労支援
	【20】 生活支援や介護予防を担うボランティアの確保・育成

** 推進事業 **

【18】 シルバー人材センターの支援

高齢者の持つ経験や知識等を生かして地域社会で働くことを通じて生きがいを得ると同時に社会に貢献することなどを目的に、種々の業務に取り組んでいるシルバー人材センターの活動を支援しています。

今後も、様々な機会を通じてシルバー人材センターへの加入促進を図っていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
シルバー人材センター会員数 (人)	881	870	870	960	960	960

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【19】 就労的活動支援コーディネーターによる就労支援

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい個人や事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、高齢者の社会参加等を促進します。

ハローワーク等関係機関と連携しながら、就労的活動支援コーディネーターによる就業ニーズの掘り起こしや就労のマッチング等のしくみを構築します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
就労斡旋数(人/年)	—	—	—	—	4	12

【20】 生活支援や介護予防を担うボランティアの確保・育成

民間主体の活動の中心となるボランティアを育成するために居場所づくり講座を開講して、「居場所づくり推進員」を養成しています。講座での学びを継続するため、「居場所づくり推進員連絡会」を開催し、居場所活動の運営支援、居場所の立ち上げ、介護予防研修を行っています。

居場所づくり推進員の活動の場は、買い物支援、介護予防事業への取り組みにも広がってきていますが、ボランティアの確保・育成が必要です。ボランティアの担い手不足の解消として有償ボランティア制度やボランティアポイント制度の提案もある中で、関係機関に働きかけ、制度の構築に取り組んでいきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
延べ居場所づくり推進員数 (人/年)	11	24	38	50	60	70

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

第6章 安全・安心のまちづくり推進

第6章 安全・安心のまちづくり推進

高齢者が安全で安心して生活を送ることができるよう、住宅や公共交通機関、道路、公共施設などの生活環境面での安全性、居住性、快適性などが確保された社会基盤の整備に努めるとともに、すべての人が安心して生活できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりを推進します。

また、防犯や交通事故防止、災害発生時等の緊急時における安全対策を推進し、高齢者が地域において普段から安心感を持って生活できるように安全・安心対策を推進します。

1 高齢者が住みやすいまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められており、施設や道路、公園等において、高齢者はもとより誰もが安心して利用できるバリアフリー、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備に努めていきます。

【現状と課題】

公共施設や公共空間におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備等については、一定の進歩が見られますが、高齢者の移動手段については、ニーズに応えられている状況にはありません。公共交通機関が衰退すると、高齢者等の外出の機会が失われることに繋がりがねないため、公共交通機関の維持は大きな課題となっています。

【取り組みの方向性】

バリアフリーの取り組みを引き続き進めるとともに、高齢者の移動手段を確保するための工夫を交通部局と福祉部局が連携し取り組んでいきます。

** 事業の構成 **

目的	実施内容
高齢者が住みやすいまちづくり	【21】公共施設・公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入の推進
	【22】公共交通ネットワークの確保(市内のバス路線の確保)

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【21】 公共施設・公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入の推進

公共施設や道路をはじめとする公共空間における段差の解消や手すりの設置等を通じた円滑な動線の確保等により、バリアフリー、ユニバーサルデザインの考えに基づいた誰もが利用しやすい施設等の整備を進めます。

公共施設、道路、公園等の新設、改良時を中心に、改正バリアフリー法等を踏まえ、焼津市都市計画マスタープランに基づき、公共施設や公共空間が誰にとっても一層利用しやすいものとなるよう、整備を推進します。

【22】 公共交通ネットワークの確保（市内のバス路線の確保）

バスの利用者は近年減少傾向にありますが、地域の重要な交通基盤と位置付け、利便性が高く、持続可能な公共交通網の再編を推進します。

自主運行バスを運行するほか、今後も、運行ダイヤの変更、経路変更、利用実績に合わせたデマンド型乗合タクシーも含めた運行形態の検討と変更等、状況に柔軟に対応しながら、生活交通の確保に努めていきます。

また、市は公共交通の利用促進のための啓発活動を展開します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
公共交通（バス）の年間利用回数（回/人）	10.6	10.5	6.8	10.8	10.8	10.8

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

2 住宅対策の確保

高齢者にとって住みやすく安全な住宅の整備は、住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らしていくための重要な構成要素です。そこで、高齢者のニーズ等に応じて安全で住みやすい住居づくりや住みたいと思う住居への入居支援等を行います。

【現状と課題】

持ち家への支援は一定程度進んでいます。市営住宅の住戸内も改修に併せバリアフリー化を進めています。

【取り組みの方向性】

引き続き、多様化する高齢者世帯のニーズに対応した住宅の提供やそのための支援等を行います。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
住宅対策の確保	【23】 住宅建設・改造への支援と防災対策
	【24】 住宅改造相談窓口の充実
	【25】 市営住宅のバリアフリー化
	【26】 ひとり暮らし高齢者等に対する民間賃貸住宅への入居支援
	【27】 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【23】 住宅建設・改造への支援と防災対策

高齢者が住み慣れた住居で安心して生活できるよう、バリアフリー住宅の建設、住宅の高齢者向けバリアフリー工事への融資や家庭内防災対策として地震発生時の家具等の転倒などによる人的被害の軽減を図るため、家具等転倒・落下防止器具の取り付けサービスを行います。

また、高齢者の火災予防への意識向上を図り、火災の発生をできるだけ防ぐほか、火災時に対しての対応が迅速に行えるようにします。

引き続き、高齢者向けバリアフリー工事への融資を行うほか、家具等転倒・落下防止器具などの取り付けに対し助成事業を行います。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
家具を固定している世帯の割合 (%)	77.0	77.7	77.7	100	100	100

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【24】 住宅改造相談窓口の充実

高齢者の自立生活の維持・向上や介護負担の軽減等を目的とした住宅の整備が円滑にできるよう、各種相談窓口を設けています。

引き続き、市の相談窓口での相談受付のほか、一般社団法人志太建築士会協力による「建築よろず相談」を展開していきます。

【25】市営住宅のバリアフリー化

市営住宅についても、高齢者にとって住みやすい住居となるよう、バリアフリー化を進めます。市営住宅については、改修時の機会を通じて順次バリアフリー化を図っていきます。

【26】ひとり暮らし高齢者等に対する民間賃貸住宅への入居支援

近年、ひとり暮らしの高齢者等に対して事故やトラブルに対する不安等を理由として賃貸住宅への入居を断られる、あるいは契約更新を断られるという事案が見られるようになっていきます。今後もひとり暮らしの高齢者は増え続ける見込みであり、そのため、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるよう、民間賃貸住宅への入居支援を行います。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、賃貸人に対して入居を拒まない賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅、またはセーフティネット住宅）に登録してもらうよう呼びかけ、高齢者等に対し、入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を提供します。

【27】住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿の一つになっています。そのため、施設サービス等の提供計画にも影響が見られるようになっており、その動向把握が必要となっています。

県と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を把握していきます。

3 安全安心対策の推進

高齢者や障害者等、犯罪被害者となりやすい人への防犯に関する啓発活動を進め、防犯意識の向上を図ります。また、交通事故のない社会を目指すため、高齢者等の交

通安全意識の向上を図ります。

【現状と課題】

本市における犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、窃盗犯の発生件数は未だ高水準にあります。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺の発生件数及び被害額が増加傾向にあり、インターネット等を悪用した犯罪など、犯罪の手口も巧妙化しており、消費生活相談件数が増加傾向にあります。そのため、市民一人ひとり、及び地域の防犯意識の向上や犯罪が起こりにくい環境の整備が求められています。

また、本市では交通事故発生件数・死者数・傷者数ともに減少傾向にありますが、高齢者事故（65歳以上の高齢者が第1、第2及び第3以下の当事者となった事故件数と、高齢者の死傷者数）の発生件数が多いという実態があります。そのため、高齢者の安全を守るための対策が必要です。

【取り組みの方向性】

引き続き、関係各方面と連携し、防犯対策や交通安全対策に努めていきます。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
安心安全対策の推進	【28】 防犯対策
	【29】 交通安全対策

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【28】 防犯対策

焼津市安全安心なまちづくり条例に基づき、関係機関や団体、地域住民と連携しながら、市民及び地域に対して、防犯意識の向上や、消費者被害に遭わないための教育、啓発活動を推進します。

引き続き、犯罪や消費者被害の発生情報の提供を行うとともに、自治会や事業者、警察などと連携して高齢者への注意喚起等を行うほか、地域が行う防犯対策を支援します。

また、消費者被害に遭わないための消費者センター等と連携した教育や啓発活動等を推進します。

【29】交通安全対策

交通安全意識のさらなる向上等を図り、交通事故のない社会を目指します。

令和3年度（2021年度）策定予定の第11次焼津市交通安全計画に基づいて、引き続き、交通安全教育や高齢者宅訪問による啓発等を行います。

高齢化に伴う身体機能の変化を認識いただくため俊敏性などの測定を行うとともに、機材で再現した動画上の道路を走行することで事故の予測・回避を習得する講習の充実を図っていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
高齢者交通安全教室開催回数（回/年）	99	88	35	90	90	90
同受講者数（人/年）	3,690	3,091	1,000	3,000	3,000	3,000

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

4 災害や感染症等の発生に備えた体制整備の支援

自然災害や感染症の拡大といった緊急時においても、高齢者等の安全を確保するとともに、可能な限り介護保険サービス等の支援が継続できるよう、緊急時に備えた体制整備や訓練、研修等を医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護サービス事業所などの関係団体と連携して行います。

【現状と課題】

近年の台風大型化は、記録的な大雨などにより、甚大な被害をもたらし、全国では多数の要介護者も避難を余儀なくされました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、介護予防の取り組み等、多くの事業が中止、あるいは延期・規模縮小を余儀なくされるなど、一部の介護保険サービスの提供が滞るといった事態も発生しました。これらの経験を教訓に、緊急時の備えとともに緊急時の対応体制を速やかに整備できるようにすることが必要です。

また、災害時、避難所における要介護者の支援等が適切に実施されるようにすることが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等による感染拡大下においても、可能な限り介護サービス等を継続できるよう、事業継続計画の策定等を行い、対

策を進めていくことが求められます。

【取り組みの方向性】

近年、頻発する自然災害や感染症の拡大といった緊急時においても、高齢者等の安全を確保すると共に、可能な限り介護保険サービス等の支援が継続できるよう、緊急時に備えた体制整備や訓練、研修等を行います。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
災害や感染症等の発生に備えた体制整備	【30】 災害時の避難に支援を要する市民への支援策と福祉避難所等での支援
	【31】 感染症発生時等に対応した事業継続支援

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【30】 災害時の避難に支援を要する市民への支援策と福祉避難所等での支援

災害発生時には、被害を最小限にとどめ、高齢者等、避難に支援を要する方の安全確保を図る「焼津市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、要支援者の避難時、及び避難所での支援を行います。

今後も、「焼津市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」や「避難行動判定フロー」に基づき避難が必要となった場合には、より多くの高齢者等が安全に避難できるよう、避難に支援を要する方の把握に努めていきます。

また、福祉避難所については、一般の避難所に要配慮者のための部屋の確保やスペースを設置することや、避難が長期化する場合等、必要に応じて宿泊施設を避難所に転用するなどホテル旅館組合と運用方法を検討します。

併せて、「焼津市福祉避難所設置・運営マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症を踏まえた焼津市避難所開設運営マニュアル」を参考に、福祉避難所として必要となる資機材の確保や供給体制、長期化した場合の福祉避難所の統廃合などについて、関係機関及び施設管理者と協議しながら、連携強化を図ります。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
避難行動要支援者避難訓練 (回/年)	—	—	—	机上訓練	1	1

【31】感染症発生時等に対応した事業継続支援

感染症の感染拡大時においても可能な限り安全に事業を継続できるようにする介護事業所等の事業継続計画の策定の支援を行います。

感染症が拡大した場合に備え、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、実技演習を含めた感染症に対する研修を行います。

また、感染症発生時に備えた平時からの準備・備蓄等や事業継続計画の策定を各事業所に働きかけるとともに、感染症発生時における応援人員や代替サービスの確保に向けた各事業者間の連携体制の構築に努めます。

さらに、県や医療機関・薬局、医薬品・医療品事業者等の関係機関と協力し、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資が円滑に調達されるよう、備蓄・調達・輸送体制の整備を進めるほか、県や保健所、医療機関・薬局等と連携した支援体制のあり方について、検討を進めます。

一方、感染症が拡大すると、介護予防の取り組み等も中止、あるいは縮小・延期を余儀なくされます。そのため、高齢者が自宅でも介護予防の取り組み等を続けていけるよう、関係者と連携しながら、電話や訪問による見守りなどフォローアップを行います。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
事業所向け感染症対策研修開催数（回/年）	—	—	1	1	1	1

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

第7章 高齢者の生活支援の推進

第7章 高齢者の生活支援の推進

高齢者がいつまでも元気に、生きがいや日々の生活に活力を持って生き生きと過ごしていけるよう、介護予防の取り組みを進めるとともに、日常生活における各種の支援を行います。

総合事業対象者や要支援者になった場合でも、その人の状況にふさわしい適切なサービスを提供すると同時に、サービスの提供を通じて本人の機能回復・介護予防を図ります。

1 自立した生活の支援を目的としたサービス

心身の機能が衰えてきた場合でも、できるだけ要介護状態になることを防ぐために様々な支援を行います。

【現状と課題】

第1号被保険者の要支援者数が令和2年（2020年）6月現在で1,767人と、前期計画における令和2年（2020年）9月の予測値1,681人を上回って推移しており、要支援者の重度化防止、あるいは要支援状態からの回復の取り組みを強化する必要があります。

【取り組みの方向性】

要支援者等ができるだけ自らの持つ能力を維持、あるいは回復を目指す観点から、現在の本人の状態を踏まえつつ、地域で自立した生活を送ることができるよう最適な支援を提供します。

** 事業の構成 **

目的	実施内容
要支援者等ができるだけ自らの持つ能力を維持・回復するための本人や家族に対する支援	【32】訪問事業（自宅で利用するサービス）
	【33】通所事業（通いで利用するサービス）
	【34】介護予防ケアマネジメント

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【32】訪問事業（自宅で利用するサービス）

本人の能力を維持・回復することを目的として、下記のサービスの中から本人にあったサービスを提供します。

①介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）や身体介護（食事や入浴、排せつ介助等）を行います。

②訪問型サービスA

生活支援員（ヘルパー等）が訪問し、入浴の見守り、買物、調理、掃除、洗濯、布団干し等の家事や日常生活に対する支援を行い、生活習慣の改善を図ります。家事は利用者とともにを行います。

③訪問型サービスC

管理栄養士等の専門職が居宅を訪問し、機能改善に向けた相談指導業務等のプログラムを3～6か月の短期集中型で行います。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護予防訪問介護相当サービス（人/年）	264	228	240	264	252	264
訪問型サービスA（人/年）	12	12	12	12	12	12
訪問型サービスC（人/年）	0	1	4	4	4	4

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【33】通所事業（通いで利用するサービス）

心身ともに機能を向上し、社会参加のきっかけづくりにつながるよう本人に合ったサービスを提供します。

①介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

②通所型サービスA

比較的心身の状況が安定している方を対象として、心身機能の維持向上のための体操、レクリエーション、趣味の活動等を行い、介護予防を図ります。

③通所型サービスB

住民主体の通いの場による支援で、趣味の活動や体操など閉じこもり予防や社会参加の場を提供します。

④通所型サービスC

体操、レクリエーションなどにより筋力の向上、脳の活性化、栄養改善、口腔機能向上を図り、要介護状態になることを予防します。プログラムは3～6か月の短期集中型で行います。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護予防通所介護相当サービス（人/年）	1,032	900	972	828	840	840
通所型サービスA（人/年）	48	60	48	228	252	252
通所型サービスB（人/年）	—	—	5	10	15	20
通所型サービスC（人/年）	49	92	70	100	108	120

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【34】介護予防ケアマネジメント

介護予防の取り組みを一層強化するため、リハビリテーション専門職と連携し、リハビリテーション専門職の視点を反映した介護予防ケアプランの作成を行います。

また、ケアプランのモニタリングの頻度を高め、本人の状態の変化等に応じて随時提供サービスの見直しを行い、本人の能力の維持向上を図っていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護予防ケアマネジメント（件/年）	7,347	7,292	7,464	7,440	7,668	7,852

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

2 高齢者の在宅生活支援

高齢者が住み慣れた地域・自宅で自立し、安定した生活を送れるよう、高齢者の身体状況や経済状況等に合わせた適切なサービスを提供し、生活支援を行います。

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者世帯数は年々増加しており、社会的な孤立を招かないようにすることが重要です。また、地域の交通基盤が脆弱であることから移動手段の確保も必要となるなど、高齢者が地域で自立して暮らし続けていくための課題は多岐にわたります。

【取り組みの方向性】

高齢者の在宅生活を巡る課題を洗い出し、特に必要と考えられるサービスの提供を進めます。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
高齢者の安定した生活を支援するための事業（ほほえみサービス等）	【35】ひとり暮らし老人等緊急通報システム設置事業
	【36】ひとり暮らし高齢者等「食」の自立支援事業
	【37】高齢者外出支援サービス事業
	【38】寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
	【39】訪問理美容サービス事業
	【40】高齢者保健福祉用具給付等事業
	【41】高齢者あんしんサポート事業

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【35】ひとり暮らし老人等緊急通報システム設置事業

在宅のひとり暮らし高齢者等にペンダント型発信機等の緊急通報システムを貸与し、日常生活の安全と緊急事態への速やかな対応を図ります。

今後、ひとり暮らしの高齢者はさらに増えていく見込みであり、民間による同様のサービスが普及していることから、情報収集に努めるとともに、適切な事業の展開を図ります。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
システム設置台数（台）	198	206	214	220	225	230

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【36】ひとり暮らし高齢者等「食」の自立支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、「食」を通して生活の改善と健康の増進を図るとともに、訪問時にその安否確認を行い、生活の自立を支援します。

今後は、アセスメントの検証や本人の家事能力の回復状況などにも留意しながら、より有効なサービス提供に努めていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
利用者数（人／年）	629	649	650	670	690	710

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【37】高齢者外出支援サービス事業

高齢者の移動手段の一つとして、タクシー料金の一部を助成し、外出の機会を増やし、健康の維持や社会参加の増進を図ります。

利用実績は概ね計画通りに進んでいますが、一方で、公共交通の維持・整備が本市の重要課題にもなっていることから、地域における互助による交通手段の確保等、関連施策も踏まえながら、事業を推進していきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
利用者数（人／年）	1,057	1,093	1,151	1,180	1,200	1,230

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【38】寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、要介護認定等を受け、寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対して、寝具を清潔に保つための洗濯・乾燥・消毒サービスを提供します。

第7章 高齢者の生活支援の推進

	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
利用者数（人／年）	14	11	15	20	20	20

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【39】訪問理美容サービス事業

理髪店または美容院に行くことが困難な高齢者等の居宅を理容師または美容師が訪問し、散髪等を行い保健衛生の向上を図ります。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
利用者数（人／年）	—	5	15	20	25	30

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【40】高齢者保健福祉用具給付等事業

加齢により聴力機能が低下してきた高齢者に対し、家族等とのコミュニケーション確保とともに、引きこもりの防止を図り、積極的な社会参加を促すことを目的に、保健福祉用具（補聴器）購入費用の一部を助成します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
助成件数（件／年）	—	—	—	100	100	100

【41】高齢者あんしんサポート事業（新聞や郵便の配達等を通じた安否確認）

新聞や郵便の配達等を通じて、高齢者の異変などに気づき、必要な支援などの対応が図れるよう見守りを行います。

3 家族介護者への支援

在宅で高齢者を介護している家族等に対し、介護者の健康維持や知識・技術を習得する場を提供していくとともに、介護者相互の交流を深める等、介護者を支援する取り組みを行っていきます。

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、働きながら介護を行っている介護者のほとんどは、介護のために働き方の調整を行うなど、働き続けていく上で何らかの課題を抱えており、介護と仕事を両立できる環境整備が必要です。また、施設への入居を検討、あるいは申し込んでいる割合が増えており、介護者への負担が重くなっていることがうかがわれます。

【取り組みの方向性】

介護者の負担を軽減する支援、さらには、在宅介護に係る家族等の経済的支援を行っていきます。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
介護に取り組む家族等への支援	【42】 家族介護教室や介護を行う家族等の集いの場の開催
	【43】 在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業
	【44】 在宅介護支援金事業

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【42】 家族介護教室や介護を行う家族等の集いの場の開催

在宅で高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術の習得や、介護保険サービスの利用方法の習得等を目的とした教室を開催します。同時に、介護をする家族等がその悩みを共有し、情報交換等を行うことを通じて、介護者の孤立を防ぐための交流の場としても展開します。

家族介護教室の運営に当たっては、介護者の孤立防止の観点から、参加者同士のネットワークが構築されるよう、交流を深めることに特に留意しながら取り組んでいきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
家族介護教室開催回数 (回/年)	0	0	0	1	1	1

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【43】在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業

在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者等に対し、紙おむつを支給することで在宅介護に当たる家族等の経済的負担の軽減を図ります。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
利用者数（人／年）	1,112	1,137	1,130	900	920	940

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【44】在宅介護支援金事業

家庭で介護されている介護者に支援金を支給します。

在宅介護サービスの充実と適切な利用促進を図り、できるだけ介護保険サービスの利用を促していきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
支給件数（人/年）	223	224	220	220	220	220

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

4 高齢者の住環境支援

経済的、環境的な理由から在宅での生活が困難な高齢者に住まいを提供し、支援していきます。

【現状と課題】

現在、生活困難者向けの養護老人ホームを運営していますが、民間賃貸住宅の供給状況や共同生活への抵抗感など、高齢者の生活スタイルや価値観の変化に伴い、令和元年度（2019年度）の入所率が53%にとどまる等、入所率が低下しており、空床が目立つといった課題もみられます。

【取り組みの方向性】

養護老人ホーム「慈恵園」を運営し、困窮高齢者を支援していきます。

** 事業の構成 **

目的	実施内容
困窮者に対する住環境の提供（確保）	【45】 養護老人ホームの運営

** 推進事業 **

【45】 養護老人ホームの運営

経済的、環境的な問題により在宅での生活が困難な高齢者に対し、住まいを提供するため、養護老人ホーム「慈恵園」を運営し、困窮高齢者を支援していきます。

また、「慈恵園」については、空床利用の検討や指定管理者運営評価委員会による運営評価、検証などを通じ、一層のサービスの質の向上に努めていきます。

5 生活支援・介護予防の基盤整備

地域住民による介護予防や生活支援を推進していくためには、既存の社会資源（自治会、ボランティア、NPO、介護サービス事業者、民間企業等）や焼津市社会福祉協議会等各関係機関と連携していくとともに、地域のニーズに応じて新たに介護予防や生活支援を担う団体や人材の育成が重要になります。

そこで、「生活支援コーディネーター（地域ささえあい推進員）」を配置し、各地域への「地域ささえあい協議体」の設置等、関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携体制づくりを推進していきます。

【現状と課題】

これまでに生活支援コーディネーターを計4名配置するなど、既存の社会資源を連携させていくための一定の基盤づくりは完了しています。今後は、基盤を基に地域の具体的な課題を洗い出し、それを解決するためのサービスを実現・開始する等、具体的な成果の創出が求められます。

【取り組みの方向性】

令和2年度（2020年度）から就労的活動支援コーディネーターの配置も可能となったことから、早急に配置し、生活支援コーディネーター等と協働しながら成果が創出されるよう、支援していきます。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
生活支援・介護予防体制の整備	【46】生活支援コーディネーターの配置
	【47】就労的活動支援コーディネーターの育成
	【48】地域ささえあい協議体の充実
	【49】買い物支援等の移動支援

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【46】生活支援コーディネーターの配置

市全域を担当する第1層に1名、中学校区を単位とする第2層に4名の生活支援コーディネーターを配置し、支援ニーズや地域資源の発掘から事業展開までの一体的な介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に取り組んでいます。具体的には、地域の生活の課題や困りごと等を把握し、その課題解決に必要となるサービスの創出、及びその担い手となるボランティア等の発掘・養成を行います。そして、高齢者自身がサービスの担い手として活動する場の確保も図りながら、地域の支援ニーズとサービス提供のマッチングのコーディネートを行い、地域において効果的な取り組みを進めていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
第1層協議体の開催回数(回/年)	—	—	—	2	2	2
第2層協議体の開催回数(回/年)	15	27	25	35	40	45

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【47】就労的活動支援コーディネーターの育成

高齢者の社会進出を促す取り組みの一環として、就労を通じた生きがいづくりを支援します。就労的活動支援コーディネーターの育成の取り組みを生活支援コーディネーター、庁内の労働担当部局と連携しながら進めていきます。

【48】地域ささえあい協議体の充実

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため生活支援体制整備事業を実施しています。具体的には地域の関係者から構成される地域ささえあ

い協議体を中学校区単位に設置し、生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの提案等に基づき、地域における具体的な取り組みの立案や事業の仕組みづくり、あるいはサービスの展開を行います。

想定されるサービスとしては、移動支援や買い物支援、ゴミ出しや重いものを運ぶなどの生活支援、社会参加や介護予防につながるような地域の通いの場づくり等、多岐にわたります。

年度	計画値		
	令和3	令和4	令和5
協議体が新たに取り組む地域課題（数/年）	9	14	18

【49】 買い物支援等の移動支援

民間の団体や個人が、介護施設や病院等と連携し施設が保有する送迎バス等を活用して、外出が困難な高齢者等に対し買い物支援を行う取り組みが始まっています。市民アンケートの結果では、「外での楽しみがない」が約 17%で、前計画よりも割合が増えています。今後は、通院、通いの場への参加といった外出も可能となるよう、利用範囲の拡大や、多様な実施主体の参加による移動支援サービスの充実を進めていきます。各地域で、協議体や居場所の構成員を中心に、移動支援等を学ぶための勉強会などを開き、地域にもっとも適した形での実施を促進していきます。

年度	実績値			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
移動支援サービス協力事業者数（数）	—	1	2	3	4	5

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

第8章 高齢者を支える事業・
ネットワークの充実

第8章 高齢者を支える事業・ネットワークの充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人の持つ能力に応じて自立した暮らしを送ることを可能とするため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、及び自立した日常生活の支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの深化を推進します。

1 在宅医療・介護の連携推進

医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護関係者が協働・連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を進めています。

【現状と課題】

市民アンケート調査では、寝たきり状態になった場合でも自宅で暮らしたいが実現は困難と考えている市民が全体の4割以上を占めています。一方で、人生の最期まで自宅で暮らしたいと考えている市民が全体の6割以上に達しています。在宅医療と介護が連携することで、人生の最期まで自宅で暮らしていけることを広く周知すると共に、在宅医療と介護の連携体制を強化していくことが課題です。

【取り組みの方向性】

在宅医療・介護関係者が連携し、在宅療養生活を支えるために必要な支援・サービス提供ができる体制の構築と市民への普及のための啓発を進めます。在宅医療介護連携推進協議会において、在宅医療・介護の現状の把握と課題を抽出し、対応策を検討します。また、在宅医療介護連携コーディネーターが医療・介護関係者からの相談に応じ、連携調整、情報提供等により医療・介護関係者を支援します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
訪問診療提供見込み（人/月平均）	498	485	502	534	568	605
在宅等看取りに関する加算取得率（%）	—	20%	23%	25%	27%	30%

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
多職種連携及び専門職向け普及・啓発	【50】 多職種連携研修会の開催
	【51】 在宅連携ノート「あたたかい目」の活用
	【52】 情報連携ツールの活用
市民向け普及・啓発	【53】 市民講演会等の開催
	【54】 人生会議（ACP）の啓発
	【55】 エンディングノートの活用

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【50】 多職種連携研修会の開催

医療・介護関係者の多職種間での相互理解や、連携を円滑にするためのテーマを設け、研修会の開催を行います。圏域単位で行う多職種が連携するためのグループワーク等、在宅医療と介護の連携が促進される研修会の開催も進めます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
協議会開催数（回/年）	2	1	1	2	2	2
各部会開催数（回/年）	3	4	3	各 3	各 3	各 3
研修会開催数（回/年）	2	2	1	2	2	2
研修会参加者数（人/年）	199	100	80	100	100	100

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【51】 在宅連携ノート「あたたかい目」の活用

本人、家族及び主治医、介護サービス事業者などの情報共有ツールとして、在宅連携ノート「あたたかい目」の継続的な活用促進をすすめます。

【52】 情報連携ツールの活用

① 「シズケア＊かけはし」導入促進

本人の状況に応じた適切、かつ迅速な医療・介護サービスの提供を可能とするため、市内の診療所や介護サービス事業所に対し、ICT（情報通信技術）を活用し、在宅療養者の日常生活の状態や病状の変化などの情報を多職種・多事業所間で共有できる「シ

ズケア＊かけはし」の導入促進、有効活用のための支援を行っています。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
シズケア＊かけはし導入事業所数（件）	—	56	60	65	70	75

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

②社会資源把握支援事業

住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療や介護、通いの場等の情報を把握できるシステムを活用した情報発信を行います。介護保険事業所の空き状況の把握、介護予防の情報発信、医療・介護関係者等の情報交換の場として活用していきます。

【53】市民講演会等の開催

医療や介護が必要な状態となり、在宅療養が必要となった時、市民が必要な支援やサービスを適切に選択できるように、在宅医療介護連携に関する講演会、新たに出前講座を開催し、市民に看取りや認知症への対応なども含めた在宅医療や介護の現状、サービス内容や利用方法等について啓発をすすめます。



年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
医療と介護の連携に関する講演会開催数（回/年）	1	2	1	1	1	1
同参加者数（人/年）	154	526	150	200	200	200

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【54】人生会議（ACP）の啓発

人生の最期まで自分らしく生きるために、人生の最終段階の医療や介護について前もって考え、家族や信頼できる人のほか、必要に応じて医療・ケアチームと繰り返し

話し合い、共有する人生会議（ACP）について市民への啓発と、医療介護関係者による本人の意思決定に必要な必情報提供等の支援をすすめます。

【55】エンディングノートの活用

本人が大切にしていることや、本人の意思を尊重し、在宅での看取りを可能にするため、人生の最終段階の医療や介護についての希望や思いをノートに書き留め、家族や大切な人たちと話し合い、共有するためのツールとして活用を進めます。

コラム【54】人生会議（ACP）

人生会議（ACP）を知っていますか。11月30日は、「いい看取り、看取られ」の語呂から「人生会議の日」、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日となっています。「もしも」の時のために、自分が望む医療や介護についてあらかじめ考え、信頼できる家族や友人、必要に応じてかかりつけ医やケアマネジャーと繰り返し話し合い共有する取り組みを「人生会議」と呼んでいます。

人生会議の内容を記録しておくことで家族があなたの希望に配慮した対応をしやすくなり、あなたの代わりに判断する際の悩みや負担を軽くすることができます。

2 認知症施策の推進

認知症になっても、認知症の方やその家族の思いを共有し、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる認知症バリアフリー社会の実現を目指します。

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い認知症の人の数はさらに増加すると予測されています。市民アンケート調査でも、市民の健康への関心は、認知症が4割以上と、がんや生活習慣病を上回って第1位になっています。認知症への対応は極めて今日的な課題といえ、関連施策の推進が一層重要なものとなっています。

【取り組みの方向性】

国の認知症施策推進大綱に沿って、認知症への対応と支援の取り組みを進めます。

<国の認知症施策推進大綱>

- ①認知症に係る啓発・理解促進
- ②認知症の予防（認知症の予防とは、「認知症を発症させない」ことでなく、「認知症の発症を遅らせる」、「認知症の進行を緩やかにする」ことを示します）
- ③医療・ケア（早期発見・早期対応）、介護サービスの充実
- ④本人発信支援と家族等への支援、共生・認知症バリアフリーの推進（共生とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることを示します）
- ⑤若年性認知症の人への支援・社会参加支援等の取り組み

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
市民の認知症への理解を 深めるための活動	【56】 認知症サポーターの養成
	【57】 焼津市キャラバン・メイトの養成と支援
	【58】 認知症市民講演会等の開催
本人及び家族支援	【59】 認知症高齢者の早期発見・早期対応への取り組み
	【60】 認知症地域支援推進員による活動の推進
	【61】 認知症ケアの周知
	【62】 認知症初期集中支援チーム
	【63】 認知症高齢者見守り事業
社会参加の促進	【64】 チームオレンジの創設と支援
	【65】 認知症家族会及び認知カフェの支援
	【66】 認知症本人ミーティング
	【67】 若年性認知症の人の社会参加の支援

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【56】 認知症サポーターの養成

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の方や家族を見守り身近な応援者となる認知症サポーターを養成するための講座を開催します。講座は、小中学校、企業、地縁組織など幅広い年代を対象に開催し、認知症に関する理解を促進して地域

で支え合う体制づくりを進めます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
認知症サポーター累計人数 (人)	10,714	12,062	12,502	13,000	13,800	14,800

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

【57】焼津市キャラバン・メイトの養成と支援

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイト養成を引き続き行い、学習及び交流の場である、連絡会の活動を充実していきます。

コラム【56】認知症サポーターの養成

長寿社会の現在、国民的な病気と言っても過言ではない認知症は予防や早期受診・治療がとても大切です。病気に対して多くの誤解があり、身近な人が認知症になって慌てるなど、近所に住む認知症の人との付き合いに困るケースは少なくありません。

不安を抱え、混乱する本人に病気を理解した周りの人が落ち着いて接することが本人にとって薬の一つになると言われています。

写真のロバ隊長は認知症の人を理解し見守る認知症サポーターキャラバンのマスコットです。認知症サポーターのキャラバン(隊商)の隊長として、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」への道のりの先頭を歩いていきます。



【58】認知症市民講演会等の開催

市民の認知症への理解を深めるための活動として、医療や介護等多様な視点から認知症を考える認知症市民講演会を認知症地域支援推進員と協働で開催します。また、世界アルツハイマー月間(9月)の期間中に認知症に関する普及啓発に取り組みます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
講演会参加者数（人/年）	9	104	47	100	100	100

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【59】認知症高齢者の早期発見・早期対応への取り組み

認知症高齢者の早期発見・早期対応につなげるために、認知症のスクリーニングを実施し、認知症になる恐れがある人に対して認知症予防の取り組みや医療支援につなげます。

また、生活習慣病予防対策及び介護予防・生活支援サービス事業の実施や通いの場の取り組みを通じて認知症の予防に取り組むとともに、各地域包括支援センターに配置している「もの忘れ相談プログラムT D A S」を早期発見の啓発や認知症の相談等に活用しており、医師の依頼に基づく訪問による検査にも引き続き対応していきます。

【60】認知症地域支援推進員による活動の推進

高齢者等の抱える問題を包括的に支援するため地域包括支援センター及び市に認知症地域支援推進員を配置し、相談や認知症ケアパスの活用促進等を行っています。今後は認知症の方への支援を強化するための施策検討や認知症疾患医療センターをはじめとした医療、介護及び民間企業等の地域ネットワークづくりに取り組みます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
認知症地域支援推進員配置数（人）	4	4	4	5	5	5

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【61】認知症ケアの周知

「認知症になっても安心して暮らせる街♥焼津市」を目指して、相談先や認知症の進行状況に応じて、どのような医療・介護サービスが受けられるか等を示した認知症ケアパスを配布し、地域の理解に努めています。また、ホームページや市の広報等を活用して周知を充実させていきます。

【62】 認知症初期集中支援チーム

認知症に関する相談のうち、早期に医療、介護の介入が必要な事例に対して認知症初期集中支援チームが支援を行います。認知症初期集中支援チームは、各地域包括支援センターに設置され、認知症サポート医、医療系と福祉系の専門職で構成されています。認知症が疑われる人やその家族を訪問し、必要なサービスの導入・調整や家族支援など、初期の段階で必要となる支援を認知症疾患医療センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携して包括的・集中的に行います。これからも本人が可能な限り自立した生活を続けていくための体制整備に努めます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
認知症初期集中支援チーム設置数（数）	4	4	4	4	4	4
同支援数（件/年）	12	6	6	16	16	16

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【63】 認知症高齢者見守り事業

認知症の方及び家族支援として、認知症による行方不明時に早期発見できるよう、引き続き「おみね輪プロジェクト（おでかけ見守りネットワーク）」を展開するとともに、さらなる協力者拡大のための普及・啓発に努めます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
みまもりアプリダウンロード累計数（件）	711	1,708	2,395	2,700	3,100	3,500

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【64】 チームオレンジの創設と支援

認知症の方やその家族のニーズに対応する認知症サポーターを中心とした支援チーム（チームオレンジ）を圏域ごと創設します。そのために必要なステップアップ講座を開催するとともに、チームオレンジの支援の中で認知症施策につなぐ体制整備を行います。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
チームオレンジ新規創設数（数/年）	—	—	—	4	4	4

【65】 認知症家族会及び認知症カフェの支援

認知症家族会の活動を支援するとともに、認知症の人の社会参加の場及びその家族の交流の場となる認知症カフェの取り組みや通いの場について広く周知します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
認知症カフェ設置累計数（件）	—	—	3	4	4	4

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【66】 認知症本人ミーティング

認知症の方の視点を取り入れたまちづくりを進めていくために、当事者を中心とした本人ミーティングを開催します。認知症の方が集い、自らの体験や希望、必要としていること等を語り合う機会を設け、本人の声に寄り添った施策のさらなる充実に向け認知症本人の意見を把握します。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
本人ミーティング開催数（回/年）	—	1	1	2	3	4

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【67】 若年性認知症の人の社会参加の支援

若年性認知症の方への支援は、焼津市若年性認知症ガイドを活用して県の若年性認知症支援コーディネーターや認知症疾患医療センターなどと連携し、若年性の方の独自の就労課題の解決に向け、関係機関との情報交換・協議等を通して支援していきます。

3 権利擁護事業の充実

認知症等により判断能力が不十分な方を保護し、日常生活を支援する成年後見制度の普及、促進を目指します。また、高齢者の虐待の発生を未然に防止するとともに、発生した場合でも早期に発見し対応できる体制の整備を進めます。

【現状と課題】

認知症等により判断能力が不十分な方は年々増加しており、これらの方々を保護し、権利を擁護する成年後見制度を利用する必要性がますます高まっています。そのため、成年後見制度の利用を普及させることが必要です。

また、近年、高齢者の虐待等、高齢者の人権を侵害する事案が増加し、社会的な問題となっています。そのため、虐待の未然防止、または早期発見等が極めて重要となっています。

【取り組みの方向性】

成年後見制度については、制度の周知を図ると共に、制度利用に向けた支援を行っていきます。また、虐待の防止については、相談体制の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の発生を未然に防ぐことや、万一発生した場合でも早期に発見、対応できるよう体制を整備します。

＊ ＊ 事業の構成 ＊ ＊

目的	実施内容
権利擁護事業の充実	【68】 成年後見制度の充実・強化
	【69】 成年後見制度利用支援
	【70】 高齢者・障害者虐待防止
	【71】 緊急一時保護と養護者支援

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【68】 成年後見制度の充実・強化

成年後見制度の活用促進を通じて認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な方々の権利を守るために、成年後見制度の広報・啓発を進めます。

また、成年後見制度の利用者が増える中、司法書士などの専門職後見人等の不足が予測されることから、3市1町で各市町の社会福祉協議会などと協力して市民後見人

の育成に取り組むと共に、成年後見制度の利用を必要とする人が制度を円滑に利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めています。

引き続き、3市1町の広域で市民後見人の養成を行います。また、焼津市成年後見支援センターを通じて、本市における成年後見制度の広報・啓発や利用促進を図っていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
市民後見人養成数（人/年）	1	5	5	5	5	5

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【69】成年後見制度利用支援

認知症等により判断能力が不十分な高齢者などの権利を守るため、市長による後見等開始の申立てなどにより成年後見制度利用を支援します。

また、申立て費用や後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、後見人等への報酬助成も行うなど、適切に制度の活用を図っていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
成年後見制度利用支援事業利用者数（人/年）	31	33	39	40	45	50

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【70】高齢者・障害者虐待防止

市民へ高齢者虐待に関する知識や理解の普及、通報窓口の周知等、啓発に努めます。

また、関係機関の参画する高齢者障害者虐待防止連絡会議における情報共有や連携強化を図ります。

高齢者虐待の主な発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」となっており、主たる介護者である家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実を図っていきます。

【71】緊急一時保護と養護者支援

虐待通報があった場合には迅速に対応し、発生した虐待事案について、その発生要

因等を分析し、再発防止策の立案を進めます。特に緊急性が高いと判断された虐待事案については、指定の施設に高齢者を保護し、高齢者の安全を確保します。また、虐待を行った疑いのある養護者に対しては、必要に応じて面談実施や関係機関へつなぐ等支援を行います。

4 地域包括ケアシステムを支える体制整備

地域包括ケアシステムが機能し発展していくためには、各地域（日常生活圏域単位）で地域包括支援センターが中心となって、地域のニーズを把握し、関係者、関係機関と連携し、コーディネートしていくことが重要です

【現状と課題】

本市には日常生活圏域ごとに4つの地域包括支援センターを設置しています。各センターとも地域包括ケアシステムの構築・深化に向け、取り組みを展開しているところですが、高齢者人口の増大や高齢者が抱える課題の複雑化・複合化等に伴い業務量が増加し、十分にその機能を果たせていない面も見られます。

【取り組みの方向性】

地域包括支援センターの業務を適正に遂行できるよう、情報の共有、提供を援助する情報ツールの導入や人員体制の充実を継続して検討・実施します。また、関係機関と連携し体制強化を図るほか、地域包括ケアシステムを運営する人材の確保・育成等にも努めます。

さらに、地域包括支援センターの取り組みをPDCAサイクルに沿って評価し、センターの役割の一層の高度化に努めていきます。

** 事業の構成 **

目的	実施内容
地域包括ケアシステムを支える 体制整備	【72】 地域包括支援センターの運営
	【73】 地域包括支援センター運営協議会・事業評価
	【74】 総合相談支援業務
	【75】 地域ケア会議の推進

＊ ＊ 推進事業 ＊ ＊

【72】 地域包括支援センターの運営

本市は、4つの日常生活圏域に地域包括支援センターを委託方式で設置しています。各地域包括センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの職員が、それぞれの専門性を活かして相談事業をはじめとする各種業務にあたっています。

地域包括支援センターでは、高齢者人口の増加に伴い増え続ける相談や困難事例への対応に加え、介護予防ケアマネジメント、認知症施策、地域ケア会議の開催など、地域の中核機関として運営しています。

圏域名	担当区域	センター名	設置場所
北 部	第6、7、8、9、10、15、16、17自治会	焼津市北部 地域包括支援センター	大覚寺 3-2-2 焼津市総合福祉会館内
中 部	第1、2、3、4、5、11、12、13自治会	焼津市中部 地域包括支援センター	西小川 5-6-2
南 部	第14、18、19、20、21、22、23自治会	焼津市南部 地域包括支援センター	祢宜島 555 イオン焼津店内
大井川	大井川地区内各自治会	焼津市大井川 地域包括支援センター	宗高 572-1 大井川福祉センターほほえみ内

【73】 地域包括支援センター運営協議会・事業評価

地域包括支援センターの公正・中立性の確保、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催します。

業務の公正さや中立性をチェックしていくとともに、運営方針や事業運営における全国で統一した評価指標、国の指針に基づく評価を行い、必要に応じて助言を行うなど、適正な運営を求めています。

【74】 総合相談支援業務

市内4ヶ所に設置された地域包括支援センターに専門職員を配した総合相談の窓口を設置し、高齢者の暮らしに関するあらゆる相談をワンストップで受け付けています。相談対応に当たっては、介護保険サービスだけでなく、ボランティアの活用等、様々な方法での支援策を検討し、相談者にとって最も適切な方法による解決が図られるよ

う努めています。

また、その後の状況についても適宜フォローアップを行い、地域における様々な関係者とのネットワークを活用して必要な支援をアウトリーチ型で行うなど、対象者の継続的な支援に努めています。

さらに、今後、ますます多様化・複合化する相談内容に的確に対応するため、相談員のスキルアップにも努めていきます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
相談件数（件/年）	5,590	5,676	6,103	6,400	6,700	7,000

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【75】地域ケア会議の推進

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会、NPO法人、社会福祉法人、生活支援コーディネーターやボランティアなど地域の多様な関係者が参加し、介護支援専門員が関わる処遇困難事例の個別課題分析を通じたケアマネジメント支援、解決に必要な資源開発やそのネットワーク化、地域課題の把握と対応策の検討等を進めるために、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議は、各地域包括支援センターが担当する圏域ごとに、「地域ケア個別会議」と「自立支援型地域ケア会議」を開催しています。

「地域ケア個別会議」は、個別事例の検討を通じた多職種協働によるケアマネジメント支援、地域の実情や課題に応じたネットワーク構築、地域課題の発見・把握、資源開発等を行っています。また、「自立支援型地域ケア会議」は、要支援者等を対象に、自立支援・介護予防の観点を踏まえた生活上の課題の解決、生活の質の向上、自立の促進を目的に開催されています。

これらの会議で指摘された課題のうち、市全体で取り組むべき課題等については、「地域ケア推進会議」を開催して、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映など本市の施策形成に役立てていきます。

今後も多職種が連携して話し合うことで、様々な課題の解決が図られ、さらにその情報が共有され地域の取り組みへと発展させていくことができるよう取り組みます。

年度	実績値			計画値		
	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
地域ケア個別会議開催件数（回/年）	15	20	19	22	24	26
自立支援型地域ケア会議開催件数（回/年）	2	22	22	36	36	36
地域ケア推進会議開催件数（回/年）	1	—	1	1	1	1

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

第9章 介護サービス基盤整備の推進

第9章 介護サービス基盤整備の推進

<基本方針>

高齢者が住み慣れた地域でその人の有する能力に応じて自立した日常生活を可能な限り営み続けることができるよう、また、たとえ介護が必要な状態になっても、安全に、かつ安心してできる限り住み慣れた地域で充実感や生きがいを持ちつつ自分らしく暮らし続けていくことができるよう、必要となる介護予防サービス、介護サービスを適切に提供します。

ア 居宅サービス

居宅サービスは、要支援・要介護者が自宅で生活しながら受けることができる介護サービスです。要支援者に対してはできる限り要介護状態にならないよう、要介護者に対しては自分の能力に応じて可能な限り自立した暮らしを営み続けることができるようにすることを主眼に提供されます。

【現状と課題】

概ね各サービスとも計画どおりに提供が行われています。しかし、特に、訪問リハビリテーションの利用者が減少しており、「自立した生活を営み続ける」という点で課題が見られます。その背景には訪問リハビリテーションの事業所数が少ないことがあげられます。

【取り組みの方向性】

市民アンケート調査において、寝たきりの状態になっても自宅で暮らしたいと希望している人が半数以上にも上っているにもかかわらず、そのほとんどが実現は難しいと考えていること、それでも人生の最期まで自宅で暮らしたいと思う方が半数を超えていることを踏まえ、不足しているサービスについては確保に努めながら、在宅介護の限界点の引き上げを目指し、居宅サービスのさらなる充実を図ります。また、できるだけ自立した生活を営み続けられるようにすること等を目標に、訪問リハビリテーションのさらなる活用・展開を進めるため、事業所の拡大等を図ります。

イ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症高齢者や要介護高齢者が、要介護度が重度化しても住み慣れた地域でいつまでも生活できるように支援する介護サービスです。地域の特

性を活かし、地域の実情に即したサービスを提供するために、事業者の指定や監督は市が行い、また、利用者も原則としてその地域に住む市民となります。利用者のニーズにきめ細かく応えられるように柔軟にサービスが設定されているのが特徴です。

【現状と課題】

第7期計画期間においてサービスの提供体制が一定程度進みましたが、概して、まだ十分に利用が進んでいるとはいえない状況です。介護支援専門員（ケアマネジャー）に対するアンケート調査では、地域密着型サービスについては、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が不足している、あるいは今後ニーズが増えるサービスとして指摘されています。

【取り組みの方向性】

在宅生活の限界点を引き上げるという視点で、在宅サービスにおける必要なサービスに柔軟に対応しやすい看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護のサービス等の充実化を図るため、令和5年度（2023年度）までに事業所の整備を予定します。また、環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者等が、住み慣れた地域で継続して居宅での生活に近い日常生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活介護を令和5年度（2023年度）までに3ユニットの整備をします。

ウ 施設サービス

在宅で介護を受けることが困難な要介護者を対象に、介護保険施設に入所して施設サービス計画に基づき、サービス提供を受ける介護サービスです。

【現状と課題】

広域型施設である介護保険施設は利用にあたり柔軟な対応ができ、また、可能な限り自宅という高齢者のニーズに合わせ、居宅サービスや地域密着型サービスをバランスよく組み合わせ利用することにより在宅生活を継続することが可能となるケースもあり、さらに、近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっています。

【取り組みの方向性】

第8期においては、既存のサービス事業所での対応が可能と考え、新規整備は行わないこととしました。

【第8期介護保険事業計画における施設整備方針】 令和2年度（2020年度）未予定

サービス種別	事業所数	定員数	方針
介護老人福祉施設	8	510	整備予定なし
介護老人保健施設	5	531	整備予定なし
介護医療院	1	50	整備予定なし
特定施設入居者生活介護	5	255	整備予定なし
認知症対応型共同生活介護	11	171	27床を整備予定
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1	10	整備予定なし
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	14	整備予定なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	1事業所を整備予定
小規模多機能型居宅介護	7	198	1事業所を整備予定
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1事業所を整備予定

<施設整備予定>

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型共同生活介護	定員	—	27	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所	—	1	—
小規模多機能型居宅介護	か所	—	1	—
看護小規模多機能型居宅介護	か所	—	1	—

* その他

令和2年（2020年）4月1日現在

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム

施設数 5施設 入居定員総数 67人

- サービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

施設数 3施設 入居定員総数 69人

1 居宅サービス

(1) 訪問介護

訪問介護は、訪問介護員が居宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や、食事の世話等の家事援助、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
訪問介護 (人/年)	見込み	8,544	8,856	9,060	9,300	9,660	9,900
	実績	8,262	8,435	9,012			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(2) 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)は、自宅の浴槽では入浴することが困難な方に対して、浴槽を居宅に持ち込み、入浴の介助を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
訪問入浴介護 (人/年)	見込み	1,176	1,044	1,044	1,176	1,224	1,248
	実績	1,156	1,103	1,152			
介護予防訪問入浴 介護(人/年)	見込み	12	12	12	12	12	12
	実績	4	7	12			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(3) 訪問看護(介護予防訪問看護)

訪問看護(介護予防訪問看護)は、主治医の指示に基づき看護師等が居宅を訪問し、病状の確認や点滴等の医療行為をはじめとする療養上の世話、医療機器の管理等の専門的ケアを行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
訪問看護 (人/年)	見込み	2,904	3,084	3,276	3,600	3,792	3,996
	実績	2,847	3,164	3,588			

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護予防訪問看護 (人/年)	見込み	240	240	240	324	336	348
	実績	314	307	312			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(4) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、理学療法士(P T)や作業療法士(O T)等が居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
訪問リハビリテ- ション(人/年)	見込み	1,008	1,200	1,428	876	912	948
	実績	906	840	852			
介護予防訪問リハビ リテーション(人/年)	見込み	480	576	684	264	276	288
	実績	252	243	252			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(5) 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
居宅療養管理指導 (人/年)	見込み	6,384	7,992	9,588	6,096	6,300	6,492
	実績	4,901	5,334	5,784			
介護予防居宅療養 管理指導(人/年)	見込み	288	372	480	168	168	168
	実績	177	140	156			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(6) 通所介護

通所介護は、デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供等の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
通所介護（人/年）	見込み	16,716	16,860	17,364	19,476	19,992	20,748
	実績	17,771	18,225	18,732			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（7）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、介護老人保健施設等に通い、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
通所リハビリテーション（人/年）	見込み	8,304	8,784	9,300	10,476	10,848	11,244
	実績	8,103	8,982	9,444			
介護予防通所リハビリテーション（人/年）	見込み	4,512	4,956	5,448	4,500	4,752	4,884
	実績	3,378	3,887	4,176			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（8）短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、介護老人福祉施設等に短期入所し、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
短期入所生活介護（人/年）	見込み	6,948	7,404	7,572	7,860	8,328	8,832
	実績	7,015	6,994	7,416			
介護予防短期入所生活介護（人/年）	見込み	144	144	156	84	96	96
	実績	130	111	96			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（9）短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、介護老人保健施設、介護療養型

医療施設等に短期入所し、当該施設において、看護、医学的管理における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
短期入所療養介護 (人/年)	見込み	288	288	288	252	264	276
	実績	333	254	204			
介護予防短期入所 療養介護 (人/年)	見込み	24	24	24	0	0	0
	実績	0	5	12			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(10) 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)は、介護付有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活の世話や、機能訓練および療養上の世話をを行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
特定施設入居者生 活介護(人/年)	見込み	2,556	3,060	3,060	2,904	3,060	3,060
	実績	2,538	2,538	2,508			
介護予防特定施設入 居者生活介護(人/年)	見込み	180	192	204	168	168	168
	実績	193	190	168			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(11) 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)は、車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与するサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
福祉用具貸与 (人/年)	見込み	21,708	22,320	22,896	27,120	28,296	29,412
	実績	22,479	24,096	25,536			

第9章 介護サービス基盤整備の推進

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護予防福祉用具 貸与（人/年）	見込み	5,820	6,228	6,708	7,680	8,112	8,328
	実績	5,924	6,652	7,092			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（12）特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）は、入浴または排せつに関する福祉用具等（特殊尿器等）の購入費（年間の上限額 10 万円）から自己負担額を除いた額を支給するサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
特定福祉用具購入 （人/年）	見込み	288	288	288	360	384	408
	実績	332	323	348			
介護予防特定福祉 用具購入（人/年）	見込み	120	108	108	108	120	120
	実績	114	120	84			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（13）住宅改修（介護予防住宅改修）

住宅改修（介護予防住宅改修）は、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修について、費用（上限 20 万円）から自己負担額を除いた額を支給するサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
住宅改修（人/年）	見込み	288	336	408	312	324	336
	実績	310	315	240			
介護予防住宅改修 （人/年）	見込み	156	156	156	180	192	192
	実績	170	181	180			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（14）居宅介護支援（介護予防支援）

居宅介護支援（介護予防支援）は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、利用者の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を踏まえ、最適なサービスについて検討を行ったうえで、ケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）を作成し、サービス事業者との連絡・調整等を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
居宅介護支援 (人/年)	見込み	34,692	35,748	36,792	40,644	42,384	44,076
	実績	36,086	37,445	38,892			
介護予防支援 (人/年)	見込み	6,960	7,032	7,176	10,776	11,340	11,688
	実績	8,412	9,299	9,936			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

2 地域密着型サービス

(1) 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)は、認知症高齢者が、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
認知症対応型通所 介護(人/年)	見込み	912	1,104	1,116	1,056	1,092	1,104
	実績	866	877	876			
介護予防認知症対応 型通所介護(人/年)	見込み	12	12	12	12	12	12
	実績	6	4	12			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(2) 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)は、通いを中心に、訪問と宿泊を合わせて1つの事業者が提供するサービスで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
小規模多機能居宅 介護(人/年)	見込み	2,148	2,148	2,148	2,064	2,376	2,724
	実績	1,635	1,830	2,028			

第9章 介護サービス基盤整備の推進

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護予防小規模多機能居宅介護（人/年）	見込み	24	36	48	24	24	24
	実績	11	18	24			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（3）認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は、認知症高齢者が、少人数で共同生活を送りながら、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
認知症対応型共同生活介護（人/年）	見込み	1,836	1,836	2,052	2,052	2,148	2,376
	実績	1,835	1,818	1,992			
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/年）	見込み	12	12	12	12	12	12
	実績	1	0	12			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（4）地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）に入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/年）	見込み	168	168	168	168	168	168
	実績	155	159	156			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（5）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、小規模な介護老人福祉施設に入所している要介護者について、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/年)	見込み	132	132	132	132	132	132
	実績	121	123	120			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護(人/年)	見込み	12	12	12	84	108	192
	実績	8	112	84			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(7) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、医療・介護のニーズを併せ持つ利用者を対象に、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
看護小規模多機能 型居宅介護(人/年)	見込み	696	696	1,044	324	468	696
	実績	474	428	312			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(8) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
地域密着型通所介護（人/年）	見込み	5,388	6,252	7,140	4,812	5,004	5,208
	実績	4,863	4,456	4,632			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

3 施設サービス

（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所者に施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話等のサービスを提供します。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護老人福祉施設（人/年）	見込み	5,424	6,060	6,120	6,120	6,120	6,120
	実績	5,509	5,851	6,036			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（2）介護老人保健施設

介護老人保健施設は、医療的ケアやリハビリ、介護ニーズを併せ持つ高齢者を受け入れ、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下で、介護および機能訓練等のサービスを提供します。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護老人保健施設（人/年）	見込み	5,772	5,880	6,000	6,372	6,372	6,372
	実績	5,250	5,568	5,964			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（3）介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話および機能訓練、その他必要な医療等のサービスを提供します。なお、介護療養型医療施設は令和6年（2024年）3月までに介護医療院等への移行が義務付けられています。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護療養型医療施設（人/年）	見込み	360	240	180	—	—	—
	実績	144	116	12			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

（4）介護医療院

介護医療院は、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、療養管理や機能訓練、看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての介護サービス等を提供します。

【サービス量の実績と見込み】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護医療院（人/年）	見込み	—	—	—	552	552	552
	実績	0	264	396			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

4 介護人材の確保・育成

【施策の概要】

高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）の少子超高齢社会を見据え、中長期的観点から介護サービスを安定的に供給していくための介護人材の確保と定着の取り組みを推し進めます。また、サービスの質を向上するとともに、介護人材がその職務にやりがいを見出し、将来の展望を描きながら働き続けていけるよう、研修をはじめとした人材の育成や職場づくりに努めます。

【現状と課題】

少子超高齢社会が急速に進行し、介護を必要とする高齢者等が増加する中、介護を担う人材不足の克服が課題となっています。国は、団塊ジュニア世代が65歳に達し、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）頃には、わが国就業者全体の2割に当たる約1,070万人の人材が医療福祉分野において必要になると予測しています。一方で人口減少も進んでいることから、担い手不足が一層深刻化するのではと懸念されます。

【取り組みの方向性】

本市においても、介護現場での人材不足が進む中で、サービスの質の向上を図りながら、介護人材の確保と育成を一体的な取り組みとして計画的に推進していきます。

(1) 介護人材のすそ野の拡大

介護人材が安定して確保されるように、元気な中高年齢者や就業していない女性を対象とした介護に関する入門的研修を実施し、市内介護サービス事業所への就労を促すとともに、介護職員初任者研修等へ参加する受講者を支援します。また、将来を見据えた人材の確保のため、中学生や高校生など若年層に対して、介護職の大切さを深める啓発活動など多様な年齢層への理解促進を図ります。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護入門的研修開催回数 (回/年)	見込み	—	2	2	2	2	2
	実績	—	2	2			

(注) 令和2年度(2020年度)の実績は見込み値。

(2) 介護人材の定着支援

介護人材を確保し定着を図っていくためには、介護職員の身体的・精神的負担を軽減することや業務の効率化を進めることも重要です。介護現場の負担軽減に資するため、ICT導入支援事業や介護ロボット・各種センサー等の導入支援事業をはじめとする各種の支援・助成制度の周知を図ります。

(3) 介護の新たな担い手となる外国人人材の支援

EPA(経済連携協定)や在留資格「介護」、特定技能など、国内で介護業務への就労が認められる外国人人材は、コロナ禍が収束した後、介護現場での大きな担い手となる可能性があります。これら外国人人材の受入れと定着を図ることができるよう居住や生活面でのサポート支援体制を整えていきます。

第 10 章 介護保険事業の円滑な運営

第10章 介護保険事業の円滑な運営

<基本方針>

持続可能な介護保険制度の維持・運用を図りつつ、より質の高い介護保険サービスが、それを必要とするあらゆる人に円滑に提供されるよう、介護保険事業の適正な運営と効率化に努めていきます。

1 介護保険サービスの円滑な提供

誰もが介護保険サービスを円滑に利用できるよう、世帯の課税状況や利用者の所得等に応じて軽減措置を講じています。

【現状と課題】

これまでも種々の軽減措置を講じてきましたが、全国的には新型コロナウイルスの影響により世帯収入の低下が懸念されるなど、今後も様々な問題に直面することが予想されます。そのため、状況に応じて柔軟な措置を講じるなどして、介護保険サービスの利用が滞ることの無いよう、努めていきます。

【取り組みの方向性】

低所得者に対する保険料および利用料の軽減事業を引き続き実施し、誰もが必要な介護保険サービスを利用し続けていくことができるよう支援します。

(1) 介護保険料の軽減

世帯の課税状況や利用者の所得等に応じて介護保険料の軽減を行い、介護サービスの継続的な利用を支援します。

(2) 特定入所者介護サービス費（食事・居住費）の軽減

世帯の課税状況や利用者の所得等に応じて、施設サービス等利用時の食事・居住費が減額されます。

(3) 高額介護サービス費（介護サービス利用料の上限額設定）

介護保険サービスの自己負担額が、世帯の課税状況や利用者の所得等に応じて決められた上限額を超えた場合、上限額を超えた支払い分が返戻されます。

(4) 高額介護合算サービス費（医療保険と介護保険サービス利用料の上限額設定）

医療保険と介護保険の自己負担額の年額（8月から7月まで）が、世帯の課税状況や利用者の所得等に応じて決められた上限額を超えた場合、上限額を超えた支払い分が返戻されます。

(5) 社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減

世帯の課税状況や利用者の所得等のほか、世帯の状況等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた場合に、社会福祉法人等が行うサービス利用時に自己負担額の 25%が引き下げられます。

2 介護保険サービスの質的向上

介護保険サービス利用者の生活の質を高めるためには介護保険サービスの質的向上は必須です。利用者にとって、満足のいく介護保険サービスが提供されるよう、サービスの向上に努めていきます。

【現状と課題】

介護保険サービスの質的向上のため、事業者の研修支援や指導、事業者を交えての各種会議の開催等を行っています。今後もこれらの取り組みを継続することが重要と位置付け注力します。また、次の取り組みも強化していきます。

(1) 介護相談員派遣事業

介護相談員をサービス提供事業所に派遣し、サービス利用者の声を聴くことにより、利用者の疑問や不満、意見などを把握し、それらの状況を事業所と共有することで介護サービスの質の向上と改善を図ります。また、介護相談員の派遣には苦情等に至る問題を未然に防ぐ役割があります。

介護相談員は、2人一組となり、市内のサービス事業所を訪問します。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護相談員訪問先 数（箇所）	目標	26	27	27	36	36	37
	実績	27	27	30			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

今後は派遣先をさらに拡大するとともに、利用者と事業所の橋渡し役としての介護相談員の相談技術と能力の向上を図り、介護サービスの質的向上を支援していきます。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）の能力を高め、高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントを長期的に継続でき、また、複合的な問題を抱える高齢者に対しても効果的、かつ効率的なケアプランを円滑に作成できるよう、地域包括支援センターが中心となり支援を行います。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護支援専門員への 指導・助言実績(件/年)	目標	—	—	—	180	180	180
	実績	179	186	127			

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き、介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談対応や支援困難事例などへの指導・助言を適宜行うほか、介護支援専門員研修会等を開催します。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）のネットワークを構築し、地域のケアマネジメントの質的向上に努めます。

3 相談・苦情処理体制の強化

介護保険制度においては、介護サービスについての苦情の受付は、介護保険サービス事業者自身が窓口を設けているほか、居宅介護支援事業者や国民健康保険団体連合会などが行っていますが、本市においても、市や地域包括支援センターが中心となり苦情を受け付けています。

【現状と課題】

本市では、苦情相談を受けた際には、事実関係を速やかに確認し、必要に応じ、サービス事業者への指導を行う等、居宅介護支援事業者とも連携を行い、問題の解決に努めています。今後は、相談受付から問題の解決までの期間をさらに短くすることが課

題です。

【取り組みの方向性】

苦情に関する相談があった場合には、相談者の状況を踏まえ、可能な限り迅速に対応し、早期の問題解決を図ります。また、苦情相談を市で受け付けていることを、広く周知していきます。

4 介護給付の適正化

持続可能な介護保険制度の維持・運営に向け、介護サービス給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促します。その結果、費用の効率化が図られ、持続可能な介護保険制度の運営を継続することを目的としています。

【現状と課題】

本市の令和 2 年（2020 年）9 月末時点の要支援・要介護認定者合計数は県内 35 市町中第 6 位、合計認定率も同第 6 位と、認定者数、認定率ともに他の市町村に比べて高くなっています。また、例えば人口 10 万人当たりの訪問リハビリテーションの事業所数は同 24 位と県平均を下回る状況です。そのため要支援・要介護度が適切に認定されているか、あるいは適正なサービスが提供されているか等を検証し、必要に応じて適正化を図ることが求められます。

【取り組みの方向性】

国が定める「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報の突合」、「介護給付費通知」および「給付実績の活用」、並びに県が重点的に取り組むべき課題としている「要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮」について、それぞれ着実に取り組みを進めます。

（1）要介護認定の適正化

① 認定調査の結果に対する保険者による点検等

【事業の概要と成果】

毎月 1 回適正化連絡会を開催し、調査基準の平準化を図るとともに、指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査実施分及び直営で行う認定調査実施分ともに全

件点検を行いました。点検の結果に基づき適宜補正を行うことで調査員間の差異が補正され、全国データとの格差是正が図られ、適正な調査結果を介護認定審査会に提出することができています。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
認定調査結果の点検数（件/年）	目標	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	実績	全件 (6,139 件)	全件 (6,120 件)	全件 (5,538 件)			
調査員への伝達（回/年）	目標	12	12	12	12	12	12
	実績	11	11	11			

（注）令和 2 年度（2020 年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き点検体制を維持し、委託・直営分ともに職員および点検専任調査員による点検を全件実施します。また、点検の結果、修正が多い事項等を分析し、認定調査員に伝達することで調査結果の平準化に努めます。

②要介護認定の適正化に向けた取り組み

【事業の概要と成果】

厚生労働省の要介護認定適正化事業「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行いました。その結果を認定調査員へ情報提供を行うとともに、審査委員には県の技術的助言を受けての指摘事項を周知伝達することで、適正な審査が行われるよう努めました。これにより、全国結果との格差是正が図られています。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
業務分析データを活用した比較分析の実施・伝達（回/年）	目標	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	1			
県主催の研修への参加（人/回）	目標	毎回 1 名以上	毎回 1 名以上	毎回 1 名以上	毎回 1 名以上	毎回 1 名以上	毎回 1 名以上
	実績	毎回 1 名以上	毎回 1 名以上	毎回 1 名以上			

（注）令和 2 年度（2020 年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を実施し、介護認定審査会や認定調査員へ情報提供を行います。また、県主催の認定審査会委員研修、認定調査員研修および認定審査会事務局適正化研修を受講し、要介護認定の適正化に努めます。

(2) ケアプランの点検

【事業の概要と成果】

適正サービスを提供するためのケアプランの改善に加え、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を目的に、居宅介護支援事業所からケアプランを提出してもらい、内容を点検し、事業者を訪問し改善点を助言しました。これにより、点検を行ったケアプランの改善が図られると共に、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上にもつながっています。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
ケアプラン点検数 (件/年)	目標	12	13	14	170	200	250
	実績	12	13	98			

(注) 令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

点検を進める中で頻繁に見られる課題等については、居宅介護支援事業所との連絡会等で伝達し、市内の介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を図ります。

(3) 住宅改修、福祉用具の購入・貸与の点検

①住宅改修の点検

【事業の概要と成果】

書面により、住宅改修が適正に実施されているのか、また、改修の必要性等について全件点検しました。さらに、申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件、高額な工事、複雑な改修内容等の案件を選定し、現地調査を行いました。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
住宅改修書面審査 数（件/年）	目標	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	実績	全件	全件	全件			
住宅改修現地調査 件数（件/年）	目標	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	2			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き、書面による点検を全件実施します。また、改修の必要性が判断しづらい事案、高額な事案等については、施工前または施工後の現地調査・現地確認を適宜実施していきます。

②福祉用具の購入・貸与の点検

【事業の概要と成果】

書面により、福祉用具の購入・貸与が適正に実施されているのか、また、その妥当性等について全件点検しました。さらに、申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件等を選定し、事業者に対する問合せ、利用者宅への訪問による実態調査、介護支援専門員（ケアマネジャー）への確認などを実施しました。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
福祉用具点検数 （件/年）	目標	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	実績	全件	全件	全件			
福祉用具問合せ確 認（回/年）	目標	40	40	40	50	50	50
	実績	35	46	50			
福祉用具リハビリ 専門職等の支援を 受けた点検（回/年）	目標	実施方法 の検討	実施方法 の検討	試行	2	2	2
	実績	0	0	1			

（注）令和2年度（2020年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き、書面による点検を全件実施します。また、短期間で再購入された事案、認定調査の際に把握した受給者状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案、国が公

表する全国平均価格と乖離した金額で貸与されている事案等について、事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）への問合せや利用状況の現地調査を実施します。

（４）縦覧点検・医療情報との突合

【事業の概要と成果】

複数月にまたがる請求明細書の確認や医療と介護の給付情報を突合し整合性を確認すること等を通じて介護保険事業者による介護給付請求に誤りが無いかを点検し、給付の適正化を図ります。具体的には、縦覧点検については、静岡県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」といいます。）への業務委託により４帳票の点検を実施しました。

また、医療情報との突合についても国保連への業務委託を通じて毎月実施しました。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
縦覧点検に係る国保連への委託	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
医療情報との突合に係る国保連への委託	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

【取り組みの方向性】

引き続き、国保連への業務委託により縦覧点検・医療情報との突合による点検を実施します

（５）介護給付費通知

【事業の概要と成果】

サービスの全受給者に対して、利用者自身によるサービス利用状況の確認、及び事業者からの不適正な請求防止の啓発を図るため、介護給付費を通知しました。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
介護給付費通知回数（回/年）	目標	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

（注）令和 2 年度（2020 年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き、介護給付費通知を定期的に行い、利用者自身による利用確認、事業者による不適正な請求防止の啓発に努めます。

(6) 介護給付実績の活用

【事業の概要と成果】

国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を用いて、介護認定状況と利用サービスの不一致等がないかの点検を実施しました。これにより、認定調査状況と利用サービスの不一致防止を図っています。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
点検実施数 (帳票/年)	目標	12	12	12	12	12	12
	実績	0	0	12			

(注) 令和 2 年度 (2020 年度) の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き、国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を毎月点検し、請求内容が適正であるかを確認します。また、国保連が開催する研修会への参加や、国保連が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる職員の数を増やします。

(7) 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

【事業の概要と成果】

例年、要介護認定申請数の増加等により、申請から結果通知までの期間が長期化するという課題が発生していましたが、令和元年度 (2019 年度) 以降、本市の平均処理日数は全国及び県平均を下回っています。これは、調査件数が追いついていなかった課題に対し、調査員の増員や委託調査を増やす等により調査件数を確保したことによるものです。

また、申請から結果通知までの平均処理期間や未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげています。

なお、令和 2 年度 (2020 年度) においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に

より、「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱いについて（その 4）」に基づき、要介護認定の有効期間を 6 か月延長しています。

【実績と今後の目標】

年度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
平均処理期間（日）	目標	—	—	—	35.0	35.0	33.0
	実績	38.3	32.5	31.8			

（注）令和 2 年度（2020 年度）の実績は見込み値。

【取り組みの方向性】

引き続き、要介護認定の申請から結果通知までの進捗管理を行うとともに、認定調査員に対する連絡会や研修を実施し、調査票の質を高めることで、調査票の点検・修正に要する時間の短縮を図り、結果通知までの期間が長引かないように努めます。また、今後 3 年間も新規申請数の増加、及び令和 3 年度（2021 年度）～令和 4 年度（2022 年度）については更新申請数が多く見込まれることから、認定調査体制並びに事務処理体制の維持・強化を図ります。

第 11 章 介護保険事業費の見込み

第 11 章 介護保険事業費の見込み

これまでに述べてきた介護保険サービスや介護予防サービスの給付計画に基づく各サービスの見込み量を基に必要となる事業費（介護サービス等の合計額から利用者負担分を除いた額）を算定すると、次のようになります。

1 第 8 期介護保険事業に要する事業費

介護保険サービス、地域支援事業費に関する費用は次のとおりです。

(1) 介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの推計

介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの推計結果

			令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護	給付費 (千円)	66	66	66
		回数 (回/月)	1	1	1
		人数 (人/月)	1	1	1
	介護予防訪問看護	給付費 (千円)	10,646	10,895	11,211
		回数 (回/月)	178	181	187
		人数 (人/月)	27	28	29
	介護予防 訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	8,818	9,246	9,571
		回数 (回/月)	262	275	284
		人数 (人/月)	22	23	24
	介護予防居宅療養管理指導	給付費 (千円)	1,545	1,546	1,546
		人数 (人/月)	14	14	14
	介護予防 通所リハビリテーション	給付費 (千円)	146,026	154,295	158,638
		人数 (人/月)	375	396	407
	介護予防短期入所生活介護	給付費 (千円)	2,160	2,272	2,272
		日数 (日/月)	34	36	36
人数 (人/月)		7	8	8	

第 11 章 介護保険事業費の見込み

			令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防サービス	介護予防短期入所療養介護	給付費 (千円)	0	0	0
		日数 (日/月)	0	0	0
		人数 (人/月)	0	0	0
	介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	12,682	12,689	12,689
		人数 (人/月)	14	14	14
	介護予防福祉用具貸与	給付費 (千円)	50,492	53,328	54,747
		人数 (人/月)	640	676	694
	特定介護予防福祉用具購入	給付費 (千円)	3,230	3,637	3,637
		人数 (人/月)	9	10	10
	介護予防住宅改修	給付費 (千円)	13,467	14,342	14,342
		人数 (人/月)	15	16	16
	介護予防支援	給付費 (千円)	49,159	51,757	53,344
		人数 (人/月)	898	945	974
	地域密着型介護予防サービス	介護予防 認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	402	403
回数 (回/月)			4	4	4
人数 (人/月)			1	1	1
介護予防 小規模多機能型居宅介護		給付費 (千円)	964	964	964
		人数 (人/月)	2	2	2
介護予防 認知症対応型共同生活介護		給付費 (千円)	2,656	2,658	2,658
		人数 (人/月)	1	1	1

介護予防サービス、地域密着型 介護予防サービス合計 (A)	給付費 (千円)	302,313	318,098	326,088
----------------------------------	----------	---------	---------	---------

(2) 居宅サービス、地域密着型サービスの推計

居宅サービス、地域密着型サービスの推計結果

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
居宅サービス	訪問介護	給付費 (千円)	604,083	664,399	730,485
		回数 (回/月)	16,174	17,779	19,547
		人数 (人/月)	775	805	825
	訪問入浴介護	給付費 (千円)	69,989	72,338	73,777
		回数 (回/月)	482	498	508
		人数 (人/月)	98	102	104
	訪問看護	給付費 (千円)	148,114	154,616	161,585
		回数 (回/月)	2,434	2,540	2,653
		人数 (人/月)	300	316	333
	訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	32,323	33,298	34,348
		回数 (回/月)	967	995	1,027
		人数 (人/月)	73	76	79
	居宅療養管理指導	給付費 (千円)	57,506	59,454	61,256
		人数 (人/月)	508	525	541
	通所介護	給付費 (千円)	1,973,288	2,113,595	2,266,101
		回数 (回/月)	21,585	23,110	24,777
		人数 (人/月)	1,623	1,666	1,729
	通所リハビリテーション	給付費 (千円)	684,365	702,822	727,203
		回数 (回/月)	7,740	7,941	8,218
		人数 (人/月)	873	904	937
	短期入所生活介護	給付費 (千円)	668,043	708,082	750,847
日数 (日/月)		6,481	6,866	7,281	
人数 (人/月)		655	694	736	
短期入所療養介護	給付費 (千円)	12,971	13,233	13,338	
	日数 (日/月)	102	104	104	
	人数 (人/月)	21	22	23	

第 11 章 介護保険事業費の見込み

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	579,460	610,832	610,832
		人数 (人/月)	242	255	255
	福祉用具貸与	給付費 (千円)	356,792	372,181	386,848
		人数 (人/月)	2,260	2,358	2,451
	特定福祉用具購入	給付費 (千円)	10,622	11,357	12,091
		人数 (人/月)	30	32	34
	住宅改修費	給付費 (千円)	25,838	26,776	27,749
		人数 (人/月)	26	27	28
	居宅介護支援	給付費 (千円)	600,930	627,036	652,068
		人数 (人/月)	3,387	3,532	3,673
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	119,575	131,312	144,522
		回数 (回/月)	900	987	1,087
		人数 (人/月)	88	91	92
	小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	436,514	503,230	577,121
		人数 (人/月)	172	198	227
	認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	484,785	507,650	561,684
		人数 (人/月)	171	179	198
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	36,083	36,103	36,103
		人数 (人/月)	14	14	14
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費 (千円)	40,453	40,476	40,476
		人数 (人/月)	11	11	11
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費 (千円)	15,315	18,957	34,281
		人数 (人/月)	7	9	16
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	84,099	121,343	179,596
		人数 (人/月)	27	39	58
	地域密着型通所介護	給付費 (千円)	404,915	421,426	438,005
回数 (回/月)		4,334	4,510	4,687	
人数 (人/月)		401	417	434	
居宅サービス、地域密着型サービス 合計 (B)		給付費 (千円)	7,446,063	7,950,516	8,520,316

(3) 施設サービスの推計

施設サービスの推計結果

		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
施設サービス	介護老人福祉施設	給付費 (千円)	1,560,315	1,561,180	1,561,180
		人数 (人/月)	510	510	510
	介護老人保健施設	給付費 (千円)	1,757,078	1,758,053	1,758,053
		人数 (人/月)	531	531	531
	介護療養型医療施設	給付費 (千円)	0	0	0
		人数 (人/月)	0	0	0
	介護医療院	給付費 (千円)	213,069	213,187	213,187
		人数 (人/月)	46	46	46

施設サービス合計 (C)	給付費 (千円)	3,530,462	3,532,420	3,532,420
--------------	----------	-----------	-----------	-----------

(4) 標準給付費の推計

標準給付費の推計結果

(単位：千円)

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	合計
総給付費 (A + B + C)	11,278,838	11,801,034	12,378,824	35,458,696
特定入所者介護サービス費等 給付額	216,631	198,825	204,792	620,248
高額介護サービス費等給付額	180,344	174,105	160,500	514,949
高額医療合算介護サービス費等 給付額	36,654	37,509	38,383	112,546
算定対象審査支払手数料	8,094	8,337	8,587	25,018
標準給付費見込額	11,720,561	12,219,810	12,791,086	36,731,457

第 11 章 介護保険事業費の見込み

(5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の推計結果

(単位：千円)

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	355,637	362,700	367,028
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	205,154	214,157	216,600
包括的支援事業（社会保障充実分）	34,012	36,951	37,520
地域支援事業費合計	594,803	613,808	621,148

(6) 介護給付費の見込み

第 8 期介護保険事業に要する事業費は次のとおりとなります。

第 8 期介護保険事業費見込み

(単位：千円)

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	合計
標準給付費	11,720,561	12,219,810	12,791,086	36,731,457
地域支援事業費	594,803	613,808	621,148	1,829,759
合計	12,315,364	12,833,618	13,412,234	38,561,216

また、令和 7 年度（2025 年度）、令和 22 年度（2040 年度）における事業費見込みは以下のとおりとなります。

令和 7 年度（2025 年度）、令和 22 年度（2040 年度）事業費見込み (単位：千円)

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
標準給付費	13,231,674	13,947,392
地域支援事業費	603,304	567,600
合計	13,834,978	14,514,992

2 介護保険の財源

介護給付費等の財源構成・負担割合は利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の 50%を保険料、残りの 50%を税金等の公費で賄うこととなっており、そのうち第 1 号被保険者の第 8 期の負担割合は全体の 23%とすることが基本となっています。ただし、調整交付金の割合によって、第 1 号被保険者の負担割合は増減します。

介護保険制度の財源構成

財源構成		介護給付費		地域支援事業費	
		施設等サービス	その他サービス	総合事業	総合事業以外
公費	国庫負担金	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
	国の調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	—
	県負担金	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
	市負担金	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
保険料	第 1 号被保険者負担	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
	第 2 号被保険者負担	27.0%	27.0%	27.0%	—
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 上記は第 8 期計画の標準的な市町村の場合。保険料の負担割合は 3 年毎に見直しが行われます。第 1 号被保険者数と第 2 号被保険者数の割合に応じて第 1 号保険料と第 2 号保険料の負担割合が決められます。さらに、各市町村の後期高齢者の割合や第 1 号被保険者の所得状況に応じて国の調整負担金の比率が変動し、保険者の給付水準が同じで収入が同じ被保険者であれば、保険料負担額が全国で同一となるよう調整されます（国の調整負担額の割合に応じて第 1 号被保険者の負担割合が変動します）。

本市の第 8 期調整交付金の割合は次のように算定（予測値）しました。

第 8 期調整交付金割合見込み

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
調整交付金割合	3.00%	3.15%	3.30%

3 保険料基準額の算出

第 1 号被保険者の実際の介護保険料は、さらに準備基金（介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金）や保険者機能強化推進交付金（自立支援・重度化防止の取り組み等に対し、国が定める評価指標の達成状況に応じて国から交付される交付金）等の交付見込額も算定に加えることができます。第 8 期計画における介護保険料基準額を算定すると、年額 67,080 円、月額では 5,590 円となります。また、今回実施した推計結果では、令和 7 年度（2025 年度）の保険料基準額は年額 81,132 円（月額 6,761 円）、令和 22 年度（2040 年度）には年額 99,288 円（同 8,274 円）程度になると推計されます。

第 1 号被保険者の第 8 期介護保険料基準額

	項目	値
A	第 1 号被保険者負担分相当額（第 8 期期間標準給付費 + 地域支援事業費）×23%	8,869,080 千円
B	調整交付金相当額（標準給付費 + 地域支援事業費のうちの総合事業費）×5%	1,890,841 千円
C	調整交付金見込額	1,192,854 千円
D	準備基金取崩額（第 8 期期間の累計）	759,433 千円
E	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（第 8 期期間の累計）	183,799 千円
F	第 8 期期間保険料収納必要額（ $F = A + B - C - D - E$ ）	8,623,835 千円
G	第 8 期予定保険料収納率	98.7%
H	第 8 期期間保険料賦課総額（ $H = F \div G$ ）	8,737,421 千円
I	所得段階別加入割合補正後被保険者数（第 8 期期間の累計）	130,249 人
J	第 8 期介護保険料基準額（年額）（ $J = H \div I$ ）	67,080 円
K	第 8 期介護保険料基準額（月額）（ $K = J \div 12$ （か月））	5,590 円

保険料基準額（年額）の推移

（単位：円）

年度	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
	H12-14 (2000-02)	H15-17 (2003-05)	H18-20 (2006-08)	H21-23 (2009-11)	H24-26 (2012-14)	H27-29 (2015-17)	H30-R2 (2018-20)	R3-R5 (2021-23)
基準額	34,368	35,520	43,944	49,956	54,060	59,640	62,880	67,080
改定率	—	103.4%	123.7%	113.7%	108.2%	110.3%	105.4%	106.7%

4 第 1 号被保険者の介護保険料

第 7 期計画期間においては、所得等に応じた細やかな保険料とするため所得段階を 11 段階に分けていましたが、第 8 期計画期間では、これを応能負担の観点からさらに見直し、13 段階へと細分します。

第 8 期計画期間における第 1 号被保険者介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第 1 段階	生活保護を受けている人、および、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.3	20,124 円 (1,677 円)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.4	26,832 円 (2,236 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 120 万円超の人	基準額 × 0.7	46,956 円 (3,913 円)
第 4 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.9	60,372 円 (5,031 円)
第 5 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 80 万円超の人	基準額	67,080 円 (5,590 円)

第 11 章 介護保険事業費の見込み

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.2	80,496 円 (6,708 円)
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	基準額 × 1.3	87,204 円 (7,267 円)
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額 × 1.5	100,620 円 (8,385 円)
第 9 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.6	107,328 円 (8,944 円)
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の人	基準額 × 1.7	114,036 円 (9,503 円)
第 11 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満の人	基準額 × 1.8	120,744 円 (10,062 円)
第 12 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満の人	基準額 × 1.9	127,452 円 (10,621 円)
第 13 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額 × 2.0	134,160 円 (11,180 円)

所得段階別区分数の推移

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
年度	H12-14 (2000-02)	H15-17 (2003-05)	H18-20 (2006-08)	H21-23 (2009-11)	H24-26 (2012-14)	H27-29 (2015-17)	H30-R2 (2018-20)	R3-R5 (2021-23)
区分数	5 段階	5 段階	6 段階	8 段階	9 段階	11 段階	11 段階	13 段階

第 12 章 計画の推進体制と進行管理

第 12 章 計画の推進体制と進行管理

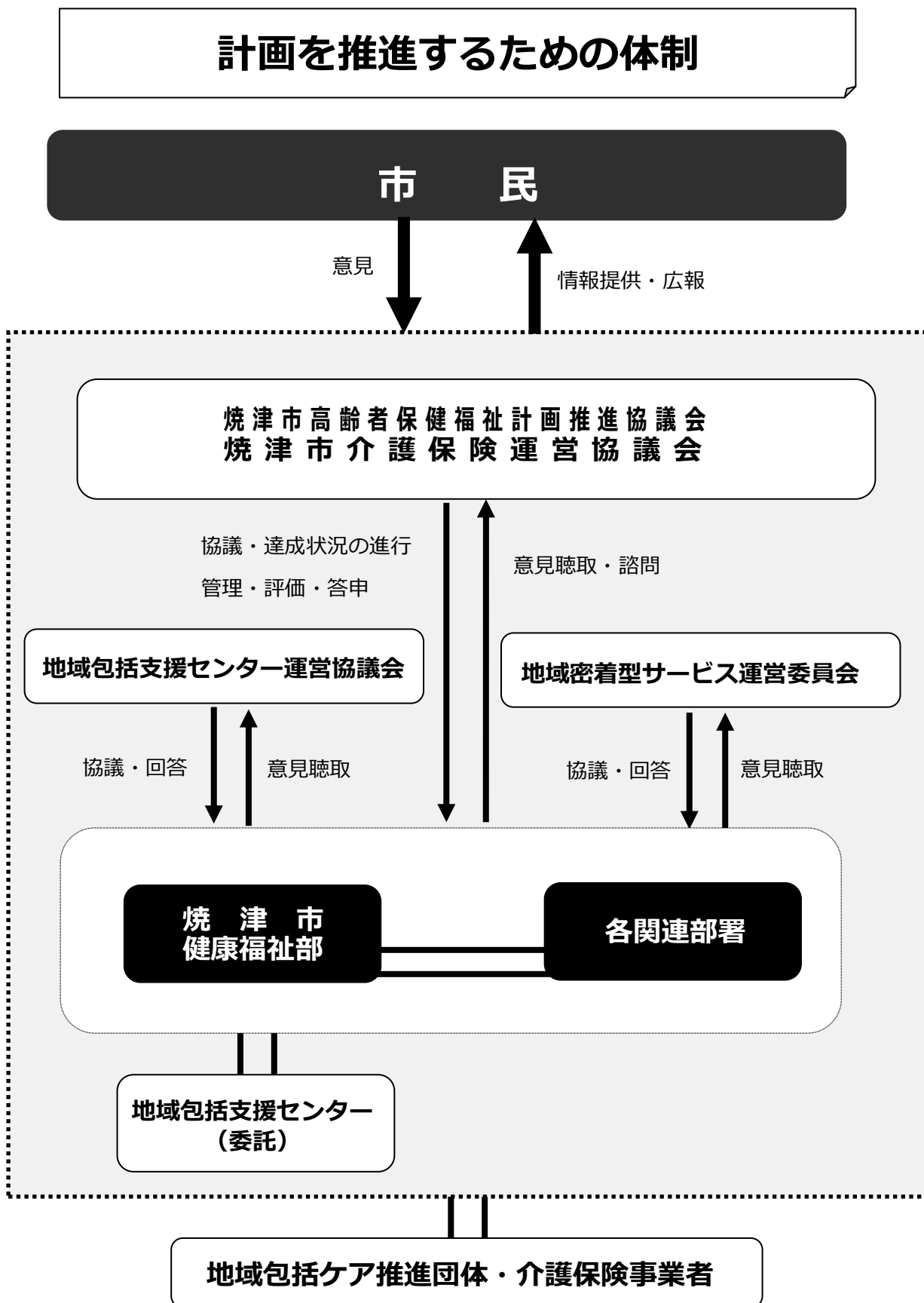
第 9 期ほほえみプラン 2 1 は、その施策や事業を着実に遂行し、かつ、より高い成果を創出するために、以下に示す体制と方法により推進します。

1 計画の推進体制

ほほえみプラン 2 1 は市が責任をもって推進します。具体的には、健康福祉部が中心となり、各関連部署や関係機関・事業者と連携を取りながらほほえみプラン 2 1 に基づく年次計画を作成し、毎年の取り組みを推進していきます。

また、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営委員会とも連携を図り、市と地域包括支援センター等の関係機関・事業者がほほえみプラン 2 1 に基づき一体となって取り組みを進めてまいります。

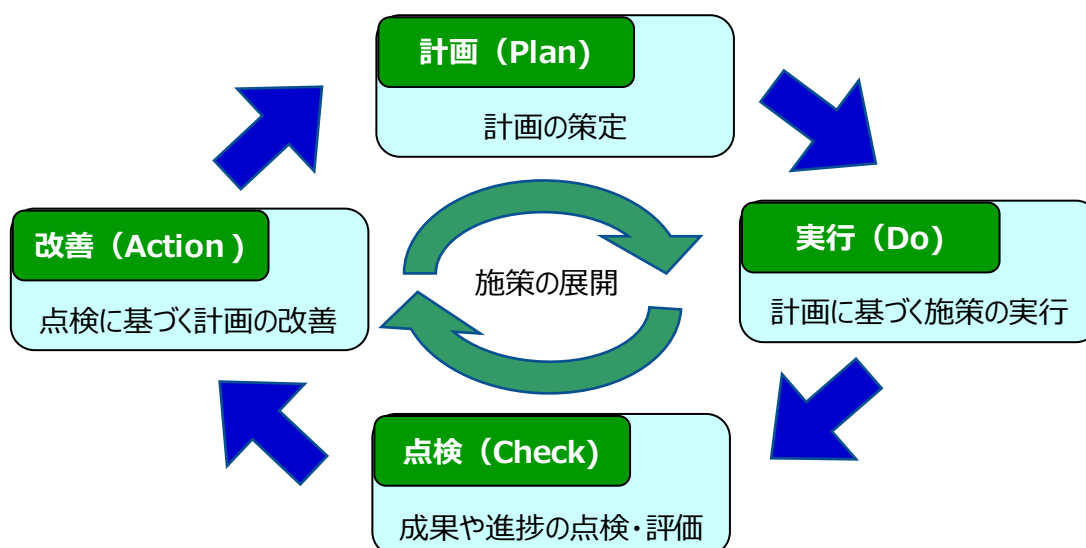
計画の進行状況の管理および評価に関しては、市民の意見を十分に反映し、適正かつ円滑に運営されるよう、市民から一般公募した被保険者の代表や保健・医療・福祉に関わる有識者から構成される「焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会」の審議に基づき行います。



2 計画の達成状況の点検及び評価

ほほえみプラン 2 1 は、掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するために P D C A サイクルに基づき、取り組みを進めます。介護予防サービスや介護保険サービスの利用状況のほか、介護予防の取り組みや人材確保等に係る成果目標・施策について、焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会と連携して定期的に点検・評価を行い、その結果を広く市民に公表します。そして、評価結果等を踏まえ、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、その計画の見直しを行います。

P D C A サイクルによる計画の推進



資 料 編

資料編

1 焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要領

焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要領

(目的)

第1条 焼津市の高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に関することとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 計画の進行状況の管理と評価に関する事項
- (3) 高齢者保健福祉サービスの種類及び内容に関する事項
- (4) その他計画運営に関する重要事項

(委員)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、介護保険運営協議会委員をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会議の議長となるほか会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要があるとき会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、焼津市健康福祉部において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮問して決定する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

資料編

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 焼津市介護保険運営協議会規則

焼津市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 29 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、焼津市介護保険条例（平成 12 年焼津市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 24 条の規定に基づき、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(調査審議事項)

第 3 条 条例第 21 条に規定する調査審議事項は、次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項

(2) 介護保険事業計画の進行状況の管理と評価に関する事項

(3) 介護サービスの種類及び内容に関する事項

(4) 介護保険料に関する事項

(5) その他介護保険事業の運営に関する重要事項

(招集)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、市長の諮問があったとき、又は会長が必要と認めるときに協議会を招集する。

(定足数)

第 5 条 協議会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開催し、及び議決をすることができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の調整)

第 7 条 議長は、会議録を調整させるものとする。

(会議結果の答申等)

第 8 条 会長は、会議の結果を市長に答申し、又は報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

資料編

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 第 4 条の規定にかかわらず、この規則の施行後の最初の協議会は、市長が招集する。

3 委員名簿

焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会

令和3年(2021年)3月現在

	氏名	所属等		備考
		区分	職場等	
1	石川 英也	学識又は経験を有する者	焼津市医師会代表	会長
2	片岡 洋平	学識又は経験を有する者	焼津市歯科医師会代表	副会長
3	岡村 正昭	被保険者	焼津市自治会連合会代表	
4	岡谷 榮三	被保険者	焼津市民生委員・児童委員協議会代表	
5	原 孝恵	被保険者	焼津市保健委員協議会代表	
6	滝澤 義雄	被保険者	さわやかクラブやいづ連合会代表	
7	押尾 正子	被保険者	市民代表	
8	近藤 征夫	被保険者	市民代表	
9	林 紘一朗	被保険者	市民代表	
10	高橋 千恵子	学識又は経験を有する者	焼津市薬剤師会代表	
11	谷 功	学識又は経験を有する者	静岡福祉大学代表	
12	飯原 有紀子	介護サービス事業者	居宅介護サービス事業所代表	
13	久保田 裕美	介護サービス事業者	居宅介護サービス事業所代表	
14	奥川 清孝	介護サービス事業者	施設系サービス事業所代表	
15	巻田 達央	被用者保険等の保険者	焼津商工会議所代表	

4 用語解説

ア行

運動器

身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経（運動・感覚）、脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成され、その総体をいいます。

カ行

介護サービス計画（ケアプラン）

利用者のニーズに合わせた適切なサービスが利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に作成される居宅サービス計画のことです。ケアプランは、公的な介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源も活用して作成されます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度における要介護者・要支援者の身近な相談窓口として、介護等を必要とする人がその心身の状況や環境、本人や家族の希望などに応じた適切なサービスを受けられるように介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との結びつけや関係機関（市町村、病院など）との連絡調整等を行う専門職のことです。

介護保険

加齢に伴って生ずる心身の変化、疾病等により要介護状態となり、介護や機能訓練、医療などを必要とする高齢者について、社会全体で支える仕組みとして作られた制度です。40歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担します。要介護と認定された場合、その状態に応じたケアプランが作成され、様々な介護保険サービスを利用できる制度です。

介護認定審査会

介護保険制度において、申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、及び適当と判断される場合の給付範囲を審査・判定（審査判定業務）する、市町村が設置する機関のことです。

介護予防・日常生活支援総合事業（通称：総合事業）

介護保険制度において、市町村が地域の状況に応じて取り組むことができる地域支援事業の1つです。これまで全国一律の介護予防給付で提供されていた介護予防訪問・通所介護サービスが、市町村ごとの総合事業へと移行されたことで、各地域の特色を生かしたサービスを創出することが可能となっています。

介護療養型医療施設

療養病床と老人性認知症疾患療養病棟の2種類があり、病状が安定している要介護状態の方が入所する医療施設です。療養病床は急性期の治療終了後で長期に療養が必要な方を、老人性認知症疾患療養病棟は認知症の方を対象とし、それぞれ療養上の管理や機能訓練等の必要な医療を行う施設をいいます。なお、介護療養型医療施設は令和6年（2024年）3月までに介護医療院等への移行が義務付けられています。

介護老人福祉施設

要介護状態の方が入所し、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受ける施設をいいます。

介護老人保健施設

病状が安定している要介護状態の方が入所し、リハビリテーションや食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受け、在宅復帰を目指す施設をいいます。

かかりつけ医

自分の生活環境を把握し、いつでも健康上の相談を受け、丁寧かつ正確に病状を説明し、あるいは必要に応じて他の専門的な医療機関を紹介するなどの役割を担った医師のことです。

基本チェックリスト

運動機能や生活力などの心身機能の低下の有無を判断し、事業対象者の把握を目的とした調査票です。回答の結果により、生活習慣の改善や介護予防・生活支援サービス事業に取り組みにつなげていきます。

キャラバン・メイト

キャラバン・メイト養成研修を受講した人で、自治体等と協働して認知症サポーター養成講座を開催し、講師を務めるボランティアです。

グループホーム

認知症の高齢者や障害者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居またはその生活形態をいいます。

権利擁護

生活不安を感じている高齢者や身体障害者、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行います。

高額介護サービス費

被保険者が介護保険の在宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が上限額を超えた時は、申請により、高額介護（介護予防）サービス費として超えた分が支給される制度のことです。

コーホート変化率法

同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の2つの時点の人口動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計期間が比較的近い将来で、変化率を算出する過去の対象期間に特殊な人口変動がなく、また推計期間となる将来にも特殊な人口変動が予想されない場合での利用が適しています。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のことです。65歳～74歳の高齢者を前期高齢者としています。

高齢者虐待

高齢者に対して行なわれる虐待行為です。主に、殴る、叩くなどの身体的虐待、わいせつな行為をするなどの性的虐待、暴言や恫喝など言葉による心理的虐待、年金や生活資金の搾取などによる経済的虐待、介護や世話の放棄、放任など5種類に分類されます。

サ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦のみ世帯が急激に増加する一方で、高齢者の住まいが足りない状況があることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）により創設された高齢者向けの賃貸住宅をいいます。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者をいいます。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

夕行

第1号被保険者

介護保険法に規定されている65歳以上の高齢者のことをいいます。

第2号被保険者

介護保険法に規定されている40歳以上64歳以下で医療保険（健康保険）に加入している方のことをいいます。

団塊ジュニア

年間出生数が200万人を超えた昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）生まれの世代を指します。この間の出生数は合計で約816万人に上り、「第2次ベビーブーム」と言われました。

団塊世代

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）に生まれた世代をいいます。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第1次ベビーブーム世代」とも呼ばれています。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。少子超高齢社会がさらに進展することを見据え、どのような社会を構築していくのかを政府が示したビジョンです。

地域ケア会議

医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決や、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業への反映などの政策形成につなげる役割を果たす会議です。

地域支援事業

介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制をいいます。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関です。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっています。

地域密着型サービス

平成18年度（2006年度）に、高齢者が住み慣れた環境・地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けられることができるよう創設された介護保険のサービス体系のことをいいます。原則として、指定を行った市町村の被保険者のみが利用できます。

ナ行

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、より身近な地域において高齢者を支える体制を整備することが必要との考え方に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して市町村が定めています。面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定することとなっており、焼津市では4つの日常生活圏域が設定されています。

認知症サポーター

自治体等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症について正しい知識と理解をもち、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守り、手助けをする応援者です。

認知症施策推進大綱

令和元年（2019年）に認知症施策推進関係閣僚会議によって取りまとめられた認知症施策に関する新たな基本方針です。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大などの取り組み推進すること等を謳っています。

ハ行

フレイル

日本老年医学会が提唱した健康な状態と要介護状態の中間の状態を表す概念のことです。加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ですが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態とされています。多くの場合、要介護状態へはフレイルを経て進むと考えられており、早期にフレイルに気づき対応を図ることが重要とされています。

マ行

民生委員・児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

ヤ行

有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要な「サービス」が付帯した「住まい」で、福祉施設とは異なります。

ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者などのために、様々な障壁をなくしていくバリアフリーの考え方

をさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様をあらかじめ取り入れていこうとする考え方です。

ラ行

リハビリテーション

単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものです。

老人クラブ

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、地域に暮らす高齢者を対象に組織されたクラブです。

老人福祉法

高齢者の福祉を図ることを目的として、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じるために制定された法律です。社会福祉六法の1つです。

第9期ほほえみプラン21

(第9期焼津市高齢者保健福祉計画)

(第8期焼津市介護保険事業計画)

【令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)】

令和3年(2021年)3月

発行 静岡県焼津市

健康福祉部 地域包括ケア推進課・介護保険課

〒425-8502 静岡県焼津市本町5丁目6番1号

T E L 054-626-1117 (地域包括ケア推進課)

054-626-1159 (介護保険課)

F A X 054-621-0034

ホームページ：<http://www.city.yaizu.lg.jp/>

メールアドレス：choju@city.yaizu.lg.jp

(地域包括ケア推進課)

kaigo@city.yaizu.lg.jp

(介護保険課)

